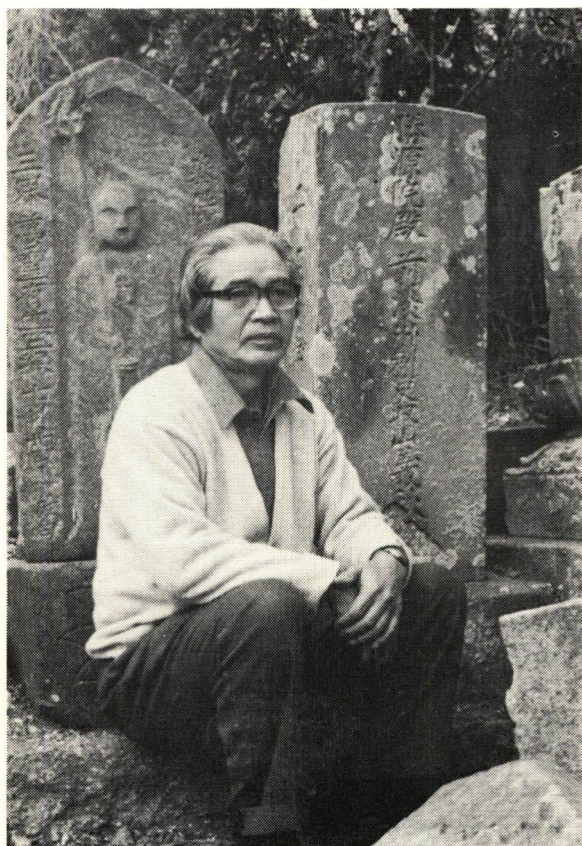


橋本石洲著

伊勢の富をり沿革史

神都雲夢園蔵梓



第二十代山田奉行保科淡路守従五位下源朝臣正純墓前の著者

序

風が吹く／＼小林風が

権が強うて恐うござる

寛永・正保の頃より、神領一般庶民によつて口号まれて来た此の口碑は、歴史の有る限り消えさうにもない。

小林とは所謂徳川幕府直轄伊勢山田奉行所の事であるが、歴代御旗本の支配御組頭であつた先祖の血を引く著者は、果して「恐うござつた」のか大いなる興味を覚え、其の追究へと半生を打ち込んで来た。現在に至つても山田奉行所の正確実相を語る書物は少く、荒唐無稽といふ俗伝の域を出ない書物が多い。本書は前著〔陽田の土〕所収の「両宮師職家と山田奉行所」より、再録したものはあるが、歴代御奉行の供養にもと山田奉行所一本に絞り、十全を期すべく加筆補正の上刊行する事とした。猶本書全文は資料の公文書や古文書や古文献やの引用の關係もあり、終始歴史的仮名づかひを以てした事を断つて置く。

奉行所跡を尋ねし折に

小林とふ 里曲の蚊火に ある懐古

昭和五十乙卯年五月十九日

雲夢園の南窓に於て

七十三齡 橋本石洲がしるす

菊發葵凋疇昔愁。

奉行遺蹟帶烟留。

疏籬影瘦新霜早。

荒圃香殘暮景幽。

不管野夫銀錯落。

可知村婦玉搔頭。

蠶簾豚柵雞埒好。

縹緲乾坤黯淡秋。

大正己未晚秋過山田奉行所舊蹟於度會郡御園村小林有感而賦
即事一首

雲 夢 園 主 人

支配御組頭 橋本市郎左衛門藤原浄安 自筆留書

此書は、浄安の自筆留書である。内容は、御組頭としての職務や、領地管理に関する事項が記されている。文字は、江戸時代中期の書体で、流石の御組頭としての筆致が窺える。紙は古びた色合いで、墨の濃淡もよく表現されている。

(著者蔵)

寛文十^{庚戌}年十一月廿四日亥刻上中之郷鉦屋世古^{家數五千七百四十三軒}出火(死人四十九人)

右之焼失之後御奉行桑山丹後守貞政朝臣江府へ訴へ玉ひ翌年五月十日三方江御下知有る宮中ニ近き館町之家を退玉ひ北御門之前^坂之世古まで大通^{十間}斗つゝ公儀江召上られ空地になし玉ふ坪數^ノ三千余坪也退玉ふ家々は引料を下し玉ふ屋敷は近隣売買之直段家は一坪ニ金一步つゝ也世儀寺道之百間堀之内世儀寺屋敷之地に有たるを此時岡本公事屋敷替地ニ下し玉ふ本堂引料は金五百兩寺中引料は金四百兩也

町々に有之此度焼失したる寺院四拾年此方開基之分寺号無之分は潰し玉ひ其余は市中離れて土地を玉ひ引退ケ給ふ今之越坂中寺町前田等也

山田焼失之輩ニ判借金一万兩下し玉ふ子年^酉年迄十ヶ年ニ上納可致由御下知有之候

右桑山貞政朝臣御下知也

伊勢山田奉行沿革史 目次

序

過山田奉行所舊蹟口占五十六字

支配御組頭橋本市郎左衛門藤原浄安自筆留書影片

第一部 山田奉行所の設置

一 奉行と諸役人 …………… 1

二 奉行所の機構と職責 …………… 16

三 幕府機関の秘密主義 …………… 34

第二部 歴代奉行の事績

一 長野内蔵允友長 …………… 44

二 日向半兵衛政成 …………… 47

三 水谷九左衛門尉光勝 …………… 49

四 山岡圖書頭景以 …………… 51

五 中川半左衛門忠勝 …………… 52

六 岡田伊勢守善同 …………… 53

七	花房志摩守幸次	54
八	石川大隅守政次	61
九	八木但馬守宗直	76
一〇	桑山丹後守貞政	81
二	岡部駿河守勝重	120
三	長谷川周防守重章	140
三	久永丹波守重高	173
四	浅野美濃守長恒	176
五	堀 隱岐守利壽	176
六	佐野豊前守直行	178
七	渡邊下總守輝	185
六	大岡能登守忠相	194
元	黒川丹波守正増	197
三〇	保科淡路守正純	202

三	堀 對馬守直生	209
三	加藤飛驒守明雅	212
三	堀 伊賀守利庸	215
四	水野甲斐守忠福	221
五	大岡美濃守忠移	232
六	依田肥前守恒信	233
七	松田河内守貞居	244
六	山田肥後守利壽	249
元	野一色兵庫頭義恭	256
三〇	堀田土佐守正貴	264
三	寛 越前守爲規	267
三	小林筑後守正秘	270
三	大河内肥前守政良	275
四	高井山城守實徳	277

第三部 奉行所諸役人の姓名録

一	奉行御目代姓名録	326
二	歴代奥勤姓名録	327
三	慶応四年御組姓名録	330
一	星野丹後守益庶	280
二	牧野長門守成文	282
三	金森山城守可充	288
四	柴田日向守康直	290
五	三枝伊豫守守行	294
六	落合能登守道一	294
七	柳生播磨守久包	296
八	太田志摩守資貞	298
九	小出豊前守英美	300
一〇	河野對馬守通訓	301
一一	山口丹波守直信	303
一二	渡邊肥後守孝綱	309
一三	秋山安房守正光	311
一四	本多伊豫守忠貫	318

表紙題字 著者

著者近影 二女清水幹子撮影

例言

一 本書は徳川幕府直轄の勢州山田奉行所の歴史を、広く知らしめると共に、歴代の御奉行に推薦せんがため著作したものである。然して其の資料は全部拙家に襲蔵される古文書・古文獻と、北畠・木造両御所時代よりの血縁であり、拙家同様山田奉行所の奥勤役人であつた、粥見の柘植智重・小林の中村澄夫両家のものを用ひた。

一 本書の資料は膨大な数に上るが、公文書・古文書・古文獻のうち、はつきり誤字と認められたものだけ、文脈を損はぬ程度に訂正した。

一 公文書の内容は階級制度の厳しかつた、当時の一つの現れとして其の儘登載した。

一 古文書・古文獻の言語・送仮名は、当時の武家と庶民との様相を知る上に於て、重要な鍵を握るものとして其の儘登載した。

一 本書刊行に当り品彦・苗彦・典子（改永崎姓）紀彦・宣彦・幹子（改清水姓）の吾子六人と、実妹せん（改藤原姓）姪和子（改中村姓）との協力は当然の事ながらも感謝の外はない。

伊勢山田奉行沿革史

伊勢山田奉行沿革史

橋 本 石 洲 著

第一部 山田奉行所の設置

一 奉行と諸役人

慶長五年（一六〇〇）九月の関ヶ原役後、豊臣氏に替り徳川氏が天下の実権を掌握し、同八年（一六〇三）二月江戸に幕府を開府したが、其の出先機関所謂遠国奉行として、同八年三月に肥州長崎町奉行所の設置が決定、四月に勢州山田奉行所の設置案が出され、十一月には其の実行となり、江州山中の代官長野内蔵允友長が奉行へ転役され、同時に江戸御表より支配御組頭四人・与力六騎・同心二十人、四日市より水主四十人の派遣があり、度会郡有滝村の奉行御

屋敷へ入つた。〔亀谷重勝寛文乙巳備忘録・武徳編年集成〕

此の奉行並諸役人の派遣は右の如く歴然と慶長八年（一六〇三）十一月にも拘はらず、一般庶民の史書には元和元年（一六一五）正月、山田三方会合年寄衆の要請によつたと報じて居る。然し之は後年同三方会合年寄衆の作為した妄説であり、幕府に於ても当山田奉行所に於ても、それを裏付けるだけの証拠とて無く、又拠るべき資料が何一つ発見されて居ない現在、今更喋々論ずる程の事でもなからう。当時の幕府として見れば、宇治・山田の自治体の事よりも、対外的所謂軍事上・経済上の要地である下田港・長崎港と共に、鳥羽港を控へ守護不入の治外法権的性格を持つ、神領支配下の方が緊急を要され、案の上慶長十九年（一六一四）九月に至り戦雲は西方へと動き初め、大坂役が勃発したのであつた。

神領の宇治・山田が守護不入の地であつた事は、取りも直さず武家の守護使の手を経ずして、神領の自治に委した事に外ならない。然し鎌倉時代・南北朝時代・室町時代・戦国時代・織豊時代と、其の歴史を振り返つて見ても守護不入の四文字は、実あつて名これに伴はざるの感が深い。康永元年（一三四二）十月坂十仏は其の著〔伊勢太神宮参詣記〕に

造替あるべき月日も過ぎぬれば、甕やぶれて雨股柏のもとにしたゝり、軒かたぶきて風夏

松のかけをはらふ。天下の兵革は王道の衰微なりとなげき侍りしに、世上の擾乱は宗廟にも及びけると、例の涙袖にあまる程なり。

と叫んで居る。両宮は此の間徐々に卑俗化して往き、守護不入どころか各地の神領は、所在の豪族共に掠奪押領され、宇治・山田それ自体も両宮の確執は甚しく、山田一揆衆の蜂起、宇治・山田合戦、じん神人・しんえきじん神役人合戦と、互に武力をもつて血を流し続けて居たのであつた。

天下の実権を掌握した徳川氏が、慶長八年（一六〇三）九月九日宇治二郷会合年寄共へ、同年九月廿五日山田三方会合年寄共へ、次の如く朱印状を下附され、宮川以東の守護不入を認め、其の自治をも許された。即ち

一 内宮知行方可為守護不入事

付 諸法度任先規年寄共可申付事

一 喧嘩口論之儀前々雖在之當時堅令停止

訖若於違背之輩者双方可為曲事事

一 參宮之輩者可為旦那次第事

慶長八年九月九日



康 ○ 家

内宮二郷

年 寄

一 伊勢從宮川内三宮内知行方可為守護不入之事

付 諸法度任先規年寄共可申付事

一 喧嘩口論之儀前々雖有之當時堅令停止

訖若於違背之輩者双方可為曲事事

一 參宮之輩者可為先規法式事

慶長八年九月廿五日



康 ○ 家

外宮年寄共

かうして掠奪押領されて居た、各地の神領を元点に復らしめ、両宮所在地に相應しい真の平和を齎せた事は、偉大なる神忠と言つても過言ではない。鎌倉時代よりの「武家政治」さう言つた通念を以てすれば、同慶長八年十一月神領に於ける山田奉行所の設置は、当然過ぎる程当然であつたらう。

徳川氏が江戸幕府の開府以来、一番危惧された事は外様大名の背叛であるから、元和元年（一六一五）七月先づ武家諸法度十三ヶ条を制定して、諸大名に対する統制方針を実施した。

大名には徳川氏の家臣の家柄である譜代と、もと家康と同輩であつた武將と、其の子孫である外様との三つに分たれるが、制度のそれに依ると、大名や家臣の叛逆の摘発、牢人召抱えの禁止、無許可の筑城、造船の禁止、無届の婚姻、教養・国政・衣裳等にも規定し、財力消耗に依る抗戦力低下を目的とした参勤交代を実施し、一定期間其の妻子を事実上の人質として江戸に滞留させ、又大名行列や在府に厯大なる費用を負担させ、日光東照宮の造営や河川・道路改修の工事やも命じた。更に要地には親藩・譜代を当て、有力なる外様大名の附近には、譜代を封じて絶えず監視に当らせ、朝廷及公家に対しては、禁中竝公家諸法度十七ヶ条を制定し、天皇には政治に關係の無い御学芸を御薦めし、一切の実権から離れさせ、公家には其の家柄と、虚

名となつた官位を擁するのみに止めさせ、特に西国大名には参勤交代の途中、洛中の通過を禁止した。尚又それ等大名が外国に接近し、援助される事を臆れ鎖国を実施し、一神の下万民平等の教義をも嫌つて、キリシタンを禁制宗教とした。一般庶民に対しては、士・農・工・商の身分制度を設け、武士を支配階級の最上位に置いた。此の身分制度の固定に就いて、歴史学者の家永三郎は

江戸幕府は国民の身分階級の区別を厳にし、濫りに下の身分から上の身分に移るのを禁じ、武士階級の支配的地位の動揺しない様に計つたのである。江戸時代の国民は武士・百姓・町人の三つを主とし、其の下に非人・穢多と言ふ賤民が置かれた。武士は一万石以上の封禄を持つ大名と一万石未満の幕府直参たる御旗本・御家人と、是等に仕へる陪臣との三つに分たれ、其の外に主君を持たない失業武士である牢人があつた。牢人は其の窮境を打破する為に、世の中の乱れるのを望む傾きがあり、慶安四年（一六五一）七月由井正雪・丸橋忠弥の牢人一味の幕府顛覆の陰謀なども起つたりしたので、幕府は牢人の取締りには特に心を配らねばならなかつた。百姓には地主・自作農・小作人の別ある事今に同じく、武士の命を受けて百姓の取締りに当る村役人所謂大庄屋・庄屋・肝煎は多く地主の中から選

ばれた。身分としては形式上町人の上に置かれたが、武士は彼等を最大限に労働させ、収穫を租税として取れるだけ取らうとして居たから、其の生活はみじめなものであつた。當時の租税は五公五民と云つて収穫の五割と謂ふ高率であり、此の外に人足や労力の供出等雑役を課せられる事が多く、生活難に喘ぐ彼等は、人口増加の抑制や一揆等の非常手段に訴へてまでも、其の苦しみから免れようと跑いて居たのである。町人は都会の商工業である家主と借家人との別がある。新興の階級として商工業の興隆に伴ひ商人の勢いは増したが、士・農・工・商と謂ふ順序に見える通り、最も低い身分として一般から賤しめられて居た。江戸時代の封建社会は此の身分秩序の固定に依て維持され、支配者たる武士と其の政府とが、一般庶民に加へる権力は絶大であつた。斬捨御免と言つて武士に無礼をはたらく者は、用捨なく即座に斬り殺して差支へなく、又庶民に対する刑罰は極めて峻厳で、斬罪・火罪・獄門・磔など酷刑を加へられたのは、戦国時代以来の殺伐な風の名残と言ひながら、其の統制の如何に厳しかつたかを察せしめるに十分であらう。

と述べて居る。此の如き厳しい政策は、鎌倉時代以降封建制度が組織化された武家政治の典型と言へよう。

慶長八年（一六〇三）十一月山田奉行に任ぜられた長野内蔵允を筆頭に、日向半兵衛・水谷九左衛門尉・山岡圖書頭・中川半左衛門・岡田伊勢守・花房志摩守・石川大隅守と順次御奉行として就任した。其の間にあつて徳川氏は着々と幕府の基礎固めを行ひ、家康の薨後秀忠の親政を徑て、家光に至り幕府と諸藩を単位とした、中央集権的な幕藩体制が整備され、寛永十二年（一六三五）六月には、大老を最高の職と成し、老中が政務を分掌処理し、其の下に若年寄を置き、大目付が大名を、目付が旗本・御家人を、各々監視する役に当り、寺社奉行が宗教行政を、江戸町奉行が江戸の警察及市政を、勘定奉行が直轄領の財政を掌るといふ所謂三奉行等、幕府を構成する職制が確立されたのであつた。

此の職制の町奉行系列中に山田町奉行もあるが、山田町奉行は前述の如く慶長八年（一六〇三）十一月長野内蔵允の着任と同時に、支配御組頭四人・与力六騎・同心二十人を江戸御表より派遣し、水主四十人（註||此の水主四十人は去る天正十年（一五八二）六月本能寺変後、家康が泉州堺浦を脱出し、勢州白子浜より參州吉田へ向ふ途中、其の身边を護衛した四日市周辺の土民達であり、家康は九死に一生の艱險を思ひ給ひ、尽く御船、手水主として登庸し之を祿された）を四日市より登庸附属せしめ、又軍船の虎丸・孔雀丸二艘と、関船の天地丸・鬼丸・千速丸・一楽丸・小鷲丸・乙

矢丸・小鳥丸七艘を伊勢湾海上に泛かばせ、幕府の出先機関として堂々たる陣容で固められて居た。

勢州山田町奉行の名称は伊勢奉行〔大猷院殿御実紀〕、伊勢町奉行〔延宝六年武鑑〕、伊勢郡代〔貞享三年武鑑〕、伊勢山田町奉行〔正徳六年武鑑・寛保六年武鑑〕、伊勢山田奉行〔文政三年武鑑〕、山田奉行〔京兆府尹記〕、勢州山田奉行〔武徳編年集成〕、山田奉行〔明良帶録〕等あり、然して内宮四祢宜園田守任の〔冠下日記〕には「元和二丙辰年二月十八日いせ奉行内蔵殿より飛脚くる。江戸へ年頭すべきよし有云々」と既に伊勢奉行の名称が使はれて居た。

当時は勢州度会郡有滝村に約一千百三十七坪餘の軍船虎丸・孔雀丸二艘の御船蔵、御奉行の御屋敷、諸役人の御長屋があり、御奉行の御屋敷より長野奉行の御下代中村勝兵衛尉・小浜右京進・水谷九左衛門尉が山田高柳に、日向奉行の御下代中村勝兵衛尉・小浜右京進・桑名忠八・山崎十右衛門が山田下中之郷町に、水谷奉行の御下代中村勝兵衛尉・小浜右京進・桑名忠八・水谷豊兵衛が山田一之木町にそれぞれ地理的便宜上出張し、其の役宅を裁断所とした。御下代の身分は御旗本・御旗本格であり、奉行御目代として支配御組頭同様、幕府より見識・教養ある人物が任命された。岡田奉行の時、山田宮後西河原町の慶宝寺で自ら訴訟を聴聞された

が、後山田吹上町一本木へ御役所を新築し移転する事になった。〔御奉行所控・寛文乙巳備忘録〕江戸時代を通じての山田奉行の職掌は〔京兆府尹記〕に次の如く見えて居る。

山田奉行之事

日光奉行同位芙蓉之間御役人一人御詰切

一 内宮外宮両太神宮之警衛にして廿一年目毎に御遷宮之節御造宮奉行

例年九月十六日神事之節御神事奉行たり

是御役之第一也

一 伊勢志摩両国及山田御神領之分ハ当所奉行支配す尤公事裁判取行ふ

是御役之第二也

一 最寄之諸侯変事有時ハ御教書を達し其急を防ぐ南海道之主将紀伊大

納言殿江申而俱に防ぎ内外両宮を守護す

是御役之第三也

一 志摩国鳥羽之港ハ西国船廻送之分風待する所也武具或ハ怪敷荷物あ

れば是を点見し兼而ハ南海漂流之異国船あれば其筋を尋問し江府江

言上し長崎江送る且ハ御防之一所也

是御役之第四也

又其の機構と人員は〔寛文乙巳備忘録〕に

御奉行 二人 御旗本也

御用人 三人

御奉行之手人也

御給人 三人

支配御組頭 四人 御旗本に而又御船手御組頭と称す

与 力 六騎 御譜代席に而又御船手与力と称す

右奥勤又御家中と称す也

同心 二十人 御譜代准席より御抱席迄に而又御船手同心と称す

水主 四十人 御抱筋に而御船手水主と称す

右御組又組方と称す也

と記されており、江戸町奉行所のそれに比べ、決して劣らぬ充実振りであつた。殊に軍船の虎丸・孔雀丸・三日月丸、関船の天地丸・鬼丸・千速丸等の配備は、幕府の威力を示すものであ

り、然して其の長たる御奉行の位階は従五位下所謂朝散大夫で、大諸侯に同等対応出来るよう位置付けられて居た。

町奉行は勘定奉行と同じく、役料高三千石と極つて居るが、勘定奉行の如く役金三百両は付かない。宇治・山田は幕府の統治下の都市であつたから、其の都市其の周辺を支配する法令も、江戸町奉行所の奉ずる法令と変りはなく幕府の法令でもあつた。

御奉行の初期の名称は一般に京都所司代同様、所司代長野内蔵允殿と呼ばれ、其の次席を御下代中村勝兵衛尉殿などと呼ばれて居たが、数年後には伊勢奉行を公称した。此の所司代や御下代やの呼称は、第八代石川大隅守あたり迄用ひられたのであつた。〔冠下日記・勢陽雜記・松垣左近家文書〕

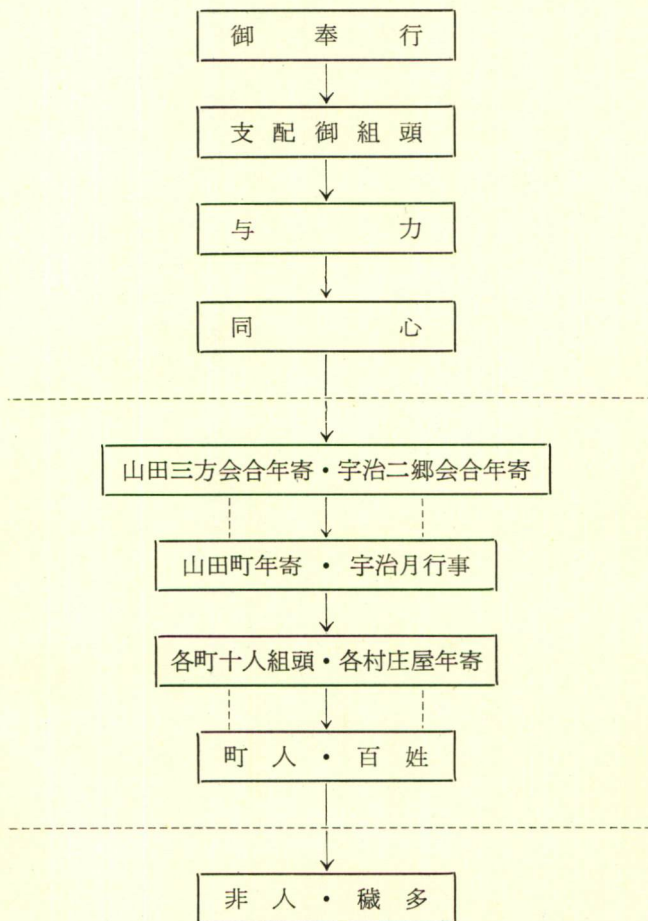
前述の如く、両太神宮所在地といふ土地柄だけではなく、海上交通路の要衝の地でもあり、軍事基地としての性格を多量に帯びて居たから、幕府は奉行の任命に禄高の多い少いは問題でなく、御旗本中最も勝れた者を一人又は二人抜擢し、二人の場合は一年又は半年交替で山田に在勤し、非番には江戸へ帰り四月又は九月に交替させた。

山田奉行に内定し、初入される時は迎方与力一騎・同心二人が、新任の御奉行を迎へに江戸

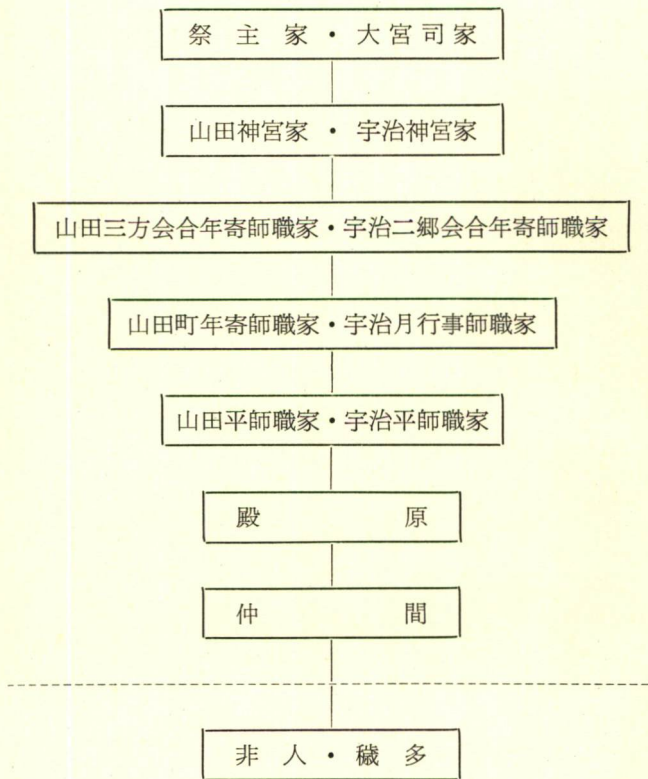
へ往き、与力・同心の総代として祝詞を述べ同道された。此の御奉行の就任入部に当り、大宮司以下両宮正員称宜・同会合年寄・同町年寄一同は、必ず小俣口渡場まで出迎へる事が定であり、又初入式には支配御組頭衆・与力衆と騎馬で宇治領・山田領の巡見が行はれた。〔奥勤橋本市郎左衛門家文書・柘植傳左衛門家文書〕

神領一般庶民の作法心得所謂「会釈」として、大宮司家より殿原・仲間に至るまで全部支配下に置き、大宮司家・両神宮家・同叙爵家・山田三方会合年寄師職家・宇治二郷会合年寄師職家・山田町年寄師職家・宇治月行事師職家の者と雖も、駕籠で通る途中山田奉行所の御奉行・支配御組頭衆（御普請役御組頭衆）・与力衆（御目付衆）・同心衆の御役人と出合の時は、必ず居ずまひを直し、急度乗物より降るべき事が定められ、武家と庶民との間に其の階級制度・身分制度が厳しく一線を画された。茲に分り易く宇治・山田の行政図と同一一般庶民の階級制度図を掲載して置かう。（註Ⅱ安永元年（二七七二）正月に至り、御奉行が支配御組頭衆を随伴し、元朝の両宮参拝の時、両宮会合年寄共・同町年寄共が出合ふには大紋を着用し、又年頭の御札には長上下を着用する事が規定された）

宇治・山田の行政図



宇治・山田一般庶民の階級制度図



寛永十二年（一六三五）六月に至るや「武家諸法度」の改正と御旗本・御家人に対する「諸士法度」とが公布されたが、其の年山田吹上町一本木より度会郡御園村小林へ移建した役邸は、約一万三千九百七十坪余威厳を示す大且つ豪壮たるものであつた。猶移建に伴ひ御奉行と手人衆は奉行御屋敷に、奥勤の支配御組頭衆と与力衆は大湊に御屋敷を構へ御厩を設けたが、御組の水主同心衆（註||寛永六年（一六二九）正月既に同心と水主は統合水主同心と呼称した）は組屋敷で、奉行所後方に廿五軒あり内御組と称し同北方に五十軒あり外御組と称された。

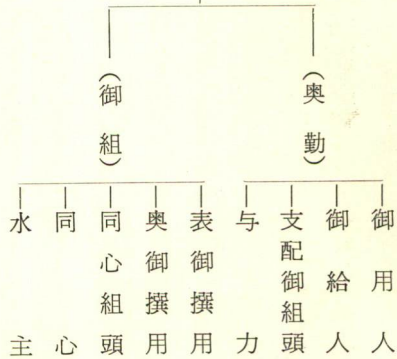
又軍船虎丸・孔雀丸・三日月丸三艘の御船蔵は小林村の東北方、豊宮川分流の岸であつた。

此の神領唯一たる武家衆の役所を、俗に山田奉行所又は小林役所とも称された。「奥勤橋本市郎左衛門家文書」

二 奉行所の機構と職責

奉行所の機構は「御奉行所控・御役所旧記」に御奉行を筆頭として、総べて軍事的に統轄組織され、次の図解の如く見えて居る。

御奉行



御奉行 一人又は二人

慶長八年（一六〇三）二月、幕府が大名統制化と並び、全国の重要都市に所司代・奉行・代官を置いて統制させた職名で、後年の寺社奉行・勘定奉行・町奉行の所謂三奉行の一つである。各々奉行とも直属の支配組頭とか支配吟味物調役とか云ふ御組頭があり、与力・同心を統率して居た。寺社奉行は御譜代の御大名より、勘定奉行と町奉行は御直参の御旗本より抜

擢登庸された。其の位階は従五位下所謂朝散大夫であり、御席順は芙蓉之間席、御役人一人御詰切であつた。寺社奉行は御老中の支配下に属し、奏者番を兼帯し社寺一切の仕事を掌り、勘定奉行も亦御老中の支配下に属し、今で云ふ大蔵省の仕事全部と、司法省更に内務省一半の仕事にも關係を持つて居た。此の勘定奉行のみは民間の事情に通ずる必要を以て、人材の登庸即ち支配勘定——勘定役——勘定組頭——勘定吟味役——勘定奉行 勝手方 公事方 へと昇進の途が開かれて居た。又町奉行も御老中の支配下に属し、勘定奉行の所管に属せざる今で云ふ内務省の仕事全部と、警視庁・刑務所等の仕事を持つて居た。慶長八年（一六〇三）十一月始めて我が神領へも此の町奉行所が設置され、江州山中の代官長野内蔵允友長を奉行に転役任命したのであつた。当初は一般に所司代と称し、数年後には伊勢奉行を公称した。赴任の時は將軍家より時服四領・羽織を拝領し、引越金三百兩が支給され、役料高は三千石であり、定員は慶長八年（一六〇三）一人、同九年（一六〇四）より元和九年（一六二三）迄二人交替、享保十一年（一七二六）に至つて一人勤の定となつた。伊勢・志摩・神領の外も支配下に置き、庶政の指揮監督、公事の御捌、両太神宮の御警衛、御造替時の造宮奉行、勢州海岸線の御備、異国船渡來の監視、鳥羽港怪敷荷物の吟味、最寄諸侯方変事の時御教書を達

し其の急を防ぐ等々、諸般に亘る御役目を兼帯され、水軍編成の時は九鬼流・全流を用ひ其の司令を勤められた。御公用外出は家紋付上下で御駕籠、非常時出役は家紋付背割羽織で同金紋付の陣笠を着用、雙刀を佩し騎馬を以てした。

御用人 三人

御給人 三人

何れも御奉行の手人にして、其の時の御奉行に依り、御家老も加はり人員の増減があつた。

御用人は御留守居を勤められた。

御組頭 七人

慶長八年（一六〇三）幕府職制によつた与力・同心を統率する支配御組頭を云ふ。即ち当初は四人御旗本であり御奉行と同じく江戸御表より着任され、家禄は百五十俵高より三百俵高迄、御席順は焼火たきび之間席、御役人一人御詰切であり、赴任の時は將軍家より時服二領・御暇金一枚を拝領し、引越金百両が支給され御役扶持は二十人扶持であつた。山田奉行所では主として御普請役御組頭を呼称され、水軍編成の時は御船手御組頭を勤め、御奉行の異動不在の時は御目代として其の職務を代行した。慶安三年（一六五〇）五月廿二日内宮長官藤波氏

富より、此の支配御組頭四人宛の公文書に

猶以其元相替儀無之候哉承度候態一筆申入候

就而明廿三日御田祭為御祝扇子五本柏手十包令進覽候幾久表御祝儀
斗尚期後喜之節候間不能詳候

恐々謹言

五月廿二日

内宮長官氏富 印

山林專之丞殿

岡山柰之助殿

牧野齋兵衛殿

坂口作左衛門殿

と見ゆ。延宝三年（一六七五）二月迄には、人員も既に

柘植傳左衛門繁庸

橋本市郎左衛門浄安

先野住右衛門滋庸

の三家が班列七人と成つてをり、御旗本・御家人窮乏の故を以て、各々切米の半分を給与された。造宮奉行を代行し日常肩衣勤であり、海岸奉行・御金奉行・御番所詰にして、警察と裁判を掌つたが、死刑の専決は出来ず斬首・磔・火罪・獄門等死罪以上の刑に就いては、御公儀へ伺ひをたて其の下知があつて後に処刑された。嘉永六年（一八五三）二月十日幕命に依り、御組頭御上席柘植次郎右衛門博文は始めて不逞浪士取締隊長に任せられ、安政二年（一八五五）一月廿三日下田取締掛手付蕃書翻訳勤方の勝麟太郎義邦が、大坂近海・勢州海岸巡回の時には、海岸奉行として騎馬で同道し検分された。又同年二月七日江戸御表より伊勢湾防備視察の為、御勘定奉行石川土佐守の一行当地へ参着の時には、御奉行山口丹波守と俱に一行と同道し二見・鳥羽を巡回、大筒の台場建設の計画を立てられた。御組頭御公用外出は家紋付の上下、非常時出役は家紋付の背割羽織、同家紋付の陣笠を着用、雙刀を佩して騎馬を以てし、神領民より山田奉行所の「お頭さん」「お頭衆」「お屋敷さん」等と愛称され非常に尊敬された。（註）御普請役御組頭柘植次郎右衛門博文は、明治御一新後、飯南郡粥見村相津へ転住した柘植智重の曾祖父に当り、著者には外曾祖父に当る。嘉永六年（一八五三）三月十五日参府して炮術を学び、当時未だ小普請組に燻ぶる勝麟太郎義邦とは昵懇の間柄であつた。安政二年（一八五五）

六月五日臺命を蒙り再び参府、詰所は江戸城内の「焼火之間席」であり、其の後の勢州海防を、御老中衆へ詳細に亘つて上申されたが、同年九月十一日既に小十人組となつて居た勝麟太郎より、講武所の炮術師範役中山旗郎を紹介され、帰任の時山田奉行所へ同伴された。柘植次郎右衛門は菊次郎を称した若年の頃より、津藩の叔父奥田彊齋に漢学を、紀州藩の本居大平に国学を学び、幕府の信任厚く同奉行所切つての傑物でもあつた。

与 力 七騎

慶長・元和の頃は六騎であつたが〔寛文乙巳備忘録〕に「寛永六年正月与力十騎・水主同心七十人四日市白子の御船手を兼帯す」とあるから、此の頃十騎となつて居た事が知れ、水軍編成の時は御船手与力を勤む。町奉行所与力は御旗本にも御家人にも入らないが、歴然たる幕臣であり、騎を以て人数を数へられる以上、其の身分たるや御譜代席御家人の格式を持ち、御譜代席与力と称され、俸禄は百二十俵高より二百三十俵高まで、大体平均して二百石取であつた。扱ひは御目見以下で槍一筋に挟箱・草履取・若党を連れ、御普請役格に任じ御奉行や御組頭と同じく知行取で、江戸御表より着任された。与力の身分と同心の身分とは雲泥の差があり、元禄年中（一六八八——一七〇四）より幕府財政の御立て直しに伴ひ、人員も七

騎と成り俸禄も徐々に減禄し、幕末には御蔵米八十石と變つてしまつた。御目付併称は同じく元禄年中であり他に其の例を見ない。慶長・元和頃より貞享・元禄頃までの御譜代席与力の姓名は

(順不同)

中村 文右衛門忠国 (参府南町奉行所勤方被仰付)

金田市郎右衛門玄房 (同断)

○知場 忠兵衛英正 (退役願出)

鈴木 九郎三郎守次 (嫡男嘉左衛門守吉長崎町奉行所勤方被仰付番頭)

花守 十兵衛忠居 (番頭)

佐々木八左衛門高景 (同断)

和知 儀左衛門正安 (同断)

橋本 石右衛門重詮 (支配御組頭橋本市郎左衛門浄安四男番頭)

広瀬 鷲右衛門信親

中村 仁右衛門忠寛

龜谷 旅右衛門重勝（知場忠兵衛英正之代役被仰付）

以上の十一騎が見え、御番頭は御組頭格であり、御公用外出は家紋付の継上下、同金紋付の陣笠を着用、雙刀を佩して騎馬を以てし、寛政元年（一七八九）六月より再び此の貞享・元禄と同じく、御抱席の精勤者は御譜代席に昇格された。御武器海岸掛・吟味掛・御破損掛・物価掛・御番所詰・御用所詰・御広間詰の分掌あり、与力一騎に配下の同心五人を以て一組と成し、伊勢・志摩・神領の外も警戒巡察を勤め、海上の保安防備、諸侯の動静探索、庶民の安寧秩序に尽瘁した。以上が知行取で奥勤又は御家中とも称された。

表御撰用 五人

奥御撰用 二人

何れも与力格にして御部屋詰と称し筆生であつた。

水主同心 七十五人

慶長・元和の廿数年間に亘り、同心二十人各々三十俵二人扶持、水主四十人各々二十俵二人扶持と別箇の職名・人員・俸禄を以てした。水軍編成の時は御船手同心・御船手水主と称さ

れて居たが、「寛文乙巳備忘録」に「寛永七年（一六三〇）五月水主同心七十人四日市より引き移り人数も入れ替えらる」とあり、寛永六年（一六二九）正月既に水主十人を増員、同心と統合されてをり、此の寛永七年五月始めて七十人より七十五人に成つた事が知れる。元禄年中より、幕府直轄遠国町奉行所の支配御組頭や与力の参府・異動・病歿・家名断絶等の場合、江戸御表よりの人員補充は中絶されたが、新たに組方役廻の制度が設けられ、御普請役格御組頭四人・御番頭三人・御目付五人・御撰用三人を抜擢仰付けられた。（註||幕府は享保九年（一七二四）八月直轄の甲府勤番支配を置くと同時に、遠国町奉行所と同じく、此の組方役廻の制度を用ひた）本来水主同心は御旗本の支配御組頭や御譜代席の与力の如く、知行取ではなく御抱席といふ、蔵米取であり土着を命ぜられて居た。寛永六年（一六二九）正月よりは同心組頭五人（註||江戸中期より七人）を抜擢し、奉行料三千石の中より配分されたが、元禄九年正月（一六九六）に至り幕府は改めて五百石を出す事と成り、宝暦元年二月には、同心組頭へ三人扶持充、平同心へ二人扶持充の下行があつた。然し其の後は徐々に減禄され、幕末の元治・慶応の頃同心組頭が九石三人扶持充、同心が七石一人扶持充より五石二人扶持充と成つてをり、天保の頃人数も七十五人より七十人に減ぜられて居た。此の傾向は幕府直轄の町奉

行所全部同一であり、軍船・関船の御公用無き場合は御役所附の諸役を勤められ、家紋付の黒羽二重の着流しに博多帯を締め雪駄を履き、雙刀を帯して十手・捕縄を持つた。内組と外組に分たれ所謂御組又は組方と称され、与力の配下に属し御番所詰・御広間詰・御広間番・御船蔵見廻・町廻・臨時夜廻等である。町廻・夜廻は古くより嚴重を極め〔神都雜事記〕と〔御役所旧記〕にも「延宝二年（一六七四）正月獅子頭神事あり、十四日より十七日まで与力花守十兵衛は水主同心五人を率ひ町廻。同四年十月廿一日与力佐々木八左衛門は水主同心五人を率ひ夜廻、町々年寄出合、御奉行家人の夜廻此に始まるか」と見え、又「天和二年（一六八二）二月三日与力和知儀左衛門は水主同心五人を率ひ夜廻、此日公卿勅使参向」と見え居る。

文久三年（一八六三）十月に至り、非常時体制を以て御役替あり、従来の水主同心の名称を慶長・元和の頃と同様御役所同心と改め、新規御普請役格に任じ、慶応三年（一八六七）十一月同心組頭七人に対しては、各々勤役中に限り与力格を仰付けられた。以上諸役人の外に陸尺・中間・小者が各々六人あり、雑役・驅使に従事した。（註Ⅱ元禄年中より組方役廻の制度成ると雖も、奥勤・御組の家格は依然として幕末まで維持されて居た）

刑罰の種類

刑罰は武士・僧侶・神主・庶民に分たれるが、幕府直轄の当山田奉行所も、江戸町奉行所と同一であり、江戸時代後期の〔御定書〕に依る、刑罰を表にして掲げて置かう。(註—江戸時代初期には、キリシタン信者や強盗を餓死・逆磔・牛割・水磔・火焙等に処したが、八代將軍吉宗の時より、耳切・鼻削等の肉刑は緩和乃至廃止する様に務めた)

本 刑 (武士・僧侶・神官並庶民を含む)		適要者	刑 類	罪 の 内 容	附 加 刑
		死	正 刑		
		刑	種 類		
獄 門	斬 罪 下手人 <small>げしにん</small> (解死)	死 罪		御上への直訴・御上への誣謗・葵御紋御免の大 名衆以外に御紋を着用した者・盜賊・追剝・十 両以上の盗み・詐欺・両宮神宝の盗み・両宮神 宝を故買した者等 過失殺傷・喧嘩口論・相對死の片割れ・密通等 死罪・下手人と同意語、武士の場合に用ふ 関所を除けて山越えした者・殺人・貰子殺し・	晒—引廻

刑

侶・神官並庶民を(含む)

追	遠			
放	島			
重	火	鋸	磔	
追	罪	引		
放				

神領十里四方払

軽追放

中追放

重追放

……

強盜殺人・尊屬殺し・膺羽書・膺秤・膺杓を製
 した者等
 主殺し・親子殺し・関所破り・御役所侵入等
 主殺し
 放火
 不受不施派類の法を懲める者・賭博常習・女犯
 (僧侶・神主) 過失殺人等
 禁裏御用絵符の紛失・逃散・誣告・越訴・関所
 を忍び通つた者・女の得心がないのに不義した
 者・強姦した者等
 主人の娘と密通した者・偽りの訴人・乱暴をし
 た者等
 帯刀した百姓及町人の者・縁談ある娘との不義
 した者・泥棒へ協力した者等
 追放者を隠した者・捨馬・偽保証人をした者等

入墨

關所——遠島

閩 庶		刑 民		本 士・僧 (武)	
戸 閉	押 込	手 鎖		— 敲	
他出留置	五十日・百日・ 百日	三十日・五十日・ 百日・吟味手鎖・ 過怠手鎖	三十日・五十日・ 百日・吟味手鎖・ 過怠手鎖	輕 敲	神領 所 門前 重 敲
者・流言の源をした者等	田畑を永代売り渡した者・拾得物を押領した	出火	寺社附の品を書き入れた俗人・売淫・賭博・子 良金等高利の金子を取扱ひし者等	箒尻で敲く	膺朱墨を製した者・捨子・二重結婚をした者等 鉄炮隠持・酒乱の者等 無藉者 百敲(註 下帯を外し、裸体のまゝ腹這はせ箒 尻で敲く)十両以下の盗み・盗品の世話・奉行 所及両宮会合所の下知を無視した者等 五十敲(註 下帯をさせ、着衣のまゝ腹這はせ
			闕 所 — 身代限		

刑

神主		武士				庶民			
構	追院・退院 晒	慎	逼塞	蟄居	閉門	隱居	儀召放 改易・役腹	叱責	過料
一宗構・一派構		五日・十日	三十日・五十日	五十日・百日	五十日・百日	差控・謹慎 籠隠居・永隠居・		叱り・急度叱り	輕過料・重過料・ 小間過料・村過料
寺附の品の売渡証文で借金した僧侶等 女犯の所化僧・神主等								御定書に明示無し	戸閉に同じ
									非人手下 人足寄場

		閏	
其	の 他	婦 女	僧 侶 ・
	縁 坐	奴 剃 髮	閉 門
類 預	預・永預・寺預・ 町預・村預・親		五十日・百日
			遠 逼 慮 塞 慮
			三十日・五十日 五日・十日
			同 断 同 断
			禁止の両宮並振末社の諸神書を刊行した者・両宮の御神号を製し売買した者等

(註||閏刑とは土人又は爵位ある人、僧侶・神主・婦女子・老幼・廢疾の人に、本刑に代へて科した刑罰で正刑でない義)

奉行所へ科人が縄付のまゝ曳かれ牢舎へ下げるには、如何なる輕罪でも御白洲(註||徑一寸余の小石を敷散し荒延を一枚敷きて之に科人を座せしむ)に於て「仮吟味」を開き、御奉行自身が冤罪や偽構の有無を確認した上「入牢申し付ける」と言明なければ、獄へ繋ぐ事が出来なかつた。

其の御白洲の様子は、先づ式台の正面に御奉行の席、後方左右に吟味方与力の席と、左に御撰用の机があつた。又御白洲の左に縄取与力の床几、左右に控え同心数名の床几があり、御白洲の木戸は陸尺数名で固められ科人は下座であつた。

御奉行不在の時は御目代として支配御組頭御上席が代行され、それが奉行所規約の大事な法則であつたが、大概の事件は吟味方与力の手で処理されて居た。牢舎所謂牢獄は山田領の拜田村と宇治領の牛谷村に在り、拜田・牛谷共に敷地は四十坪、牢舎は十四坪で外側に竹矢来を結び、内側に高塀を築き男牢と女牢とに分たれて居た。同じ敷地内の揚屋も十四坪で板敷の牢舎へ町人や百姓を入れ、畳敷の揚屋へ士分の者や僧侶・神主を入れ、随時に囚獄当番の与力一騎が同心五人を伴ひ、鑰^{かぎ}役当番の会合年寄立会の上牢舎の見廻りがあつた。牢番は各々其の土地の者で、扶持米は奉行所より一人に付、一日玄米二升宛を下行され、鑰は山田三方会合所と宇治二郷会合所が預つて居た。刑場は山田領の小目野・甫藏主川・度会郡磯村と宇治領の地獄谷に在り、死罪其の外御仕置者の首打役は御組同心が勤められ、検使は筆頭与力が科人の正面十間計り隔てゝ儼然と床几により、金紋付陣笠のまゝ見分、其の背後には草履取・鎗持・挾箱持が控えて居た。梟首場は度会郡の上条と小川の間^に在り、士分の者を除き町人や百姓の死罪の死体は、新刀^{たみし}様斬りとして用ひられる事もあつた。〔御組同心下山保福隨筆〕

御船の種類

山田奉行所の所属軍船に就いては、支配御組頭橋本市郎左衛門重永の〔享保庚戌備忘録〕に、寛永十八年御奉行石川大隅守殿小林に御居住し給へる以前より、虎丸・孔雀丸といふ御船あり、又同十九年二月江戸より廻漕されし三日月丸といふ御船あり、今御船蔵に納まれり。享保十三戊申年五月の初め、御奉行保科淡路君如何なる故にや、虎丸の御船を大湊の沖に泛かしめ給ふ。尤近来稀なる事なり。孔雀丸は朽損せしと云へり。今御船の御公用なければ、其の水主同心七十五人は常に御役所附の諸役を勤む。

とあり、虎丸・孔雀丸は慶長八年（一六〇三）十二月長野奉行在役の時、同心二十人と水主四十人とに依て、大坂より廻漕されたもので、虎丸は六十八丁立、孔雀丸は六十五丁立であつた。蓋し、虎丸は文禄年中（一五九二—一五九五）長曾我部元親より豊臣家へ献せし物なりと伝へて居る。右二艘の到着後、四日市より廻漕されて居た天地丸（五十丁立）、鬼丸（同断）、千速丸（同断）、一楽丸（同断）、小鷲丸（四十八丁立）、乙矢丸（四十丁立）、小鳥丸（廿八丁立）七艘の関船と福德丸・日吉丸二艘の鯨船の中、天地丸・鬼丸・千速丸・一楽丸・福德丸・日吉丸六艘は老朽の故を以て解体された。然し享保四年四月に至り幕府は右関船四艘鯨船二艘を其の二代目として新造し、山田奉行所へ配備された。

三 幕府機関の秘密主義

慶長八年（一六〇三）以来全国主要地に逐次配置された幕府直轄の町奉行所の職制・格式・任用・俸禄等は何れも大同小異であつた。総べて御直參の御旗本・同御家人の中より、禄高の多少に拘はらず優秀な人物が抜擢登庸され、其の役職に就く者は將軍家に誓詞を捧呈して、自分の見分を家族・親族・知人・世間に対し、濫りに語らない事を誓つた。職務上他に秘密を洩らさないのが普通の心得であつたから、後世に其の職務や俸禄や姓名やはつきり伝はらない場合がある。隠密廻同心所謂御庭番等それを端的に物語つて居る。然して又役職間の上下・左右の連繫についてまで知る事は難しく、自分の役目ぎりの知識しか持たない場合も多かつたから、組織の中に於ける役割を認識する理解するといふ事は、甚だ以て無理なのであつた。

当時の階級制・身分制から推しても「民をして知らしむべからず唯治むべし」の通りで、一般庶民が此の支配的地位に在る奉行所の規模・内容に対し、窺ひ知るといふ事は「及ばぬ鯉の滝登り」と同じく到底出来得ざる相談であつた。

現在書き残されて居る一般庶民の「山田奉行所」に対する記録等は、右の観点から概ね事実

との相違が甚しく、殊に御奉行並諸役人と両宮神官並同合年寄との力関係を同等にしたり、奉行所設置を山田三方会合年寄共の要請としたり、訴訟や請願も奉行所の手を経つて直接江戸幕府にしたり、勢州四日市代官であつた花房志摩守を歴代奉行中の初代としたり、奉行所役人の陸上・海上同一勤方を、陸上勤務・海上勤務と其の職掌を別箇にしたり、云ふなれば遙か彼方より眺めた斜眼的・想像的・捏造的論考で、支配的立場に在る奉行所側から見れば、全然問題視されないのも当然であらう。

御奉行所役人達の扮装・住居に就いては、江戸町奉行所も遠国町奉行所も共通であり〔江戸八町堀見聞集〕の中に

八町堀から町奉行所への往還には、支配御組頭といふ御普請役御組頭と御普請役格といふ与力は、家紋付上下に雙刀を帯して雪駄を履き、若党に御用箱を持たせ、御公用外出の場合には騎馬を以てした。又同心は家紋付黒羽二重の着流しに博多帯を締め、同じく雪駄を履き、雙刀を帯して十手・捕縄を持った。かうした嚴めしい町方役人の扮装は、どんな速くからでも一瞥で御直參のそれと知られ、御組頭は御旗本で世祿、与力は御譜代席で世祿に准じ、同心は御抱席で一代抱えの武士であつた。將軍家より与力が三百坪、同心が五十坪

より百坪までの宅地を拝領し、各々好みの家を建てたが、与力の屋敷は御旗本風の冠木門で、門内には小砂利を敷きつめ、式台付きの玄関は千石取の構へを見せて居た。又同心の組屋敷は与力のそれに比較して当然落ちるが、それでも可成り立派なものであつた。

と見えて居る。とまれ幕府の武力をかたち付ける者は、御直参の御旗本と同御家人であつたら、平時・非常時を問はず軍事体制が整ひ、江戸南北町奉行・伏見町奉行・長崎町奉行・京東西町奉行・大坂東西町奉行・日光町奉行・山田町奉行・奈良町奉行・堺町奉行・浦賀町奉行・駿府町奉行・佐渡町奉行等は、其の幕府の出先機関として、強力絶大なる權威が保持されて居た。

奉行所役人の御奉行を始め、支配御組頭・与力・御撰用・同心の身分は、將軍家に直屬する御家臣所謂御直参であるが、寛文八年（一六六八）六月幕府より、御旗本・御家人の跡目相続及養子等の制規を令されたが、享保十二年（一七二七）二月に至り、再度御旗本・御譜代席御家人の養子は、親戚又は直参の子弟に限るとの御達があり、又寛政元年（一七八九）六月には、御抱席与力のうち器量優絶たる者に限り、御譜代席昇格との御達があつた。当時の養子縁組は同じ階級同じ身分の間で行はれ、当山田奉行所に於ても時には例外もあるが、大体御旗本の支

配御組頭と御譜代席の与力は、親族・御旗本・御譜代席御家人・両宮長官・両宮年寄師職が普通であり、同心は親族・御組・紀州藩の地士大庄屋役・同庄屋役、津藩の無足人大庄屋役・同庄屋役が普通であつた。御譜代席・御抱席共に親子同勤の場合もあつたが、子は六歳の頃より学問所に通ひ、文武両道の全きに励み元服の頃より御抱入り又は御組入りと称され、親の退役・歿後に始めて番代を命ぜられ、其の職掌を継ぐのが普通であり世祿と何等変る所がなかつた。支配御組頭・与力・御撰用・同心は上述の如く將軍家直屬の御家臣であるから、万一御奉行に異動があつても彼等にはなかつた。

御普請役御組頭先野住太滋徳は其の「漫録」に「江戸中期までは九十六家を数へられたが、組方役廻制定後或は江戸参府或は異動或は病歿・或は家名廃絶と、徐々に減少されて往き、幕末に至る七十数家の中には慶長・元和以来の支配御組頭・御譜代席与力といふ由緒ある家筋の者も若干あつた。井伊御大老御退役後幕府の基礎は激しく揺らぎ、万延・文久以来の当山田奉行所も非常時体制を以て御代替があり、其の政柄は専ら御組と称された下僚の同心衆の手に移り、或は御普請役格同心組頭（註||与力格）或は御普請役格御目付等と呼ばれたが、それはあくまでも暫定的代行であつて、職制に依る序列は厳として変らなかつた」と述べて居る。

ともかく薩・長・土・肥の聯合軍に依り、朝敵の汚名を被され、敢へ無く崩潰した徳川幕府と其の直轄山田奉行所は、初代の御奉行長野内蔵允藤原朝臣友長より第四十七代秋山安房守源朝臣正光まで、連綿御直参の御旗本であり、最後の第四十八代本多伊豫守藤原朝臣忠貫のみ御譜代の御大名であつた。慶応四年（一八六八）七月廿七日御廃止、新たに王政復古御一新に依る公卿の前東海道先鋒総督橋本左近衛中将藤原實梁朝臣（註||西園寺流にして、紋所は左三つ巴を用ひ著者の宗家に当る。正三位に叙せられ明治十八年九月十六日年五十有二を以て薨去、葬送には祖母八千が参列された）の着任があり、度会府の開府となつて一同役儀御免、家禄奉還の旨仰出され御扶助金を賜はる。治安管轄は主として、旧幕時代の寛政律を踏襲されたが、御抱席同心衆の中には恭順の意を表し、度会府の御用掛・郡政掛・刑法掛・府兵掛等の官職に就く者あり、「旧幕府山田奉行役邸土着組士」として、仮府兵編成に参画する者あり、捕亡手に応ずる者あり、又帰農・更商する者もあつた。歴乎とした武家でありながら、敗者といふ幕臣の故か、同五年正月彼等は明治新政府の太政官布告で、度会、県貫、属卒族の列に編入された。

明治二年三月橋本左近衛中将藤原實梁朝臣は度会府知事在任の時、拙家と宗支の故を以て来邸され、折柄満開の桜花を賞して祖母八千（註||外宮祠官町年寄師職橋本主殿藤原實永の室であり、

父は御譜代席与力龜谷太左衛門寛道、母は御普請役御組頭栢植傳左衛門重政三女嶋子であつたに、次の如き和歌短冊一葉を贈られた。

月遊起乃飛可里に左へも満可ひぬる

者那盤佐具ら能う遍那可利遣里 實梁

之に対し、祖母は讚へられた桜花を惜しみながら、其のかへしをものして居る。

いく春裳遠しめと花盤ちる毛能遠

猶古里寸満耳安者連とそ見し 八千

又、同四年正月度会県知事在任の時にも、再び来邸され「初雪」と題して次の如き和歌色紙一葉を贈られた。

式部権助實梁

佐衣久礼し昨日乃

空農安らましに

多可者努氣左能

者つみ遊支可那

同五年正月皇族・華族・士族・卒族・平民の身分族称を定む。卒族は其の後解消となり、各自の請願に依て士族へ、請願無き者は平民へ編入された。当時の戸籍は所謂壬申戸籍と称され、我が神領に於ては町在の旧神宮家・同年寄師職家・同庄屋役級より各々戸長なる者を抜擢し、其の戸籍の編成に従事せしめた為か、妬み嫉みの情実が加はり、其の内容たるや推して知るべく、甚しく公平を欠き頗る杜撰なものであつた。政府は同六年再び令を発して細密に調査せしめ、同八年に完成されたものゝ、是亦壬申戸籍と大差なく、事実と離反したものが多々あり、同十年三度に亘り修正せしめ、漸く完成したのが同十二年であつた。然し杜撰といふ後遺症は相変らずであり、其の証拠に宇治の旧神宮家沢田泰罔が、男爵の栄典を蒙り華族へ編入された時、次の如き囃詞で諷刺され、近在村々の盆踊には必ず唄はれたものであつた。

さはだは^男だんし^男やく—— おとやは^痴せんし^痴やく——

ソコデおじゆやは—— こえ^肥びし^柄やく^杓ヨッホイ——

イイヤ—— サアア、サアヤレコラホイ、ソラ—— ドッコイトセイ——

然して又現在公用されつゝある戸籍簿は、其の名残りであり、当時のものとはゞ同様と看做してもよからう。

第二部 歴代奉行の事績

慶長八年（一六〇三）十一月徳川幕府が、其の出先機関としての伊勢山田奉行所設置は、紛れもなく伊勢湾の海上権力を掌握したものに外ならず、所謂軍事的編成である事が、政治機構の中心と成つて居たのであつた。

戦国の群雄割拠時代、各地大豪族の爪牙となり、兵船を率ひて攻戦に従事し、其の乗船を閥船と称した事は往時の名残りである。徳川幕府の初期より末期に至るまで、伊勢山田奉行所の水軍構成は実用的な九鬼流と、正保前後の頃新たに案出された全流を用ひて、御奉行が全水軍を統率し、支配御組頭が御船手御組頭となり、与力が御船手与力となり、同心が御船手同心となり、配下に御船手水主があり、毎年数回の水軍訓練が伊勢湾海上で隠密裏に行はれた。〔御奉行所控・寛文乙巳備忘録〕

然して又かうした重大な伊勢湾防護の外、両宮式年正遷宮を十一回、臨時遷宮を二回と、造宮奉行として遅滞なく遂行せしめた神忠や、鶴松浜御新田の開発に、大湊大防波堤並宮川大堤防の修築に、飢饉・大火・洪水に依る全神領民の救済にと、如何程尽瘁した事か其の功績は測

り知れないものがあつた。然し慶応四年（一八六八）七月徳川幕府が崩壊され、明治新政府の樹立以来昭和現代に至つても、歴代御奉行の遺功は忘却の彼方へ押しやり、宇治・山田の旧神領民は勿論、教育指導に携はる者ですら恥づかしい事ながら、無知に均しい又無為に均しいといふ状態なのである。

著者茲に感有り、悠久二百六十六年に亘る是等歴代御奉行の埋没された重要事績を発掘顕彰すべく、先祖の御旗本支配御組頭橋本市郎左衛門浄安・外宮祠官町年寄師職橋本内記安居、支族の御譜代席与力亀谷旅右衛門重勝、血族の御旗本支配御組頭柘植傳左衛門繁庸・御譜代席与力中村仁右衛門忠寛・外宮長官松垣左近常晨・同松垣右近貞命等門外不出（註||著者の少年時代は未だ両宮の神書や山田奉行所の古文書を「秘すべき物」として筐底深く蔵し、公表する等は思ひもよらぬ事であり、それが又庭訓でもあつた）の備忘録・雑事記・反古集・留書・御奉行所控・御役所旧記からも採録し、併せて慶長・元和以降、奉行所の支柱と称され歴代の御奉行を補佐された、世襲的支配御組頭所謂御普請役御組頭並与力の奥勤姓名録、元治・慶応の組方役廻所謂同心の御組姓名録をも掲載し参考とした。

歴代の御奉行は幕府より抜擢派遣されただけあり、其の事績の一つ／＼を見ても分る様に、

文武両道に達し何れ劣らぬ立派な人物計りであつたが、三重県史にしても、宇治山田市史にしても、一般史書にしても、御奉行に關する限り事実無根・荒唐無稽の箇所が多量に見受けられる。それはもと／＼奉行所それ自体が、厚いベールに包まれ「民ヲシテ知ラシムベカラズ」といふ秘密主義の爲か、勢い其の全資料は主觀的判断を加へた、山田三方会合年寄・宇治二郷会合年寄のものを、一方的に鵜呑みするより外ならなかつたのであらう。其処で著者は又是等の史書によくある作爲的・架空的・誣妄的論考等は、総べて奉行所側からの史実と事績を基に、極力是正と反駁を加へる事にした。例へば第十一代桑山丹後守貞政に依る神領・紀州領の疆域裁断を、第十八代大岡能登守忠相へ見事摺り替へた作爲的や、第廿三代堀伊賀守利庸時代に依る長柄橋人柱を模した、松井孫右衛門宮川浅間堤人柱の架空的や、第十七代渡邊下総守輝・第廿四代水野甲斐守忠福・第廿六代依田肥前守恒信・第三十七代金森山城守可充に依る「学問該博・政道嚴正」といふ名奉行の定評を「文盲不才・政道不直」といふ悪奉行に仕立てた誣妄的やがそれである。尚歴代の御奉行の役料高は三千石、位職は従五位下所謂朝散大夫であり、大諸侯に同等対応出来る様位置付けられ、山田奉行と造宮奉行を兼帯、両宮式年正遷宮の時は遷宮奉行として衣冠束帯、祭主同列で奉仕された。

一 長野内蔵允友長

家紋 丸に三つ引両
自慶長八年至元和四年
知行 五千石

初め内蔵丞友秀後に内蔵允友長を称し、伊勢国司北畠氏の庶流であつた。○関ヶ原役後三年、未だ天下動揺の兆しが濃厚であり、幕府は慶長八年十一月長野内蔵允を江州山中の代官より、急拠勢州山田奉行へと抜擢転役させ、御下代に水谷九左衛門尉・中村勝兵衛尉・小浜右京進・桑名忠八を任命した。〔武徳編年集成〕○勢州度会郡有滝村（註||南北朝以前より開けた良港で天領三百三石）に水軍基地としての奉行御屋敷があり、長野奉行は之に居住され、両太神宮の警衛、神領と其の周辺の治安、伊勢湾海上の防備等職分の遂行に万全を期したが、中でも同年十二月御船手同心二十人と御船手水主四十人に依り、軍船虎丸・孔雀丸二艘を大坂より、関船天地丸・鬼丸・外荷船数艘を勢州四日市より廻漕し、伊勢湾海上に配備させた事は、幕府の威力を示すものとして特筆に価しよう。〔寛文乙巳備忘録〕○同九年正月長野・日向両奉行は御船手御組頭山林専之丞・岡山奎之助・牧野斎兵衛・坂口作左衛門、御船手与力中村文右衛門・金田市郎右衛門・知場忠兵衛・鈴木九郎三郎・花守十兵衛・佐々木八左衛門の諸僚を率ひて、虎丸に乗船し御船手同心数名と御船手水主数名は船頭に立ちふなうた欸乃を唱へて祝賀した。所謂御船お

ろし式で向後の先例とされた。○同年四月秀忠の將軍宣下があつた。○同年十二月長野・日向兩奉行は山田三方会合年寄に令して、師職式目十四ヶ条を作らしめ其の裏印をされた。○同十四年九月兩宮の正遷宮は内宮廿一日、外宮廿七日なり。此の日取りは禁中へ伺ひ、前將軍家康の裁定に依るが、幕府は当度の御造宮料として兩宮へ米六万俵を寄進し、將軍秀忠は御樋代料として内宮へ黄金三十二枚を献上し、長野奉行をして始めて此の正遷宮に参列奉仕せしめた。以来正遷宮の費用は幕府より支出する事になつた。○同年九月廿九日内宮作所の小工道明与九郎と外宮作所の小工宮後五郎大夫は遷宮御料材横領の件に付、長野奉行より与九郎は牛谷の揚屋へ、五郎大夫は拝田の揚屋へ入牢重罪を申し付けられたが、祭主藤波種忠の格別の計らひで、赦免後も小工職に復する事が出来た。〔御役所旧記・神都雜事記〕○同年十月奉行所へ提出された、山田三方会合年寄（註||山田三方会合年寄衆と山田町年寄衆は本来同家格であつた。徳川家康が慶長五年九月関ヶ原に大捷を得るや、外宮方年寄代表として、廿四人が出府し祝詞を言上した処、家康は其の祝詞を嘉納せられ「外宮方年寄共、不殘罷出候哉」と尋ねた時、彼等連中は怠慢の見込を恐れて「左様に御座候」と答へて了つた。之が五十三家の町年寄衆の中で、廿四家の抜け駆けの功名といふ株となつた）の姓名は

上部越中

福島新四郎

福島大夫

三日市大夫次郎

久保倉二頭大夫

久保倉大炊

久保倉助十郎

山田大路藏人

益源六郎

藏田太郎兵衛

春木隼人

足代五郎右衛門

足代民部

福井孫四郎

福井七郎次郎

龍藤九郎

谷民部

幸福備前

幸福佐次右衛門

坂備中

堤源助

堤九兵衛

榎倉次郎大夫

橋村八郎大夫

以上であつた。○同十九年七月前將軍家康は方広寺大仏鐘銘に不祥の語あるを怒り、開眼堂供養を停止せしめた。○同年九月大坂諸將の大野治長・織田有樂等が豊臣秀頼を奉じて兵を挙げた為、十一月に至り家康・秀忠は大坂城を囲む。此の間山田奉行長野内藏允は水軍を編成し、伊勢湾海上の防備警戒を嚴重にしたが、日向半兵衛は鉄炮隊を編成し大坂城攻略の指揮に當つた。○同年十二月東西兩軍の和議が成立した。○元和元年三月より諸国に伊勢踊が流行して五月に及んだ。○同年四月東西兩軍の和議が破棄され、家康・秀忠は再び大坂城を攻撃し之を陥

落せしめた。○同二年四月前將軍家康が薨去された。○同年十月前御老中本多上野介正信の室阿梅の方は梅香尼と称し、蓮隨上人に囑して観音山蓮華院梅香寺を建立された。○同三年九月三日將軍秀忠の命を奉じ内宮二郷年寄に、同九月四日外宮三方年寄に朱印状を下附されたが、之は一に慶長八年九月廿五日の先例に依るものであつた。○同年十月先例に依り、多氣郡齋宮・中村・平尾・上野・竹川の五ヶ村三千五百四十石、度会郡宇爾の百四十石、度会郡田辺・野尻・佐八・田宮寺の四ヶ村五百廿六石五斗を神宮朱印領として安堵せしめた。○同四年一月御老中安藤重信・土井利勝・本多正純の連署を以て長野奉行に令し、両宮神官・山田三方年寄・宇治二郷年寄をして、擬勸進者を嚴戒せしめた。○同年二月長野奉行は勤務十六ヶ年、よく幕府の期待に応へて退役、勢州安濃津に於て卒去された。

二 日向半兵衛政成

家紋 石持違い鷹の羽
自慶長九年至元和三年
知行 三千二百石

日向半兵衛は長野奉行と同じく、江州山中の代官であつたが、慶長九年正月山田奉行に転役を命ぜられ、長野奉行と一年交替で政務を執り、御下代は中村勝兵衛尉・桑名忠八・山崎十右

衛門であつた。○同年五月内宮二郷年寄と、中村・楠部村・鹿海村年寄との神路山争論あり。
長野・日向両奉行は樹木伐採を全面的に禁止し、内宮二郷年寄の持分に裁定した。〔御奉行所
控・御役所旧記〕

先以申入候

内宮神路山之儀

用木切事堅

無用之由御諍之

条重意得可有候

慶長九年五月三日

長野内蔵丞 判

日向半兵衛 判

中 村

くすべ村

かのめ村

年寄中

○同十一年四月豊臣秀頼は雨森出雲守を橋奉行、九鬼大隅守を造宮奉行に命じ、宇治大橋・風宮橋の改架と橋姫社の造宮があつた。此の時淀殿は慶光院周養に託して、宇治大橋の供養を行ひ一万部経を誦された。○同十三年十月十日長野・日向両奉行は宮川上・下両渡の船役を免じ、賃錢を一定せしめ交通の煩ひを勿らしめた。○幕府は永楽錢の通用を禁じ鑿錢を用ひしめた。○同十五年二月尾州の名古屋城が修築された。○同十九年十月大地震あり、山田は加へて大火を生じ八百戸が焼失、幕府は拝借金を仰付けられ、日向奉行に令して其の救済に当らしめた。○元和二年三月將軍秀忠は父家康の疾平癒を両宮へ祈願された。○同三年一月日向奉行は勤務十四ケ年、長野奉行と俱に神領奉行としての職務を全うし、江州高野に於て卒去された。

三 水谷九左衛門尉光勝

家紋 右三つ巴
自元和三年至同八年
知行 三千石

勢州四日市代官であり、初代長野奉行在役中は其の御下代を勤められた。○元和三年正月山田奉行に転役され、御下代は中村勝兵衛尉・小浜右京進・桑名忠八・水谷豊兵衛であつた。一

ケ年は長野奉行と本勤交替であつたが、同四年二月に至り山岡図書頭の着任があり、同人と一ケ年交替で政務を執る事になつた。○同四年六月廿八日内宮四祢宜蘭田守任より御下代の小浜右京進・水谷豊兵衛・桑名忠八・中村勝兵衛尉へ「のし」三把宛が贈られた。○同五年二月宇治大橋が改架され、橋奉行の水谷九左衛門尉光勝並小浜右京進守隆より次の如き内宮神主中へ御悦があつた。〔蘭田守任冠下日記〕

勢州内宮大橋為御悦

一 式拾七貫文 神主九人

一 式貫文 はかき衆

合式拾九貫文

此銀四百参拾五匁 但壹貫文二十五匁つゝ

右此手形次第相渡可申候己上

未二月十三日 水谷九左衛門尉 判

小浜右京進 判

内宮神主中

○同五年十一月幕府は人身売買及欠落の禁令を布かれた。○同六年正月水谷・山岡兩奉行判を以て、宮川上・下の兩渡場に制札を建て、舟賃壹文・馬一疋式文・荷物一駄式文とした。○同八年二月度会郡二見郷は鳥羽城主九鬼長門守守隆に押領され、兩宮に朝夕御饌の御鹽調進も出せず、神役人百三十人は連署を以て、水谷奉行に之が成敗を訴へた。○水谷奉行は勤務六ヶ年、同年十月養病の為御役御免となり、同九年十月十三日勢州桑名に於て卒去された。

四 山岡圖書頭景以

家紋 石持に木瓜
自元和四年至同八年
知行 三千石

山岡圖書頭は江州小原に知行所を有し、勢州四日市代官であり、元和四年正月山田奉行に転役された。水谷奉行と一年交替で政務を執り、御下代は中村勝兵衛尉・桑名忠八が勤められた。○同六年五月十一日船江・河崎の境界争ひがあり、標柱を設けて之を明確にし、双方に絵図を交附させた。○山岡奉行は勤務五ヶ年、同八年十一月願通り御役御免となり、寛永十九年六月四日江州水口に於て卒去された。○同元和八年十月に水谷九左衛門尉が、十一月には山岡図書

頭が、揃つて山田奉行を退役した為、幕府は勢州四日市代官安藤弥兵衛重矩を以て、同九年正月より寛永元年正月まで約一ケ年間山田奉行の御目代を命じた。〔御奉行所控〕○同元和九年七月將軍秀忠に替り家光の將軍宣下があつた。

五 中川半左衛門忠勝

家紋 片喰
自寛永元年至同六年
知行 三千石

伊勢守を称した。○寛永元年正月十五日江戸御表より着任され、御下代は中村勝兵衛尉が勤められた。中川奉行は着任と同時に、両宮造替遷宮の事を仰付けられたが、宮川大堤防の補強工事を幕府へ上申し、其の修理費として拝借金と共に、前々より山田領に御闕所地の地子おし五兩計りある分をも下附された。○同二年三月鳥羽城主九鬼長門守守隆は度会郡二見郷へ御鹽領高百石を附し、役人十一人を定め専ら神役を奉仕せしめた。○同年九月將軍家光より慶光院へ朱印状が与へられ、先例の通り正遷宮の事を執行せしめた。○同三年六月七日山田三方会合年寄より、師職の訴訟に関する諸事十一ヶ条が規定され、中川奉行之に奥書し遵はざる者は嚴重処

罰すべき事を命じた。○同六年正月十一日先例の御船おろし式後、与力十騎・水主同心七十人を附し、勢州四日市白子の御船手を兼帯せしめ、勢州海岸の防備を一層嚴重にした。此の年將軍家光は乳母の春日局をして両宮に代参せしめた。○同年九月十五日中川奉行は勤務六ヶ年、度会郡有滝村の奉行御屋敷に於て卒去「宗英大居士」と諡号され、尾州名古屋の長栄寺境内に葬られた。

六 岡田伊勢守善同

家紋 片喰
自寛永六年至同八年
知行 五千石

初め将監後に伊勢守を称した。○美濃に知行所を有し寛永六年九月十三日山田奉行へ任補、両宮造替遷宮の事を仰付けられ、度会郡有滝村の奉行御屋敷に居住された。○同年九月廿一日に内宮、同廿三日に外宮と式年正遷宮が斎行されたが、当度の御遷宮以後、必ず廿一年目毎に斎行違へる事がなかつた。○同七年正月勢州四日市代官を兼帯され、御下代は中村勝兵衛尉が勤められた。○岡田奉行は山田宮後西河原町の慶宝寺に於て、自ら始めて訴訟を聴聞されたが、

後山田吹上町一本木に御役所を新設し之に移つた。〔御奉行所控・御役所旧記〕同七年五月山田三方会合年寄は岡田奉行へ歎願の上、町宿規定十ヶ条を設け、妄りに師職の権限を侵す事勿らしめた。○同年六月水主同心七十人が、四日市白子より引き移り人数も入れ替へられた。

〔寛文乙巳備忘録〕○同年六月鳥羽城主九鬼長門守守隆が、度会郡鹿海村に於ける浜出神事預所を没収した為、村民一同は岡田奉行に之が成敗を乞ふた。岡田奉行は早速幕府へ上申し、同年九月に至り九鬼守隆をして其の没収を解かしめた。○同八年正月將軍家光は父秀忠の疾平癒を両宮に祈願された。○同年七月宇治会合年寄の師職式目十五ヶ条の定書成り、岡田奉行へ提出された。○岡田奉行は寛永六年九月より同八年正月まで約一ヶ年半の勤務であつたが、印した足跡は大きく、江州草津に於て卒去された。

七 花房志摩守幸次

家紋 尻合せ三つ雁金
自寛永八年至同十八年
知行 七千三百石

寛永八年十月十五日岡田奉行と同じく勢州四日市代官より山田奉行に転役、度会郡有滝村の奉行御屋敷に入り、山田吹上町一本木の御役所へ出張して政務を執つた。○同九年正月前將軍

秀忠が薨去された。○同年二月花房奉行は神領の治安維持・風紀肅清に関する条目を令し、山田三方会合年寄・宇治二郷会合年寄をして之を遵行せしめた。又五月廿五日に至り両会合年寄に対し、浮牢人取締に付次の如く厳達された。

申渡

公儀御構之者之儀者

不及申諸牢人抱置間

舖事

寛永九^壬申年五月廿五日

花房志摩守 判

内宮年寄中

外宮年寄中

○同年十二月幕府は惣目付を置かれたが、之は大御目付の起原であつた。○同十年二月幕府は軍役の制を本格的に定め、勢州海岸の防備をも嚴重にすべく、花房奉行をして水軍構成を強固たらしめた。○同年六月十三日鳥羽城主九鬼長門守守隆が、押領没収して居た度会郡二見郷は

花房奉行の代に至り、始めて神領に復する事が出来、將軍家光は二見郷六ヶ村二千百三十二石余を御鹽調進料として両宮に寄進され、御鹽勤仕以外は永く公役免除といふ次の如き御朱印状並御老中酒井忠勝・土井利勝・酒井忠世の添状を下附された。

一 伊勢国度会郡二見郷六ヶ村合二千百三

拾貳石餘為御鹽田之處近代断絶畢今度

相改附之両宮御鹽之儀無懈怠可勤仕之

旨永代不可相違者也

寛永十年六月十三日



光 ○ 家

二見郷惣中

條々

一 今度二見郷六ヶ村為内外両宮御鹽田御寄附有

之御鹽無怠慢可勤仕之

一 江村三津村山田原村内宮方今一色村西村庄村
外宮方御定上者諸役以隣郷之竝無違乱可勤之
一 御鹽之宮此度造宮有之以來及破損者從六ヶ村
可修理之

一 山林竹木猥不可伐採雖然御鹽宮修理之時者應
其用可伐之其外称宜百姓居屋敷之内者非制限
一 二見郷中牢人惡党不可抱置之

右條々堅可相守之仍執達如件

寛永十年六月十三日

河越侍從

忠勝

古河侍從

利勝

前橋侍従

忠世

二見郷惣中

右の件に付、花房奉行幹旋最も力めたるを以て、二見郷民は其の恩徳を永代に伝へんが為同奉行卒後表面に「顕理院殿前志州太守丑品一的貞性居士」、裏面に「花房志摩守^{二見郷中}」、左側に「寛永十八^{辛巳}年」、右側に「四月十二日」と誌して巨大な供養墓碑を建立した。(註||此の諡

号は居士とあれども過去帳には大居士とあり) ○同十一年七月幕府に抵抗した後水尾天皇を抑圧せんが為、將軍家光は天機奉仕の名目で大兵を擁して上洛する事になり、山田奉行花房志摩守は御船手御組頭の山林専之丞元政・岡山奎之助重於・牧野齋兵衛成久・坂口作左衛門政信・柘植傳左衛門繁庸・橋本市郎左衛門浄安・先野住右衛門滋庸の七人を随伴、御船手与力の鈴木九郎三郎守次・佐々木八左衛門高景・和知儀左衛門正安・廣瀬鷲右衛門信親・中村仁右衛門忠寛・亀谷旅右衛門重勝の六人、水主同心七十五人を引率し、御座船の虎丸・孔雀丸、関船の小鷲丸・乙矢丸・小鳥丸を参州吉田へ廻漕、舳艫堂々と將軍家光を迎へて尾州熱田迄同船、それより勢州白子を経て有滝に帰航された。(註||関船の天地丸・鬼丸・千速丸・一楽丸は、慶長年中老朽の故を

以て既に解体されて居た。〔寛文乙巳備忘録〕○同年七月宇治二郷年寄は將軍家光上洛の時、山田三方年寄の内宮参詣者抑留の非分を、花房奉行を通じて訴へた。○同十二年七月廿日寺社奉行は去年七月花房奉行伺の宇治二郷年寄・山田三方年寄の御師争ひに、山田三方年寄曲有りとの判決を下し、朱印状には新たに二ヶ条が加へられ、向後各々分を守り檀家並参宮者を争ふべからずと堅く申し渡された。○同年九月耶蘇教禁制の令を出し、宗旨改の為山田十二郷・宇治六郷各寺院の信徒中、五歳以上の者に署名捺印せしめ、寺院の奥書を得て之を奉行所へ提出せしめた。此の記録を宗門改帳又は人別改帳とも称された。

切支丹御法度之事

- 一 三宮内家一軒之内男女下人に至迄一人宛其宗旨を相極旦那坊主之一札を取可申事
- 一 鋸屋之者宗旨請人之手形を取可申事
- 付 旅之商人並當時之宿借者能改宿を貸可申事
- 一 自今以後切支丹於有之者早々可申知事

右之條々堅可相守者也

寛永十二亥年九月廿七日

花房志摩守判

内宮年寄中

外宮年寄中

○同年十月十日岡田奉行在役中より既に計画されて居た、度会郡御蘭村小林の御役所建設が竣成し、同十三年三月十八日に至り有滝より花房奉行始め水主同心衆一同引き移る事となり、御船蔵も同時に移建された。○同十三年一月両宮使の年賀に就いて幕府は其の決を朝廷に仰ぐ。摂政二条康通は豊受太神宮使の賀を先としたが、民部卿法印林道春が之に反駁した為、朝議は變じて皇太神宮使の賀を先とすべき事に改めた。○同十四年一月外宮の一鳥居に制札を建てた。○同十六年正月將軍家光は鳥羽城主内藤志摩守忠重をして、始めて両宮に代参せしめた。○同年九月外宮宮域附近の度会郡前山一帯を神領とした。此の前山は外宮の御山に隣り他領となるべき地勢ではないが、何時の頃よりか度会郡一宇郷に属し、前鳥羽城主九鬼長門守守隆を経て、寛永十年三月新たに同城主となつた内藤志摩守忠重に受継がれ、其の直轄地となつて居た。山田三方会合年寄は之が還附を花房奉行に歎願した為、幕府の裁下を経、花房奉行の代理

として支配御組頭衆、内藤志摩守の代理として御用人衆、一字郷の年寄共、山田三方の年寄共が立会の上還附疆域を定め、前記の如く神領に復帰せしめた。○同十七年九月外宮の御池を浚へて石垣を築き、石畳を作り樋の口より水を導き、参詣者の洗場とした。又一鳥居より高神山・坊山の連続部分を切り開き、岡本郷へ至る幅五間・延長百五十間の新道を通ぜしめ往来の便とした。○同十八年四月十二日花房奉行は勤務十一ヶ年、神領奉行として幾多の事績を残され願通り御役御免となり、江戸御表に於て卒去された。

八 石川大隅守政次

家紋 丸に苔葉
自寛永十八年至萬治二年
知行 四千石

初め八左衛門後に大隅守を称した。○寛永十八年四月廿五日御船手頭より山田奉行任補の内命があり、同年十月廿八日初入、花房奉行在役中既に山田吹上町一本木より移建完了されて居た、度会郡御菌村小林の御役所へ入り政務を執つた。○同年五月朔日小林の八王子社（註〓御屋敷稻荷と称し、山田奉行所の鎮守也）へ一石七斗五升を永代寄附するといふ、石川奉行の墨付が与へられた。○同年六月十日宮川網役人は紀州領の度会郡大倉村民が、御料鮎漁場の侵害する

を奉行所へ提訴に及んだ。○同年七月十日去る六月十日宮川網役人提訴の御料鮎漁場侵害事件に付、奉行御目代として支配御組頭山林専之丞は紀州藩へ嚴達の上、度会郡大倉村年寄を奉行所に召喚し、曲事は其の方共にあり、自今以後違背無き様と急度申し付けられた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年十月外宮の正員祢宜共は、山田三方会合年寄共が式目十三ヶ条を提げて宮中肅清を強要した件に付、未だ和解出来ず石川奉行へ訴状を呈し、山田三方会合年寄共の制裁を歎願した。○同十九年二月山田岩淵町の陰陽師箕曲若大夫と同箕曲甚大夫は曆業を争ふ。石川奉行之を裁断して若大夫を斥け、甚大夫の曆業を安堵せしめた。○同年二月十日幕府は勢州海岸防備の重要性に鑑み、新たに軍船三日月丸を江戸より廻漕し、伊勢山田奉行所の所属とした。○同年三月宗門改を令し、吉利支丹宗の檢索を与力・同心に嚴重行はしめた。○同年三月より天下は大饑饉に見舞はれ、大量の餓死者を出した。同年五月に至り石川奉行は公領・私領を問はず、本田畑に煙草の栽培を禁止し、十月には無用に穀物は費すべからずと、鰯・素麺・饅頭・南京菓子の製造・販売をも禁止して、食品取締を嚴重にした。而し神領は古より参宮人饗応の吉礼として、素麺を出す慣例ありと、饗応の為には特に許された。○同年七月二日石川奉行より度会郡楠部・尾崎両郷と同郡中村との上田沖境論に付、次の如き申渡があ

つた。
〔御奉行所控・御役所旧記〕

一 楠部尾崎両郷上田沖之田與中村領争に付双方遂対決候處
慥不得聞候故太閤御時代依神宮領郷指出三方に有之令
見分楠部尾崎領内に相極候付而理運に申付候領境ハ如古
来間之山通西ハ御影社之南之道限北ハ古市地獄谷限東ハ
皇姫之森限并月讀之森之中之道限楠部尾崎之領内也間之
山町宗隣町円明町宿雲町古市町右之分如古来楠部尾崎之
役儀可仕候但宗隣町之内六郎大夫伊兵衛喜大夫林三郎徳
右衛門滿右衛門合六家共中村ハ出家作居候故中村之役可
致候自今以後何方ハ家作居候共楠部尾崎之役可致候新規
成儀一切仕間敷候為後日如此候以上

寛永十九年午七月二日

石 八 左 判

楠部尾崎年寄中

○同年十月山田三方会合所より、三宮内は太神宮の御敷地であるから、人々が屋舗を年貢で借り、万一罪科に及ぶとも其の年貢地は古より闕所地にはならなかつたと、石川奉行へ上申した。即ち

乍恐奉願上口上

- 一 人々屋舗に居申者曲事に遇候時其借居申候屋舗迄御闕所に罷成候儀者勿論天下之御作法に而御座候得共三宮内之事ハ太神宮之可為御敷地萬事御免許被為成下候に付他所トハ相替年貢地御闕所に相成儀者従先規無御座候作法に而尤自身持申候屋舗ハ御闕所に罷成候御事
- 一 當地之屋舗ハ賣買仕候直段之利足より地子安く御座候儀者年貢地御闕所に成不申に付永代之宝物に仕候故に而御座候御事

一 公方地之儀者家屋舗共に貸申候由に而候當
地之儀者屋舗計を年貢に而借申家ハ其屋舗
借申候者自分に作居住仕候故公方地之御作
法とハ相替申候御事

一 三宮内之人改等之仕儀者從先規町々在々迄
其處々年寄仕置申付作法に而御座候然處年
貢地御闕所に成候得者已來ハ屋舗主之諸下
知之處に罷成候間從先規之作法相違可仕候
如此御座候と而屋舗之主少茂不念に仕事に
而無御座候御事

一 右如申上候年貢下直に御座候故從往昔當地
之家数実ハ次第に繁昌仕候様に御座候自然
年貢地御闕所に罷成候得者向後ハ當地茂他
所竝に屋舗ハ安く年貢ハ賣買之利息より高

く可申候半然者三宮内之家数衰微可仕候半

哉之御事以上

寛永十九年十月四日

山田三方 印

進上 御奉行石川八左衛門 殿

○同廿年二月神領に居住する五歳以上の者に対し、再度宗旨改を行つた。然し両宮の神宮家に限り寺請は無く、時の一称宜所謂長官に証文を出し、長官より奉行所へ其の旨を届けられた。

○同年三月宗門改の制度愈々厳しく、両宮神宮家を除き両宮会合年寄並權任中異姓年寄の一統は、寺請を差し出す事になつたが、奉行所へ提出された其の当時の三方廿四家宗旨改帳を〔御奉行所控・御役所旧記〕より摘載して置かう。

三方宗旨改帳

眞言宗	不動院旦那	堤	左衛門	浄土宗	養草寺旦那	足代	民部
禪宗	正法寺旦那	榎倉	隼人	浄土宗	盛廣院旦那	堤	刑部
禪宗	光明寺旦那	益宇	右衛門	眞言宗	無量寺旦那	福井三郎	兵衛

眞言宗	寶藏寺旦那	福島四郎右衛門	禪宗	光明寺旦那	久保倉五郎左衛門
天台宗	善導院旦那	山田大路藏人	眞言宗	積法寺旦那	幸福 外記
禪宗	光明寺旦那	久保倉主殿	浄土宗	西迎院旦那	福井與左衛門
浄土宗	極樂寺旦那	龍 石見	禪宗	光明寺旦那	三日市帶刀
眞言宗	地藏院旦那	坂喜右衛門	天台宗	法住院旦那	北 出雲
浄土宗	光善寺旦那	谷 助之進	眞言宗	慶宝寺旦那	上部 越中
禪宗	常勝寺旦那	橋村善左衛門	禪宗	光明寺旦那	久保倉右近
浄土宗	大念寺旦那	春木 隼人	眞言宗	地藏寺旦那	福島 勘七
眞言宗	長久寺旦那	幸福七兵衛	浄土宗	明鏡寺旦那	足代 又吉

今度坊主之手形取置申候仍如件

寛永廿癸未年三月吉日

山田三方 印

進上 御奉行石川八左衛門 殿

○同年六月十日山田田中中世古町に失火あり、町年寄共其の翌日奉行所へ注進した処、御留守

居鈴木忠大夫は遅延の怠慢を叱責し、焼失絵図の提出を命じた。○同年十月五日支配御組頭山林專之丞元政は臺命を蒙り、紀州藩の松坂代官を兼帯された。○同廿一年十二月幕府は石川奉行をして、両宮へ白銀廿枚を下りし、幅二間・奥行七尺の諸末社の遙拜所を造進せしめた。外宮方は前野町の大工七左衛門が入札を以て請取り、十員祢宜参列して袂を勤め、宮々に袂箱を納めた。○正保元年正月先例に依り、石川奉行は御船おろし式を行ひ、軍船の虎丸・孔雀丸と新たに幕府より廻漕された三日月丸をも加へ、鳥羽・二見・大湊・白子間に於て、始めて全流に依る大水軍訓練の指揮を執られた。○同年五月十日支配御組頭岡山杵之助重於には臺命を蒙り、紀州藩の松坂奉行を兼帯された。○同年三月將軍家光は慶光院周養をして、先例に依り両宮の正遷宮を執行せしめた。○同年四月將軍家光は慶光院周清に対し、隠居料として度会郡磯村の内百九石を給された。○同年七月宇治二郷年寄・山田三方年寄へ各々条目を下附された。○同年七月五日大風雨あり。外宮の神木八十本余は薙倒され、諸殿の多くは破壊された、風宮は顛倒し御神体を幣帛殿に遷し奉る程であつた。○同年八月廿五日宮川大洪水あり。去る寛永元年正月中川奉行が補強工事した宮川堤は、二百間余も崩壊され、浅間堤は高さ三間半・長さ廿間・根張十八間・馬踏一間計りも、同じく此の大洪水で崩壊された。同三年一月に至り、石川奉行は

幕府へ上申して銀子三十貫目の修理料を受け、宮川堤・浅間堤の工事に着手、度会郡岩出村の中西八兵衛が銀子三十六貫九百五十目では是を請取り、同四年四月十五日南北三百間余に及ぶ堅固な大堤防を竣成させた。○同正保二年六月十七日奉行所より山田三方会合年寄衆に対し、宮川堤番二人宛交替で勤むる事を命じた。〔御役所旧記・神都雑事記〕○同三年二月幕府は石川奉行をして、内宮末社四十九宇・外宮末社三十八宇の造営費金千五十八両を献じ、社殿を再興せしめた。○同三年十二月四日山田八日市場町坂之世古の神宮家松垣兵庫方より出火し、人家二百廿九軒が焼失され、外宮宮域内の高神客神諸社も類焼、御正殿も危く見えたが、風向きが変り事無きを得た。此の時石川奉行は支配御組頭衆と逸早く騎馬で馳せ参じ、与力五騎・同心五十人を下知された。此の火災後に神宮側より味噌屋垣外は三度も火災あり、二度までも御山に延焼したとの理由を以て、人家取り除け方を奉行所へ訴へ、八日市場町と争論になつたが、石川奉行之を却下し暫時猶予せしめた。○同年十二月十日度会郡野尻村知行所の百姓共と内宮祢宜共は、神領諸事に就いて争ひ公訴に及んだ。同月十五日に至り石川奉行は双方を御白洲へ呼び出し、野尻村百姓二人を「牛谷牢舎」へ、内宮長官藤波氏富の祖父氏親外五人を「牛谷揚屋」へ入牢申し付けたが、其の模様を〔神都雑事記〕より摘載しよう。

正保三^{丙戌}年十二月 御奉行石川大隅守殿 於御白洲野

尻百姓與内宮祢宜中五人知行之出入被仰渡之次第

一 高五百五十石餘之御朱印大閣様より臺徳院様迄内宮祢宜所持仕候處

彼是と五十石不出數年我儘仕候儀双方共不届之至故百姓二人与長官

氏富之祖父氏親等五人を籠舎被仰付候然者長官氏富以下経晨経盛守

宗徑在守洪氏重経冬氏延守相九人之神主物成百二十石永々知行可有

候併右之知行者家領に而ハ無之末代迄之祢宜に付候知行に而候故當

分之祢宜或ハ賣或ハ質置候事於有之者末代に至迄可為曲事由被仰渡

候御事以上

○同四年一月十日石川奉行参府して、外宮宮城内延焼の事並人家取り払ひの事を、將軍家光の上聞に達せられた。○同年九月足利時代以降中絶して居た神嘗祭の例幣が復活し、勅使として参議廣橋綏光の参向あり、旧儀再興の報告祭が行はれた。此の時石川奉行は衣冠束帯を以て参列し、与力五騎・同心五十人をして神宮周辺を警固せしめた。○慶安元年五月十日石川奉行は式年造宮の余材を以て、当時官營に拘はらざる伊佐奈岐宮・皇太神宮外幣殿・忌火屋殿・配

殿・末社を修造し、齋王侯殿庁舎・御輿宿を再興し、又豊受太神宮酒殿・忌火屋殿・御倉・御馬屋・月夜宮遙拝所・上御井一殿・末社を造進された。○慶安元年五月十六日石川奉行は幕命を奉じて、山田十二郷惣中より人足を出させ、豊川一帯に縄張りして巾三間と定め浚渫し、味噌屋垣外の民家を取り払ひ空地とし、西世義寺道より東高神山麓に至る迄延々巾五間の新道を作り、外宮火除けの一線として同年七月十二日に完成させた。此の大工事は石川奉行が去る正保四年一月十日將軍家光の上聞に達し、之が全面的に受理されたものであつた。○同年十二月出口延佳・與村弘正・岩出末清・青山正清等以下七十人は、醵金を以て豊宮崎文庫を設立し、外宮祠官子弟の修学と、今で云ふ図書館ともした。將軍家光は其の費用の補に黄金十枚を下賜された。〔神都雜事記〕○同年十二月廿五日山田師職三日市兵部は自家の上州且所へ、宇治成願寺の山伏南覚坊が、御被賦出入の時寺社奉行所で争論に及んだ。此の件に付御老中松平伊豆守信綱より山田師職三日市兵部宛書状を石川奉行が伝達された。即ち

旁墨殊更青苔一折並海鼠腸曲物一饋給誠遠路

御心附令祝着候然者且那所上州之儀其方勝手

に落着之由紙面通得其意候一段之儀ニ候尚期

後喜之時條不能詳候 恐々謹言

慶安元戊子年極月廿二日

松平伊豆守信綱 判

三日市兵部殿

○同二年五月石川奉行は兩宮殿舎・末社の神遷幣帛料に白銀二十枚宛を献じ、又外宮の御倉三字を修造し金石宮をも造立した。○同年九月兩宮式年正遷宮の日取りは、禁中へ伺ひ内宮は廿五日、外宮は廿七日と決定、石川奉行は造宮奉行として衣冠束帯で奉仕されたが、此の御遷宮の当日始めて竹柵が建てられた。○同四年三月五日山田曾祢町・同下中之郷町・同大世古町が境界争ひを生じ、奉行所へ訴訟に及んだが、同月廿日に至り石川奉行は次の如く判決を下した。〔御奉行所控・御役所旧記〕

申 渡

曾根之郷與

下中之郷
大世古

領諍之儀対決之上遂穿鑿候處

三郷に證文證據無之に付論地見分之上相極境之事

一 曾根與下中之郷者高柳西之口木戸より北江上

小橋通之川迄直繩曾根領西之境也

一 曾根與大世古之境者曾根之郷北之出口より靈巖

寺村西之道を限上小橋之川迄曾根領東之境也

右之趣堅可相守者也

慶安四^{辛卯}年三月廿日

石川大隅守 判

曾根之郷年寄中

右の通りに石川奉行より判決を下されたが、〔神都雜事記〕には次の如く見えて居る。

高柳飛木ノ世古マデハ往古ハ下中之郷領ナリ石川大隅守殿ノ時曾祢町ト下中之郷ト争論ニ
オヨブ吟味ノ節曾祢町ヨリ證據ト申ハ今社ノ前ノ門ノ石橋ニ曾祢領ト彫リアル由申ニ依テ
吟味ノ處ニ何者ガイタシケン石橋ノ裏ニ曾祢領ト彫付アリ由テ下中之郷云分タ、ズ曾祢領
トナル今考ルニ下中之郷領実ナランカ神楽役人上中下ト三ツニ分ル事アリ中嶋ヨリ下中之
郷マデヲ上ノ切トス然ルニ高柳飛木世古マデヲ下中之郷同様ニ上ノ切ニ入ルヲ以テ見レバ
元下中之郷領ニヤ

○同年四月將軍家光が薨去され、七月に至り家綱の將軍宣下があつた。○同年七月由井正雪・丸橋忠弥縛に就き、八月に至り正雪及忠弥の遺骸を江戸品川で磔にした。○承応元年一月両宮長官より内宮の「宮中法則四十八ヶ条」、外宮の「神宮法式八十ヶ条」を石川奉行へ進達された。○同二年三月祭主藤波友忠は違勅の罪により佐渡へ流された。○同年八月山田師職幸福大和の旦所へ、宇治法樂舎の願人山伏大行院等、御被賦出入の時山田三方会合より訴へあり、寺社奉行所の通達で石川奉行は山伏大行院等へ之が停止を命じた。即ち

旁札令披見候然者今度内宮山伏六ヶ寺之内三

ヶ寺罷下寺社奉行所江及訴訟候處両宮年寄中

江理運に相濟皆々難有被存旨尤之事に候依之

上部越中方被罷下口上之趣承候悉細越中方可

被申述候 恐々謹言

承應二癸巳年八月十一日

石川大隅守政次 判

山田三方中

○同年八月十九日石川奉行は山田三方会合所当番幸福数馬・山田大路藏人の兩人を招致し、次の如き申付があつた。

一 侍衆牢人衆共於當地萬所領買得可被成由

被申候共賣申候者可為曲事自今以後違背

無之様急度可申付者也

承應二癸巳年八月十九日

石川大隅守政次 判

山田三方中

此の申付は宇治二郷会合所当番も同様であつた。○明暦三年正月宇治領・山田領の櫛屋仲間より、組合以外にて櫛を売る者ありと奉行所に訴へ出たが、吟味方与力廣瀬鷲右衛門掛改を以て「諸座廃止に付賣出可為自由只徳義上於舊家一應之挨拶可被申述事」と申し渡された。「御奉行所控」○万治元年十二月三十日宇治波多村より出火し、内宮御正殿・東西宝殿・荒祭宮・摂末社・斎館等尽く炎上した。此の時石川奉行は支配御組頭衆を随伴し、騎馬にて与力五騎・同心七十人を動員下知され、大宮司河辺精長と協力して、一夜の内に殿舎を造り御神体を鎮め奉

つた。○同二年四月大宮司河邊精長が、臨時造宮奉行並仮殿奉遷使に任補された。之は石川奉行が養病の爲であり、同奉行は勤務十九ケ年、同年四月十九日に至り神領奉行として幾多の事績を残され、願通り御役御免となり、寛文二年十月廿六日江戸御表に於て卒去された。

九 八木但馬守宗直

家紋 丸に楓
自萬治二年至寛文五年
知行 四千石

初め勘十郎後に但馬守を称した。○万治二年五月十五日御作事奉行より山田奉行任補の内命があり、同二年七月十日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年八月五日度会郡鶴松浜の荒地を、一色村と通村相争うて互に譲らず、奉行所へ提訴に及んだが、八木奉行吟味の上、双方胡乱なる申条ありとして尽く没収された。○同年十月内宮齋館の公宮は、八木奉行より幕府への上申に依て許可され、又同奉行の尽力に依て子良館をも造営された。○同年十一月廿五日内宮の臨時遷宮あり。八木奉行は清匏の儀に際し、造宮奉行として参列奉仕された。又十二月十日に至り、豊宮崎文庫の修補料に采地甘石を寄附し、且つ文庫の式条を定められた。○同三年三月八木奉行は去る万治元年十二月三十日内宮炎上で宇治大橋が焼失した為、幕府より橋奉

行として之が改架を命ぜられた。○同年六月廿八日大雨降り、廿九日の朝方には五十鈴川の洪水となり、風宮橋・大橋が墜ち民家数百戸が流され、溺死者は三百人余もあり、齋館・玉串殿も流された。○寛文元年七月八木奉行は宇治郷民等が水火の難に遭遇し、飢渴に及ぶに至つた事を憐み、幕府に上申して米千七百五十石を下附された。○同年九月内宮の祢宜齋館を一鳥居の東に建てられた。○同年十一月外宮別宮月夜宮の疆域を明確に定めた。往古は長さ百廿丈の堀を回らし、四至は東西南北共に瑞垣を距つこと廿二丈の空地になつて居た。乱世の頃より民家は其の空地を掠めて屋舎相連り、殊に妙鏡寺等は南方の堀を埋めて堂を建てた程で、此の寺を俗に築地寺とも云はれた。外宮長官松垣常晨之を憂へ八木奉行へ歎願、奉行は早速幕府へ上申して民家及妙鏡寺客殿等全部を撤去され、同二年八月大宮地に相応しく古に復らしめた。○同二年三月外宮摂社上御井神社の瑞垣を寄進され、内宮別宮滝原宮・同竝宮・志摩国伊雑宮の遷宮をも齋行された。○同年五月軍船の虎丸・孔雀丸・三日月丸、関船の小鷲丸・乙矢丸・小鳥丸を点検し、大湊・白子間に於て全流に依る水軍訓練の指揮を執られた。○同年十月外宮祢宜共は、志摩国伊雑宮内人・物忌を自称する神主共が伊雑宮を両太神宮の本宮とし、且つ外宮は内宮の別宮なりとする誣妄に反駁し八木奉行へ上書した。○同年十月志摩国磯部村の伊雑

宮は往昔より天照太神宮の遙宮とほのみやと称されて居るが、内入・物忌を自称する同宮の神主共が、上野国甘良郡黒滝の坊主潮音と謀り、伊雑宮を以て天照皇太神宮の本宮にせんものと〔旧事大成經〕三十卷〔伊雑宮年中行事〕一卷、其の他の偽書を故作し幕府へ訴訟に及んだ。茲に於て當時の内宮長官藤波氏富以下各神主共は、旧記を検索し其の反駁書を作成して幕府へ提出、幕府は裁断の結果内宮側の勘文を正当と認め、伊雑宮神主及坊主潮音を嚴重に処罰した。(註||外宮権柄宜久志本常彰曰く「潮音は長音とも称し、伊勢国宇治上野清大夫の叔父にして志摩国の産也。美濃国黒滝は誤り也。上野国甘良郡黒滝にて不動寺と云ふ黄檗派の寺に居住す」と) ○同三年二月廿八日大宮司河邊精長は男房長の神祇大祐請の次と記した書状に「八木奉行殿は外宮月夜宮の域を正し、滝原・伊雑宮の正遷宮を遂げ、内宮の称宜齋館をも宮構し、文庫の修理料を寄進する等神忠多し。古に度会郡司等位階に預る例あり、然者時を窺ひ八木奉行殿有功の加級を奏せらるべし」と祭主藤波景忠へ上申す。同年三月二日に至り祭主より「八木奉行殿加階の事態こそ能く心を副へたれ、只今武家伝奏下向に留守也。上洛次第執り持つべし」との返書ありしも、其の後沙汰はなかつた。〔神都雜事記〕○同年四月五日八木奉行は去年十月志摩国伊雑宮物忌共が非違を企て、兩正宮を貶した所謂伊雑宮神官謀叛事件に付、屢々支配御組頭橋本市郎左衛門浄安を隨伴

參府し其の收拾に尽力された。而るに今年寛文三年四月十日、又々伊雜宮内人・物忌共は先年の幕府御裁断を不服と成し、將軍家綱の日光廟に謁するや、無謀にも寺社奉行・山田奉行の手を経ず、又朝廷からの沙汰があつたにも拘はらず、之を遂に要して直訴といふ非常手段を用ひた。御老中始め寺社奉行・山田奉行は、御上を懼れざる仕儀と即日其の關係者四十余人を捕縛して裁断を下した。此の一件の裁断は三宮に関する事でもあり、格別の御慈悲で小目野の死罪は免れたが、伊勢・志摩兩国外へ「追放・闕所」に処せられた。○同年四月大宮司河邊精長は神領民に寄進を勧め、中古以来廢絶して居た内宮の摂末社廿四字・外宮の摂末社十六字を再興した。之に対し八木奉行は白銀廿枚宛を兩宮へ寄進された。○同年八月内宮の井面内膳と外宮の松木主計は、慶光院尼が兩宮遷宮に關与する事を停止する様、八木奉行を通じて寺社奉行へ訴へた。○同年十二月十日先の伊雜宮神官謀叛事件で、幕府は支配御組頭橋本市郎左衛門浄安へ其の功を賞して白金五枚を下賜され、八木奉行は愛用の埋忠作の鎗を贈つた。〔御役所旧記〕

○同四年八月大暴風あり、外宮正殿乾の千木が折れ、同東宝殿良の千木も折れた。○同年十一月外宮仮殿の遷宮あり、造宮奉行として參列奉仕された八木奉行は、俳諧之連歌に長じ連歌師西山宗因とも交渉があつた。同五年正月〔賦何路連歌〕に「御奉行八木但馬守宗直公外宮千木

顛倒之来春御発句出初連歌於宿館」と端書し

清しきよし千木改めて神の春 宗直

国平らけくのどかなる時 全彦

嶋山も霞になびく日の出で、 氏富

以下松木満彦・松垣常和・松垣貞和・松木因彦・松垣常生外廿一人の連衆を以て百韻が巻かれて居る。(註||著者石洲も雲夢園を号し、伊勢派正風俳諧の道統を継承、師家の末席を汚して居るが、「清しく千木改めて神の春」の発句を見て此の語句のもつ語感に依て神の尊さが暗示され、言葉の駆使力といふか、作者八木宗直の伎倆の非凡さが感ぜられた。本来発句が「春の神祇」なれば脇句も「春の神祇」が立前であるが、松木全彦は「国平らけくのどかなる時」と付けて居る。此処では「恵みへたてぬのどかなる時」と素直に神祇の意を享けた方がよいのである。藤波氏富の「嶋山も霞になびく日の出で、」は発句・脇句より一転し、第三として其の国柄を附けた重みが、どつしりとしてをり、流石は捌者の貫禄十分と云へよう。「俳諧之連歌」は元禄以降松尾芭蕉に依て文学的に昇華されて往くが、此の百韻を通覧しても分るやうに、宗直時代はまだく遊戯的の域から脱し得なかつたのであらう) ○同五年二月祭主藤波友忠の流罪が赦免された。此の年山田三方年寄廿四家より豊受太神宮へ常夜燈二基奉獻の請願があつた。

○同年七月八日八木奉行は勤務七ケ年、よく幕命を奉じて幾多の事績を残し、奉行御屋敷に於て卒去「常光院殿前但馬守利峯了眞大居士」と謚号され、度会郡柏村の法林山眞福寺境内に葬られた。

一〇 桑山丹後守貞政

家紋 桔梗
自寛文五年至天和四年
知行 三千石

初め伊兵衛後に丹後守又は下野守を称した。○寛文五年七月十五日山田奉行任補の内命があり、同六年五月五日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同五年八月宇治六郷の師職共は、内宮領万端の処分権に就いて宇治二郷年寄共と争ひ江戸へ出訴した。然し此の一件は、御老中より「差越願」として却下の御達があつた為、同年九月廿日に至り、双方を奉行所へ召喚奉行御目代支配御組頭橋本市郎左衛門の掛改あり、宇治六郷師職中並宇治二郷年寄中十一人を「追放」に処した。「御奉行所控」○同六年五月十日桑山奉行は御役所の傍、南方に一亭を造り、およそ一ケ年にて功を終つたが、時々遊行眺望の所とせられた。○同年五月幕府は両宮造営を古式に復し、慶光院院尼の執行を停止せしめた。之は去る寛文三年八月八木奉行伺の一件でも

あつた。○同年十二月の山田三方会合所より奉行所へ提出された山田町在家数・寺院数調に、山田町家数は九千七百六十八軒、在家数は二千三百七十七軒、山家数は百十九軒、寺院数は三百七十字と見えて居る。○同七年正月桑山奉行は先例に依り、御船手御組頭衆・御船手与力衆の諸僚を率ひ、御船おろし式を行つた上、大湊・白子間に於て全流に依る水軍訓練の指揮を執られた。○同年二月十日幕府より御国廻溝口源右衛門・堀主膳・川勝孫四郎の一行参着あり、桑山奉行は支配御組頭坂口作左衛門・橋本市郎左衛門・先野住右衛門を随伴し、騎馬にて一行と共に両宮参拜の上、南伊勢一帯を検分された。「御奉行所控・御役所旧記」○同年九月廿日外宮東宝殿の御太刀五腰・官幣若干の盜難が発覚され糺した所、前外宮長官松垣常晨（註||常晨は寛文二年五月十四日既に卒去されて居た）の庶子弥大夫貞勝の所為と判明し、神宮側より奉行所へ注進された。桑山奉行は急拠外宮参道へ「盜賊之所在為出訴者大判十枚賞与之事」の高札を建てた。犯人貞勝は既に逃走したが、同月廿六日志摩国穴川村で捕縛し、吟味の上連坐三十余人共々、刑場小目野で「斬首」の刑に処せられた。（註||此の事件に付、或る庶民の史書には「弥大夫貞勝は五歳の幼児と共に、甫蔵主川原に於て斬首さる」とあるが、之は謬見も甚しく、当時の刑場は甫蔵主川原ではなく小目野であり、又幼児の斬首は絶体的に行はれなかつたのである。「縁坐之制」を見ても分

る様に、犯人が十五歳未満の時は「幼年もの」として寛大に取り扱はれ、父が重罪を犯せば妻子連累者迄処刑されるが、其の兇が幼い時は上述の如く十五歳に成る迄親類預の身と成り、其の年齢に達してから処刑されるのが掟であつた。○同年十一月十五日桑山奉行は去る寛永十六年九月花房奉行が在役中、神領前山と紀州領佐八との疆域に対し尚不分明の所あり、紀州藩に通達して支配御組頭橋本市郎左衛門浄安を同伴、紀州藩田丸表役人神前半九郎正伴と共に臨検し、山田三方年寄立会の上、其の疆域を定めて山上に三坪塚を設けた。〔御奉行所控〕○同八年六月幕府より御旗本・御家人の跡目相続及養子等の制規が令された。○同九年七月桑山奉行は刑場を小目野より甫蔵主川へ移すと同時に、山田尾部坂の墳墓を妙見山へ、宇治牛谷の墳墓を南山へ移した。○同年八月十日山田十二郷より人夫を出させ、尾部坂を開鑿せしめた。○同年八月廿六日桑山奉行は内宮長官藤波氏富を奉行所へ招致して、御樋代之御料物黄金叁拾枚を渡された。〔寛文九年正遷宮記〕に次の如く見えて居る。

一 八月廿六日御樋代之御料物黄金三拾枚於

御屋敷丹後守殿直に長官へ御渡被遊候長

官頂載仕罷歸則作所へ相渡作所より細工

所躰阿弥越前へ相渡同廿七日より御樋代
之御細工初仕候御細工所者新殿第四御門
之下豊受宮之西方に小屋を作り奉致御細
工候但御細工人共皆御細工之間者大橋よ
り内に参籠仕致清浄毎日御細工相勤候此
御細工之間者正員神主一人権官二人宛毎
日御小屋へ御見廻申候

一

今度之黄金之儀丹後守殿小判に而御渡可
被成思召候故判金之御用意無之頃日御樋
代之御細工に付判金之儀申上候處に小判
に而御渡可被成之旨被仰聞殊判金壹枚に
付金七両貳歩之直段に御渡可被遊旨被仰
聞候故神宮より申上候者左様之儀に而者
無御座候判金を鑄くつし候而御細工仕事

に候得者判金壹枚之代に金七兩貳歩を鑄
くつし候而者金目大分不足御座候判金壹
枚之代者金拾兩鑄くつし不申候而者出来
難仕段申上候得者丹後守殿御尤に被遊思
召候然共江戸へ被仰遣餘日無御座候故兩
宮之内に而判金御調被為遊御渡被成候

一

黄金之御樋代之儀者内宮に限有之外宮に
ハ無之事に御座候此御樋代と申候者御正
躰を奉鎮秘密之御器物に而御座候是則當
宮者天下無雙之御神躰に而御座候故如此
御座候外宮之御正躰之儀者傳來日本紀に
茂不慥候故件之御樋代外宮より每遷宮に
御公儀へ願申候得共相調不申候内外之差
別當宮者規模斯様之所に而御座候故内宮

より茂有来候様に被為成置被下候様奉願

候先年外宮之御樋代可被成進之由春日之

御局様より被仰渡候 以上

○同年九月兩宮御遷宮あり、内宮は廿六日、外宮は廿八日であつた。此の時の御上使は吉良上野介義央であり、造宮奉行に桑山丹後守貞政、神宮警固に鳥羽城主内藤飛驒守忠政が拜命し、衣冠束帯を以て奉仕された。○同年九月廿八日御上使吉良上野介の御宿山本大夫邸へ内宮権祢宜藤波修理氏章が參上し、内宮御遷宮も滞りなく済んだ其の御慶賀、則ち將軍家綱へ申し上げる勤行文を上野介へ渡された。但し此の勤行文は左に示す如く、総べて桑山奉行より諸事御意を得、其の御指図に随つて作成され、外宮方も同じ様なものであつた。〔御奉行所控・御役所旧記〕

皇太神宮神主

注進可早被經次第之上意當宮廿年一遍造替

遷宮勤行文事

右當宮廿年一遍造替遷宮者天下無双之大宮国

家唯一之御祈禱也去寬文六年請蒙嚴旨奉遂行
山口祭神事次第之祭勤無一事之停滯粵造宮
御奉行桑山丹後守藤原朝臣貞政別而依被勵神
忠至正殿寶殿御門御倉並別宮御神寶御金物等
不違以往之規矩成風之功既致成就以今月廿六
日奉移鎮正躰於新宮訖特上使從四位下侍從兼
吉良上野介義央朝臣以遷御之翌朝被奉納御太
刀一腰並被曳進龍蹄三疋処也誠是一天安全之
奇瑞四埏靜謐之龜鑑者哉猶以仰尊神之靈膝益
凝御祈禱之懇篤祖勳在狀注進言上如件

寬文九_{己酉}年九月廿七日

祢宜正五位下荒木田神主守相

祢宜正五位下荒木田神主氏延

祢宜正五位下荒木田神主經冬

祢宜正五位下荒木田神主氏重

祢宜從四位下荒木田神主守洪

祢宜從四位下荒木田神主經在

祢宜從四位下荒木田神主守宗

祢宜從四位上荒木田神主經盛

祢宜從四位上荒木田神主經晨

祢宜從三位 荒木田神主氏富

一

御上使吉良上野介殿御拜禮被為成御調候而

以後御太刀御馬代之請取之儀御太刀御馬代

之御目錄長官神前に而請取之則殿内に奉納

仕候乍然御太刀之請取者長官より差上之候

由に御座候神宮より差上候勤行文之内に茂

御太刀龍踏御献進被為成候段奉載之候

從

公方様三原一葉之御太刀一腰

慥に請取奉納仕候 以上

九月廿七日

内宮長官 氏富 印

吉良上野介殿

○同年十月五日外宮宮中の秩序未だ全からず、桑山奉行は更に掟七ヶ条を加へて、山田三方会合年寄に申し渡された。山田三方会合年寄は之を四所宮役人衆と宮人衆に通達した。即ち

今度宮中萬事之作法弥御改被成候に付御請申覺

- 一 先年被仰聞候十三ヶ條之趣尤相守可申候事
- 一 宮候之者不断烏帽子素袍を着し座居参宮衆に立向ひ参宮衆之散錢を進是ハ誰之御初穂誰之為等と音替申又才覺を以散錢等曾而仕間敷事
- 一 道者衆神拜之内可有心靜に假跡より集申候共急ぎ御通候へと申間敷事
- 一 道者衆を誑かし本宮之様に云紛らし散錢貪間敷事
- 一 御供御直会猥に参宮衆に進御初穂貪間敷事

- 一 宮候之者參宮衆之志之外散錢貪取申間敷候尤參宮衆に對し惡口を云又紐付儀仕間敷事
- 一 火之用心惡敷仕間敷事

右之趣御請申候上ハ弥猥仕間敷候若相背儀御座候得者御公儀江被仰上如何様に被仰付候共三方中江少茂御恨に存間敷候為後日一札如件

寛文九_{己酉}年十月六日

四所宮役人 連印

三方御会合御衆中

今度宮中萬事之作法弥御改被成候に付我々御請申覺

- 一 宮引無用と申參宮衆に付廻候儀仕間敷候尤御參宮之作法と申散錢を乞申儀仕間敷又宮人子共に至迄參宮衆に志無代參を進強而御初穂乞申間敷候惣而參宮衆に對し少茂惡口申間敷事

- 一 參宮衆に對し宮人罷出今日當番之祢宜と申儀仕間敷事

- 一 御池に而手水錢を乞請申儀參宮衆可為志次第強而手水を進申儀茂手水錢を乞申儀茂仕

間敷事

附御池之掃除等疎略不可仕候但御池を宮人仲間之持分と申に而ハ無御座候事

一 參宮衆神拜之内可為志次第此方より急ぎ御通候へと諫申間敷事

一 四所別宮末社宮廻順道に宮引可仕候但宮廻等申參宮衆に強而進申儀不可有之又宮廻御無用と申儀仕間敷事

一 宮廻散錢之儀參宮衆可為志次第宮引之者として散錢を與申間敷事

一 宮人宮引を仕廻御被啓上而御初穂參宮衆江志次第可申請強而貪不可申事

附御參宮衆散錢ハ可為志次第宮引之者として計申儀仕間敷事

右之條々御請申上候上者堅相守可申候若自今以後一事茂於相背候者御公儀江被仰上如何様之御糺明に被仰付候共三方中江少茂御恨に存間敷候為後日一札如件

寛文九_{己酉}年十月六日

宮人惣中 連印

三方御会合御衆中

○同年十一月廿日山田富貴上町に熊鶴忠右衛門といふ者あり。外宮御神具の故買が発覚され、始めて甫蔵主川原の刑場で「斬首」の刑に処せられた。○同十年二月十日去る七年十一月十五

日桑山奉行に依て確定した神領前山疆域に対し、幕府より其の朱印状が下附された。〔御役所旧記〕 ○同年十一月廿四日山田上中之郷町鉦屋世古より出火し、類焼家屋は五千七百四十三軒、土蔵は千七百七十七所、寺院は百八十九宇、死者は四十九人、当時山田十二郷の戸数が九千七百六十八軒であつたから、其の半数以上が焼失し、外宮別宮月夜宮も炎上、御神躰は五柵宜桧垣常生・七柵宜松木継彦等が外幣殿へ奉遷された。此の山田未曾有の鉦屋火事に遭遇した神宮側・山田十二郷の人々の恐怖感も、桑山奉行以下支配御組頭衆・与力衆・同心衆の適切有効な処置に依て徐々に拭ひ去られ、翌年五月十日に至つては幕府より難民救恤として金一万兩の御貸付があつた。

申渡

- 一 山田焼失之輩拜借に金一万兩被仰付候
- 大坂於御蔵請取可申候来子之年より酉
之年を限十ヶ年之間毎年金千兩宛上納
可仕事

右之趣堅可相守者也

亥五月十日

丹 後 判

山田三方中

○同年十二月廿三日桑山奉行は鉦屋火事で類焼した寺院に対し、神領に寺院の存在は相応しからずと、其の復興を押しさへる方針を立てた。

申 渡

一 於山田町中有之焼失之寺院今度町中相退可申旨從御老中被仰出候條外江勝手次第

寺替申地見立可申事

一 寺地早々見立奉行所江以絵図可相断事

但御宮より未申酉戌亥之方に當而新寺無

用之事

一 寺不依大小三間梁一間半之庇之外大梁間

停止之事

一 今度若寺潰度者有之ハ可為心次第其段奉

行所江可相断事

一 替地不相究内只今迄之屋敷に當分之小屋

掛申度候ハ、可為心次第之事

右之條々堅可相守者也

寛文十庚戌年十二月廿三日

桑山丹後守貞政 判

山田三方中

○同十一年五月十日桑山奉行は幕命に依り、寺院立退きに付、外宮称宣中へ御条目二通を下附されたが、山田三方中へは次の通りであつた。

申 渡

一 神領之地諸寺江寺領不依多少檀那より寄

附候儀並出家自力に求附候事一切可為停

止事

一 四十年來開地之寺並寺號無之寺焼失仕候

ハ、潰可申事

一 若舊地之寺焼失仕候ハ、窺可申事

一 今度焼失致候舊地之寺最前絵図之通町外

江引可申事

右之條々神領中堅可相守者也

寛文十一^辛亥年五月十日

桑山丹後守貞政 判

山田三方中

○同年五月鉈屋火事で類焼を免れた、外宮附近の町家惣坪数三千余坪を取り除くと同時に、教王山神宮寺宝金剛院と称する世義寺に対しても、山田岡本領滝浪山へ移転する事を命じた。「神都雑事記」には次の如くあり

一 世義寺本堂薬師大師堂

此引料金子五百兩被下候

一 同所本坊脇寺建候而有之坪数千七百八十坪

此引料一坪に付金壹分宛金四百四十六両壹

歩被下候

金子合二千三百五十六両三分也

○同年六月十六日山田吹上町領見伝町外宮師職慶徳主馬の家来村上治左衛門は、隣家の者と口論し遂に切り殺す。依て治左衛門は奉行所より拜田の揚屋へ入れらる。然るに彼者夜中牢番の隙を窺ひ、衣の襟を解きて縊れ死す。桑山奉行は牢番五人に対し、其の油断なるを咎めて急度入牢申し付け「死罪」を命じた。時に拜田村の者共大宮司河邊精長の門に來り「近頃畏れ多き事ながら、御兩方おふたかたの間に頼むべき方なし。畜生同然の吾濟わなみらなれど、一命の惜しきに至つては人と異なるところなし。何卒御奉行様へ御頼みありて死罪をゆるし給はるるよう」と涙を流し請ふるを以て、大宮司も不憫に想ひ速やかに小林へ往き此の事を告げて切々歎願された。同月三十日に至り桑山奉行は大宮司河邊精長の請を容れ、格別の御慈悲を以て皆々赦免する事にした。「御役所旧記」○去る寛文十年九月に外宮師職三日市帯刀より檀所へ賦つた被銘に「天照皇太神宮」とあるを発見した内宮師職共は、新規非例の行為として奉行所へ訴訟に及んだ。茲

に於て桑山奉行は早速幕府へ上申し、両宮師職共を江戸送りとなし評定所一座の取調を受けさせた。同十一年十一月十二日裁許の下知状には「評定所に於て対決を遂ぐるの処、両の字書き来れる証拠分明ならず新規に紛れ無し。就中、外宮師職の内中西丹波儀両の字書き加へたる一帳、証拠と称し之を出すと雖も、墨色新しく慥ならざる儀を申し、奉行を掠むる条不屈至極也。

右の趣上聞に達し丹波儀は神領中追放、三日市帯刀並一味の輩者閉門仰付けらる」とあり。又児玉尚高著「祢与登乃加祢」には「寛文十一年十一月十二日江戸御評定所において、両宮被銘論御裁判の時、内宮方より外宮の者どもやゝもいたし候へは皇字をかきたがり、天照の字をかきたがり申候と申候処、山田御奉行桑山丹後守貞政朝臣御申には、イヤ／＼それは不謂儀を申候、皇字は古来未決の由也。天照の字は内宮より構無之由其方等不申候哉河崎圖書も其通不聞候哉と御申也。神宮使河崎圖書延貞仰の通に候。其通承届まかりありと申答たり。志かれば豊受皇の皇の字は少しも憚る事なし。内宮においても永仁以後は申旨なき事なり」と、見えて居る。○同十二年一月山田宮後西河原町紺屋九兵衛の子市左衛門・勘三郎・松之助共々、羽書膺造の罪で拜田牢者の上、市左衛門は「死罪」勘三郎・松之助兩人は神領外へ「追放」となり、又同町塗師屋清兵衛の子伊兵衛も同じく吟味方与力和知儀左衛門掛改で嚴重取り調べられたが、

同類で無い事が判明され放免となつた。〔御奉行所控・神都雜事記〕○同年二月桑山奉行は鉦屋の大火に鑑み、外宮宮中火消番を山田三方会合年寄廿四人に対し、毎月五日間宛交替で勤番させる事を命じ、翌延宝元年十二月に至り次の如く外宮宮中の火憲を定めた。

宮中火消請取所之事

- | | |
|---------------|-----------|
| 一 本宮古殿東西宝殿四ヶ所 | 河崎船江人足八十人 |
| 一 御饌殿外幣殿 | 中川原人足 三十人 |
| 一 御殿三ヶ所御門 | 浜五郷人足 六十人 |
| 一 子良館 | 長屋村人足 三十人 |
| 一 北御門 | 高向村人足 三十人 |
| 一 月讀宮 | 王中島人足 十五人 |

右山田之内何方に而茂火事相見候ハ、所々江年寄召連早速掛付面々之請取之御殿江登階梯を掛水を汲無

油断相守可申事

右之趣堅可相守者也

延宝元癸丑年十二月十日

桑山丹後守貞政 判

山田三方中

○同寛文十二年三月山田浦口町の柿屋六郎右衛門に請負はせ、外宮北御門より八日市場町坂之世古まで、大通りより民家を十間計り後退せしめ、翌十三年二月此の空地へ堀を穿ち土堤を築く。土堤の高さ二間、長さ百八十間、堀の巾二間で、世に之を百間堀と称した。○同年四月鶴松浜の荒地を開発し新田とした。此の鶴松浜新田に付、少し長くなるが天和二年九月桑山奉行より山田三方会合年寄並外宮長官宛の書状と天和四年十月山田三方会合所の覚書を〔御奉行所控・御役所旧記・神都雜事記〕より摘載する事にしよう。

鶴松浜新田申付之條々

一 勢州神領鶴松浜新都田合田畠五拾町六段貳畝拾五歩也

彼地隣郷一色村中之者請負永代物成六半相定戌亥兩年

草切に差免今度惣堤築立絵図之通可仕旨申付之右村中

江申付事

一 年貢ハ毎年霜月中無滯皆済可仕事

一 永代堤破損諸事普請等出来候共從御公儀一円無構於村
中仕諸事仕置定之通相加可申事

一 請負之者若新田捨立退候者其年之年貢納拾貫松之塩浜
參百四拾構此代金參百五拾兩之地質出置候間販上之上
其村中曲事可申付事

一 新田最初より山田三方廿四人に萬事令致吟味取立候間
向後茂右之通申付弥入念三方兩人宛致年行事每年年貢
米拂金子奉行役人三方中相改封を付三方中江預置兩宮
式年御造営入用江相加可申候其外之儀堅遣申間敷事

右之條々堅可申付者也

天和二^壬戌年九月廿五日

桑山下野守貞政 判

山田三方中

鶴松浜新田之事

一 外宮領鶴松浜新田一色村中江永代申付候田畠町數五拾町六段貳畝拾五步此物成六半相定米參百拾九石六升貳合五勺年々相納候三方中兩人宛致年行事年貢納相拂候而金子八奉行役人与三方相改封を付三方預置向後兩宮式年御造宮之御入用江相加可申之旨御老中様被仰渡三方中江條目遣置候右之通被相心得此旨永々被相守候為後日如此候 以上

天和二_{壬戌}年十月十一日

桑山下野守貞政 判

外宮長官殿

人々御中

神領鶴松浜御新田之儀山田三方之申上覺

八木但馬守殿御奉行之時萬治二年鶴松浜之荒地を一色村より塩浜に可仕と普請に掛取掛に

付通村より申出ハ入組之地を我々村江無断浜普請を取立候儀不謂事之由に而御訴訟及対決
候處両村に一枚宛絵図面被仰付差上候扱御吟味之上通村之申分不相立一色村理運に被為仰
付彼一枚絵図江御裏書御印被成一色村に被下候因茲弥塩浜取立とて右論所外迄茂致手差候
を二見西村に居候紺屋善内と云者出申ハ我等持分之地を一色村より恣之仕形迷惑仕候旨但
馬守殿江善内御訴訟申上及対決候處善内申立之證據に前方通村と及爭論候通村之由緒を引
出故但馬守殿御機嫌悪敷双方共に為胡乱申條とて論所不殘御取上被成一色村江最前御渡被
成候絵図面出候得と被為仰付御裁許場江被召上被遊反古に紺屋善内一色村通村之者共論所
不殘御取上可被成候旨被仰渡候處其時之三方役人河村勘兵衛方江一色村通村之者共申来ハ
右論所ハ鶴松浜之内にて僅計に御座候通村之北浜と申ハ五十五人西之持高浜と申ハ十五人
持分にて銘々証文茂所持仕候故に面々持分ハ何卒御差免被遊候様と達而歎願に付勘兵衛右
之旨但馬守殿江申上候處被遊御意候ハ此度之論所に不係銘々持分ハ御取上之儀御不憫に被
思召御差免可被遊之旨被仰出候但一色村地下持に所務仕候塩浜九ツ構之分ハ被遊御取上此
所之為年貢米計三方江請取預置御勘定目錄江茂書載差上申候其後但馬守殿寛文五巳年七月
八日小林御屋敷にて被遊御病死同年九月當地奉行所に桑山下野守殿被為仰付翌午年御初入

被遊六七年之内ハ何之御沙汰茂無之處海辺江御出之鶴松浜之荒地御覽被遊新田之思召立有之故子年に至三方江被仰渡候ハ但馬守殿御取立之鶴松浜之際限何方より何方迄と御尋被成候三方より申上ハ荒地被召候儀者承候得共但馬守殿御代にハ御公事御裁判之節三方當番茂役人茂不被召聞故委細ハ不奉存候と申上に付一色村通村兩村之者共致吟味申上候得と之御事にて則兩村之者共江様子相尋御屋敷江三方參申上候ハ繪図面之本紙ハ但馬守殿反古に被成候故一色村に相殘有寫を差上候處下野守殿繪図面御覽被成御吟味之上被遊御意候ハ北浜高浜ハ論所之外と申候得共此繪図面に其所茂無之候得者但馬守殿御裏印被成候繪図之外ハ難被遊御了簡と之御事にて悉皆鶴松浜之分ハ上地に可被成と被仰聞に付一色村通村之者共並北浜高浜面々持之者共江御意之趣令申聞夫より已來御上地に相成新田に被成思召也則開堯之儀者進藤傳右衛門勘辨諸事之手廻下野守殿之御心に叶取捨入札不及普請地方に傳右衛門請取於可申者御公儀金千兩御老中様江申上拜借令致可申候御金之請人ハ三方中相立可被申候此段各於同心者傳右衛門内意相尋可申候得と被仰会合存候處先以傳右衛門普請方請取候得者當所之為に茂不惡拜借金之請負三方中相立申儀茂慥也下請人取置候得者然耳無苦心事に候條傳右衛門に申聞何卒御請申様に可然と申談密々傳右衛門に申聞候處先以忝奉存候

元來私望所に御座候御金さへ拝借仕候得者御新田御普請之儀者御好之通丈夫に仕立可申候
但御金御上納之年貢五年御差延被成六年目より金貳百兩宛五年にて皆済仕度候御新田草切
ハ六年御宥免に預度存候左候ハ御年貢物成定免八ツに御請可申旨申に付其願之趣を書附に
令認而下野守殿入御披見候也

一 右傳右衛門願之通相叶御金ハ大坂於御藏請取申様にて御老中様之御証文下野守殿之御

添狀三方中江御渡被成候故傳右衛門江相渡則傳右衛門大坂江罷登金子千兩請取參也

一 右金子御公儀前ハ下野守殿御借分也下野守殿江三方中請之手形差上三方会合江有江源

右衛門林十郎右衛門松尾次郎大夫被屋四郎右衛門綿屋平六兵衛丸岡宗大夫此六人銘々
所領質物に令書入手形取也

一 惣坪數合拾五万千八百七拾五坪 但六尺
五寸半 田畠合町數五拾町六段貳畝拾五步 但一段三百坪
ヲ以高一石也 惣

合五百六石二斗五升此物成八ツ定免時四百五石也

一 延宝三卯年より田畠仕付作毛ハ雖大形出来年々高潮洪水に二方之堤崩損田畠江塩水押
込作毛流失て費傳右衛門茂調法盡て無是非御新田捨立退事

一 此申年より傳右衛門拝借金上納之始三方より請人六人之者共江申渡候者傳右衛門之不

仕合何共笑止之事に候何卒乍此上面々之力を被相添不離御新田思案ハ無之哉残念至極之儀に候御公儀願之品等有之儀者三方中より申上見可申候扱御金返納ハ當年より之御定尤無相違冬中に大坂江差上申様に覺悟可有旨申達先以忝得御意申候然共我々存寄之趣無御座候傳右衛門茂最早無計方罷在候得者不及是非候上納之儀者如何に茂畏入候冬中ハ必大坂江持參可仕候其節委細可申上旨請人申候此冬より子年迄金貳百兩宛大坂御藏江差上無滞金千兩皆濟也 以上

天和四甲子年二月廿一日

山田三方 印

進上 御奉行所様

○同寛文十二年六月十日幕府より御普請方河村十右衛門（註||瑞軒）の一行參着あり。桑山奉行は支配御組頭橋本市郎左衛門・横井弥兵衛を隨伴し、一行と共に志州一帯を巡検、河村十右衛門の意向に依り安乗へ船番所が設置された。○支配御組頭柘植傳左衛門繁庸は、木造御所重臣柘植三郎左衛門尉平政繁の末裔柘植三郎左衛門尉重固の嫡男にして、臺徳院様御代元和四年正月水谷九左衛門尉殿御在役の節支配御組頭を仰付けられたが、歴代の御奉行を補佐する事五十

五ヶ年、今年寛文十二年九月廿一日勢州度会郡大湊の役人御屋敷に於て卒去、「道讚祥久」と謚号され、同大湊の宝聚山如法院長樂寺境内に葬られた。「長樂寺過去帳」○延宝元年十二月十四日山田大間広より出火し、上中之郷・下中之郷・八日市場・一志久保・宮後西河原・館・田中中世古・下馬所前野に及び、類焼火屋千三百四十四軒、死者も若干あつた。此の時奉行所より支配御組頭を始め、与力・同心が神宮の警戒と市中の治安に出動し、町方火消役人共を指揮したが、早速幕府へ上申し、其の拝借金を以て難民の救恤に充てられた。○同二年八月内宮長官藤波氏富は桑山奉行の認許を得、数百金を投じて宇治坂を開鑿した。宇治坂は牛谷坂とも称され、西方に延びる坂道で道巾狭く、曲折甚しく岩石・土砂の崩壊で、此の工事中事故死数人を出したが、十二月漸く完成を遂げ、折柄在府中の桑山奉行より次の如き書簡が寄せられた。

〔御奉行所控・御役所旧記〕

去十六日之御札令拜見候如仰改年之

御慶申納候其許無別條御宮御安全諸

祭無恙御勤被成珍重奉存候又宇治坂

普請出来参宮人喜候由一段之御儀に

御座候大分之御事召立成就御手柄に

奉存候猶期後音候 恐々謹言

延宝三乙卯年正月廿八日

桑山丹後守貞政 判

内宮長官殿

人々御中

○同二年十月十四日奉行所は神領内の田畑・屋敷・山林・作式等を他領に売却する事を禁止したが、両会合年寄より次の如き提訴があつた。

乍恐奉願口上

- 一 今度従両宮願申上他領之者持居申候神領之田畑屋敷山林並作式如何様共被仰渡次第に御座候右被仰渡之品に依而神領之者共ハ他領と同事に存誤後々混乱仕事御座候得者如何候哉神領之田畑屋敷山林作式等之法式従

前々有来候弥無相違様相安置申度願候御事

延宝二甲寅年十月十四日

山田三方 印

内宮年寄 印

進上 御奉行桑山丹後守 殿

右之表書之通神領之田畑屋敷山林並作式等法式之事從
前々如有来無相違様に相極度候儀願之旨可然候向後弥
右之趣堅可被相守尤之事候 以上

延宝二甲寅年十月廿一日

丹 後 判

内宮年寄中

山田三方中

申 渡

一 伊勢神領田畑山林屋敷等他領より持参証文有之分

時々之以直段可買返之若地主売不申神領江引越可
申と申者有之ハ神領江住人に可仕哉之事

是者書面之通可然候間相對次第可被申付事

一 神領之地號請領又八年貢少出作來候共証文茂無之
他領より持來者數多有之候神領にハ右之品作候儀
無御座候名替候得共作式同前に御座候如何に可仕
哉之事

是者証文有之者之通買返様に可被申付事

一 前山之内田畑に持添申者有之候証文所持候共前山
ハ一度武家領に成田畑計押領に所務仕上ハ山与田
畑ハ各隔に成候間從前々証文有之之共用間敷哉之事
是者書面之通尤に候各隔可被申付事

右之條々御老中様被仰渡候間向後此旨可相守者也

延宝三乙卯年五月五日

丹 後 判

山田三方中

○同年九月廿五日桑山奉行は外宮へ盥漱盤一個を寄進した。之に付〔神都雜事記〕に次の如く見えて居る。

延宝年中桑山下野守殿寄進ニテ外宮石ノ手水鉢宮中へ引入ル時岩淵迄荷物安々と舁ギ来ル下馬橋ノ東ニテ休ミ是ヨリ重クナリテ如何様ニシテモ動かズ夜ニ入テ会合ヨリハ提灯町々ヨリハ人足三方ノ面々茂追々駈ケ付ケ群集シテ漸ク夜明前ニ宮中へ入ル一ノ鳥居ノ内ニテハ又岩淵迄ノ如ク重カラズシテ今ノ在所迄安々と引入シトナリ

○同四年五月十二日松坂小俣口・田丸川端口の両渡船を、山田で執行し無賃とした。去年八月四日松坂小俣口で渡船の転覆があり、参宮者數十人溺死と云ふ椿事があつた。元来此の宮川は北畠国司の支配下であり、賃銭は永代之を山田三方へ寄附する事になつて居た。其の後松坂小俣口は鳥羽藩の支配下に、田丸川端口は紀州藩の支配下となつたが、両渡船の事故は一再ではなかつた。茲に於て桑山奉行は幕府へ上申し、其の裁可を得て両渡船共に、山田三方年寄と宇治二郷年寄の支配下に定め、次の如く申し渡された。

申渡

- 一 宮川兩渡船申付之事
- 一 御高札之五ヶ條之旨尤相守可申事
- 一 兩渡船之人數者十四人之扶持方に而相定候事
- 一 中川原口之渡守不斷六人舟三艘之内一艘者鵜飼舟二艘者馬舟中島口之渡守不斷三人舟二艘之内一艘者鵜飼舟一艘者馬舟右定之九人之人數者昼夜無透間舟場に相詰居可申事
- 一 諸国御參宮人馳走之為其外往還之諸人に至迄船賃一錢茂取不申少茂無滯昼夜を不限即時相渡可申事
- 一 御參宮人者不及申惣而往還之諸人に対少茂慮外之体仕間敷事
- 一 人馬共に舟不相應に大勢令乘込申間敷事

一 御參宮人其外往還之諸人集候時者不及申風雨洪水之時節に隨定置候外増舟増人何程に而茂出置少茂無滯往来自由に相叶候様此方より之指凶次第に請負之者賄として相勤可申事

一 御參宮人其外往還之諸人若祝として何に而茂右御定之趣斷を申曾而請申間敷事

一 御參宮衆舟場江參着之時者於兩宮中雖誰人之為旦那着次第先々令乘込可申事

一 風雨洪水之時節往來人之中急ぎ渡度之由申者有之時渡可成候處を自由を構渡成間敷と陳不申渡可申事

一 兩宮之者不依上下往來有之時御參宮衆と指合申儀者不及申候得共先御參宮衆を第一に致馳走相渡可申事

一 舟場之番小屋者棒堤之辺に致立置水に隨引上
可申候尤番小屋に常番之者無油断昼夜相詰可
申事

一 中川原口之舟三艘常者番小屋辺に繫置可申候

大水之時者棒堤之辺に繫置可申事

一 中島口之番小屋者堤之上に可仕事

一 両渡之番小屋に無懈怠常燈を點可申事

一 舟五艘並櫓三丁櫓八丁錨二丁番小屋掛候料者

此方より可申付事

右之條々向後弥堅可相守者也

延宝四_{丙辰}年五月十二日

桑山丹後守貞政 判

内宮年寄中

山田三方中

○同五年四月桑山奉行は浅間堤を検分され、高三間半・長二十間・根張十八間・馬踏一間を築足し修築された。○同年十二月廿四日奉行所より外宮一鳥居口御橋を不浄者通行の禁止令が出された。○同年十二月廿五日中之地藏町に知恩院第三十七世寂照知鑑大和尚を開基として、栄松山寂照寺が建立された。桑山奉行は神領に寺院は相応しからずと、寛文の大火後寺院再建不許可の方針であつたが、前將軍秀忠の息女千姫（註||天樹院殿榮譽源法松山大禪定尼と諡号さる）の菩提寺建立、それも幕命では致し方の無い事でもあつた。○同年十二月晦日桑山奉行は両宮長官に対し、僧尼法躰の者他国参宮人にも念を入れ、指南すべき旨を申し渡された。○同六年五月桑山奉行は去る寛文二年十一月八木奉行が在役中、外宮の別宮月夜宮疆域を定めてより十七年を経るに、堤を崩し堀を埋めて、人家の宮域を汚す者又々現る。外宮長官松木満彦の訴へに依り、向後違背無きよう之が疆域を確定し、人家を尽く取り払ひて旧に復らしめた。○同年十月初め頃より、山田市中は焼炭・薪等の払底を来たし、殊に焼炭は意外の高値となつた。山田三方会合は奉行所を煩はし、紀州田丸代官所に懸け合ひ「商売之為他国江遣申儀不成事」の約束を以て、漸く一之瀬谷口より送られる事になつたが其の模様を「神都雜事記」に依て見る事にしよう。

燒炭薪等之事延宝六^{戊午}年十月初頃 紀州御領分ヨリ出燒炭之儀者佐八村ニ而直段御定被成候而炭商仕候御代官衆江申入御帳ニ付ケ此外之者ハ曾而御売無之候故爰許之炭以之外高直ニ罷成申候ニ付山田三方会合相談之趣ハ南龍院様御代元和年中三方会合ヨリ御訴訟申上山田焼用之炭薪燭松之分ハ十分一被召候儀御赦免被為成下候又正保年中田丸御代官宮城三郎大夫殿代船ニ而ハ炭二分一御取被成候故御断申上候處是又御赦免被為成下候山田ヨリ參候者ハ御代官所江手形差上候而分一茂御取無之御通被成候然處此度之被遊候ハ難儀之事故三方会合相談仕田丸御代官神前半九郎殿江榎倉若狹幸福佐治右衛門之兩人内々ニ而炭高直ニ罷成山田中迷惑仕候間前々之通ニ罷成候様ニ御歎願申上候處神前半九郎殿ヨリ佐八田丸之御役人衆江焼用之炭不自由之由被申松坂之御役人衆江茂致相談一之瀬谷口之炭之儀前々之通ニ申付候由被申聞事相濟申候同延宝六^{戊午}年十二月朔日ヨリ 一之瀬谷口之炭前々之通直山田江罷越相對ニ而売買仕候右之趣故燒炭之儀他国江商買之為遣申儀不相成候事也 以上

○同八年五月將軍家綱薨去され、同年八月に至り綱吉の將軍宣下があり、其の前の六月朔日には、江戸城より徳川綱吉の名代として、内藤上野介の兩宮參拜があつた。○同年八月後水尾天皇崩御、諒闇中に付神嘗祭例幣使延引して十一月十四日に行はれた。十五日例幣使等帰京の途

中、京役人数人が宮川の渡船より墜落と云ふ大失態を招き、桑山奉行は山田三方年寄・宇治二郷年寄を閉門、渡守を入牢申し付けた。此の事件に付〔神都雜事記〕は次の如く報じて居る。

延宝八^{庚申}年八月禁裏御触穢ニ而神嘗祭例幣使延引アリテ十一月十四日ニ行ハル祭主藤波景忠卿参向ナリ十五日ニ帰京之時京都役人ヲ宮川之乗合船ニ乗セタリ齋部代直繼等数人船ヨリ墜チ大イニ怒リテ初ヨリ乗合船ヲ用ヒル事叶ハズト云フヲ用ヒザル故如此珍事出来ナリト船頭ヲ縛リ濡レタル衣服ヲ捨テ行キタリ渡守ヨリ此事ヲ三方役人深井平大夫井田與次右衛門ニ告ク三方役人ハ兩宮長官ニ頼ミ長官ヨリ人ヲ出シ船渡ヲ伴ヒ津之泊迄追駈ケ段々詫ビテ已來之為ニ船頭ニ一札ヲサセント云フ景忠卿仰セニ舟子ハ輕キ者ナリ以後之為ニ山田三方年寄宇治二郷年寄ヨリ一札ヲ致サセ兩宮長官江取り置クベシ今度之事ハ宮内了簡致サヌベシト云フ事ニ而帰ラレ十八日此事ヲ山田奉行所江申ス桑山奉行甚夕被遊御立腹廿日ニ兩宮年寄同役人ヲ招キ段々叱リ廿一日ニ又々呼ビ付ケ内宮川番柳八左衛門外宮川番福井與左衛門同堤刑部内宮役人寺田兵左衛門外宮役人深井平大夫同井田與次右衛門之六人ヲ閉門ス今一人之内宮川番坂左門ハ久シク病氣ニ而出勤セザルヲ以テ閉門ニ預ラズ渡守三人請取之者三人ハ牢獄船頭ハ羽搔付^{ハガイ}ニ而三方江預リ是茂後ニ牢獄ス此者ハ他領者ナリ 同九^{辛酉}年正月廿一日ニ至リ閉門牢獄皆々赦免サル

○同九年二月十五日幕府より御国廻渡邊久介・宮崎七郎右衛門・武藤勝兵衛の一行参着あり。桑山奉行は支配御組頭橋本市郎左衛門・横井弥兵衛・を随伴し、騎馬にて一行と共に両宮参拜の上、南伊勢一帯を檢分された。○天和元年十二月十三日内宮炎上に付、臨時遷宮の行はるゝ際、桑山奉行は季世に至つて松の絶滅を慮り、其の時の先例の為此の急変を幸に託し、他木を雜えて植樹する事を山田三方会合年寄並宇治二郷年寄へ命令した。此の年桑山奉行は下野守と改められた。○多氣御所与力衆橋本玄蕃頭藤原實重朝臣の直系伊勢詔刀師橋本勝右衛門尉實淨の嫡男、母は外宮長官松垣常晨の二女幸尾にして、支配御組頭牧野斎兵衛成久の甥に当る橋本市郎左衛門淨安は、臺徳院様御代寛永五年五月中川半左衛門殿在役の節、年十九に及び支配御組頭を仰付けられ、家禄は三百俵御役扶持は二十人扶持を給され、御席順は「焼火之間席」一人御詰切であつた。歴代の御奉行を補佐する事五十五ケ年、今年天和二年七月十日勢州度会郡大湊の役人御屋敷に於て卒去「眞常院廣譽思良淨安居士」と謚号され、同大湊の宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。淨安の室柘植氏美津子は元禄五年四月八日に卒去「安養院最譽妙光大姉」と謚号されたが、支配御組頭柘植傳左衛門繁庸の実妹でもあつた。○同二年十月五日桑山奉行は宇治領・山田領の殿原・仲間徒輩の双刀を帶する事を堅く禁じ、違背の時は急度入牢申

し付けた。又両宮正権祢宜・同会合年寄師職・同町年寄師職に対しても禁ぜんとしたが、彼等の歎願で翌三年十月六日に至り、寺社奉行裁決の結果事無きを得、向後は異姓非職の平師職までも双刀を帯する事が許された。○同三年二月五日幕府は奢侈品及珍獸並藥品にあらざる草木等の輸入購買を禁じ、其の旨山田奉行所へも通達があつた。○同年二月十日大宮司河辺長春は内宮臨時遷宮の御萱を入札に附した為、奉行所へ召喚され桑山奉行より「閉門五十日」を申し付けられた。○同年七月幕府は武家法度を発し、九月に至り土御門泰福をして諸国陰陽師を総管せしめる旨奉行所へ通達があつた。○同年十月六日去年十月五日桑山奉行は、両宮正権祢宜・同会合年寄師職・山田町年寄師職・宇治月行事師職に対し帯刀を禁じた件に付、幕命に依て次の如く申し渡された。(註||此の申渡は御老中より折柄在府中の桑山奉行へ仰渡され、御留守居笹岡九郎右衛門が同六日両宮正権祢宜・山田三方会合年寄師職・宇治二郷会合年寄師職・山田町年寄師職・宇治月行事師職共を、奉行所へ招致して申し渡されたもの。但し初の条に「神諸役人」とあるは如上の両宮師職家の事である。尚此の外神宮家・師職家の家来謂所代官共へも主家名代の時に限り帯刀が許された)

申 渡

一 正権祢宜並神諸役人衣服刀弥可為如前々事

一 右之面々家来共ヲ召連候砌旅江遣候節刀令指可申事

一 鐘令持候儀可為無用事

一 上下女之衣類並町人百姓等衣類刀之儀如最前御法度可相守事

一 南良晒不衣上下着用不苦事

右之條々堅可相守者也

天和三癸亥年十月六日

桑山下野守貞政 判

両宮祢宜中

両宮役人中

○同四年正月両宮七度参りに、異形の扮装を停止した。○貞享元年二月廿日桑山奉行は勤務九ヶ年、よく幕命を奉じ神領奉行に相應しい幾多の事績を残して退役、元禄十二年九月五日江戸御表に於て卒去された。

一一 岡部駿河守勝重

家紋 左三つ巴
自貞享元年至元禄九年
知行 三千石

初め覺左衛門後に駿河守を称した。○貞享元年五月十三日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年三月廿日山田三方会合年寄と宇治二郷会合年寄は相議して、宇治・山田境界を前山鷲嶺の頂上より地獄谷までと定め、前山の内は傍に石積の塚を築き、後代の為に絵図を作成して奉行所へ提出した。○同年八月廿日風雨洪水で決潰した、宮川大堤防の上に棒堤を築く為、岡部奉行は幕府へ上申して、銀廿貫目を下行されたが足らず、更に山田十二郷へ銀五貫目を課し、同二年十二月に至り漸く完成せしめた。○同元年九月六日山田三方会合所より、伊勢暦の自由発行を奉行所へ請願した。即ち

乍恐奉願口上

此度暦之儀宣明暦を以考申者相違有之由に而

向後曆書考相替候旨土御門殿より當地之陰陽

師共に於京都被申渡候趣承候従往古曆考致板

行候儀者諸事他国に相替守護不入之御朱印被

為成下伊勢神領内諸役御免之御筋目を以陰陽師に不限誰に而茂曆開板仕諸国諸旦那方江賦申御祓に相添土産に用來候計に而他国他所之商売にハ不仕候然者諸国曆之儀陰陽師に限被為仰付候共神領内之曆之事者如前々誰に而茂致開板諸国土産用來候様に奉仰上候右之趣御神忠と被思召被仰上候者難有奉存候 以上

貞享元^甲子年九月六日

山田三方 印

進上 御奉行所様

之に対し奉行所より次の如き回答があつた。

一筆申達候曆板行願之儀窺之候處如前々曆令開板旦那方江賦候様に可申渡旨御老中被仰候間可被得其意候勿論板行被入念尤候 以上

貞享元甲子年十月十九日

岡部覺左衛門勝重 判

山田三方中

同二年正月に至り、幕府の許可を得ずして曆の頒布は禁止されたが、伊勢神領の白人曆の儀は格別であつた。(註||貞享元年十月幕府は貞享曆を用ひ、同年十二月始めて天文方を置き保井算哲を任補した)

乍恐奉願口上

於伊勢神領白人曆之儀者隨分入念申付令相考
京都を待請引合見申相違無御座候得者令出可
申候但八十八夜二百十日等之小書者伊勢之規
模に而別而諸国百姓中心に相叶申儀に御座候
間右之趣被為仰付候者難有奉存候 以上

貞享二乙丑年二月廿日

山田三方 印

進上 御奉行所様

之に對し、奉行所より次の如き申渡があつた。

曆願之儀に付二月八日同廿五日之示並願之書

附被差越候則御月番戸田山城守殿江懸御目候

八十八夜二百十日之儀者於京都保井算哲安家

江申談其上に而可相究候且又安家之曆之寫本

出来次第我等方迄早速差越様に寺社奉行所右

算哲江被申渡候間寫本到来以前於其許曆板行

不仕候様に可被相触候若違背之者有之候ハ、

曆賦候者茂可為越度候條急度可被申渡候以上

貞享二乙丑年四月十六日

岡部駿河守勝重 判

山田三方中

○同年十月廿六日岡部奉行は宮錢の売買を堅く禁止した。(註)之は往時通貨を神宮へ供するを禁じてあつたが為、鉛錢環状の鳩目錢といふ賽錢用の私錢を参宮人に売つて居た宮錢の事であり、徑約五分あ

り永祿・天正の頃より神前の撒米に代へ時錢としたもの)

桑山丹後守殿御時於江戸時錢之儀願申者有之ニ付丹後守殿両宮江御尋被成候故宇治年寄江茂相談アリ延宝三乙卯年九月十八日書附ヲ以申上候處 翌年十一月晦日從江戸松尾五左衛門井筒屋重兵衛伊勢屋八郎兵衛此三人罷上り神前時錢之儀書附ヲ以両宮会合所江願出申其上御奉行所江茂御訴訟申上候得共両宮会合年寄共合點不仕候上ハ不及是非事ト被仰渡也貞享二年川向ニ而宮中時錢ト申鉛錢ヲ拵売也故ニ岡部駿河守様江申上相止候則町々在々江同年十一月八日触アリタリ 以上

と〔神都雜事記〕に見えて居る。○同年十一月晦日金子出入訴訟に付奉行所より号令あり、山田三方会合年寄・宇治二郷年寄は、次の如く之を各町年寄へ伝達された。即ち

貞享二乙丑年七月十八日 以前之金子出入之訴訟者

御取上不被成候七月十八日已來之金子之儀者御聞

可被成之御事に候右之旨當時江戸之御作法之趣

昨日駿河守様御意候間得其意尤不案内之訴訟人無

之様可申渡候 以上

○同三年正月先例に依り、御船おろし式を行ひ、軍船の虎丸・孔雀丸・三日月丸、関船の小鷲丸・乙矢丸・小鳥丸を点検し、鳥羽・白子間に於て水軍訓練があつた。○同年十一月十二日奉行所は例年の通り、山田十二郷へ「火の用心」を命じたが、今年より三方年寄衆の自身番勤務は免除される事になつた。○同年十二月公事銭を停止した。之は訴訟裁判の日に手数料として差し出す慣習であるが、裁判の公正・明徹を欠く憂ありとの趣意からであつた。又此の年より宗旨御改が執行され、宮中に於ては撒米を商ふ事が禁止された。○同年十二月岡部奉行は宇治二郷会合年寄衆が、内宮文庫を創建の時、幕府へ上申して金百五十両を寄せ其の費用に充當させた。○同四年正月將軍綱吉は知足院の住僧隆光の意見を容れ、生類憐愍の禁を布く。爾來此の令屢々ありて、天下は困憊の極に達した。二月に至つては魚鳥類の蓄養をも禁じた。○同年九月九日風雨洪水で、宮川は常水より高き事三丈余、山田領の半分は浸水した。此の大洪水に付、同月廿九日江戸城より御上使宮崎善兵衛の一行参着あり。岡部奉行は支配御組頭橋本市郎左衛門重安・柘植傳左衛門繁徳・牧野傳四郎成元を随伴し、騎馬にて一行と共に両宮参拜の上、宮川大堤防並宇治・山田周辺を検分された。「御奉行所控・御役所旧記・神都雜事記」○神領の地を他領に売るべからず、以前他領へ売りたるは務めて買ひ戻せ、神領より他へ移す者は神

領の田畑を所有すべからずと、奉行所より去る八月五日附を以て号令されたが、山田三方会合年寄は次の如く、御断りの申立をした。即ち

田畑賣買仕間敷と御触御座候に付

申上候子細申上覺

一 貞享四丁卯年四月 從御公儀御書出に 田畑

永代売買弥御制禁之事堅可相守旨當地江

茂右之書附被下候に付駿河殿御留守居迄

申上候者當地之儀守護不入之事に御座候

得者他所とハ相替田畑売買之儀樂に自由

に仕来候旨御断申上候處於江戸駿河守殿

御老中様江被仰上両宮神領中之田畑如前

々売買可仕候旨被仰出候由 貞享四丁卯年

七月廿九日駿河守殿御状被下置候御事

貞享四丁卯年九月晦日 山田三方 印

進上 御奉行所様

○同年十月内宮文庫を丸山に移した。○同五年二月外宮祢宜十員連署を以て、岡部奉行を通じ黄金御樋代の造進を幕府へ請願した。○同年三月奉行所が山田十二郷・宇治六郷の町在より、鉄炮を取り上げた処其の数二百一挺に及んだ。○同年九月十三日宇治年寄共は内宮宮奉行を年寄兼帯とし、宮中を支配せんと企てた為、一祢宜中川経盛共十員連署を以て、奉行所へ提訴に及んだ。○元禄元年十月十五日山田奉行御目代大島出羽守義近は、両宮の修理奉行を命ぜられたが、養病の故を以て御役御免となつた。○同年十一月四日度会郡中村と同郡楠部村との境界争論ありて、中村年寄中より奉行所へ次の如き訴状が提出された。〔御奉行所控・御役所旧記〕

乍恐奉申上口上之覺

一 御目安に申上候楠部中村領堺ほうらと申處に

中村船橋家田長官氏成卿住宅被成四十二年之

長徳に而御座候其次中村船橋家田季宗長官と

申七年之長徳に而御持被成候ほうら船橋と申

所に住宅被成候只今迄三百七拾六年に罷成候
此所を今以船橋と申つたへ内宮舊記に慥に相
見へ申候くはうちよ之森は船橋之辻と申中村
月讀宮遙拜所と舊記に相見え只今迄無懈怠此
所に而祢宜衆下馬いたされ申候からかみ山の
辺何れ茂船橋長官之住宅之趾則長官物見之石
と申大石御座候それより川上井関之辺迄はい
にしへは中村之在家御座候而船橋舊地より船
橋之辻迄は往古より中村領に紛無御座候今度
楠部領と申かけ候儀一向不謂儀と奉存候右之
記録等持参仕候乍恐御一覽奉願候御事

一

中村領ほうら船橋島等私に楠部領之島杯と手
形を下々にかゝせ賣買仕候由此度承候誠いた
つらなるたくみを仕候御事

一 中村そは川原と申所之橋同菩提山之橋洪水に
流候時ほうらの川端に懸り候得者異議なく引
のほせ申候他領へ流懸り申候時はつなぎちん
出し引のほせ申候御事

一 くはうちよ之森より南之方つちふちと申所川
よけ普請之儀石川大隅守様御代被仰付中村に
仕候御事

一 古来より中村墓所御座候所を右は楠部領と申
候得共此度立会之絵図之儀に付分別いたしか
へ右之墓所を殘し堺を立申候斯様之我儘成仕
方口論におよひかたく難儀千萬に奉存候御事

一 今度古材流懸り申候所より下に乞食小屋を仕
罷在候而作物をあらし申に付谷之者に申付四
年以前追立申候御事

一 中村領井関を此度半分楠部より方至を仕候儀
形もなき事を申かけ難儀に奉存候先年石川大
隅守様御代上田沖論所仕候事落着之翌年楠部
にたくみ申候は何とそ楠部領に井関を仕上田
沖やしない可申と存水をと見候得共曾而水
懸り不申候故先規之ことく中村井関より水を
とり諸事法式只今迄相違無之隔年之井に相定
中村當番之年は此方より人を遣し指図仕人歩
石俵持参いたさせ井をせかせ申候御事

元禄元戊辰年十一月四日

中村年寄 岩井善五左衛門 印

河原弥右衛門 印

庄作右衛門 印

進上 御奉行所様

○同元年十二月十八日岡部奉行は去る貞享五年九月十三日、宇治年寄共と内宮祓宜共の宮奉行一件に付、宇治年寄共十六人を召喚し、各々御白洲に於て「追放」を申し付けた。即ち

申渡

一 宮中諸法度之儀者従古来長官申付之處年

寄共方より申付之儀御朱印之表歴然之旨

偽申之條為不届事

一 宮中之儀者長官支配無紛之旨先奉行石川

大隅守殿證文出置之處奉行之破裁判之條

為不届事

一 従前々長官申付之勤来宮奉行役於相離者

一 應奉行所江可申断之處私に改古法條為

不届事

一 右依越度車大膳神樂大膳大黒民部八羽助

之進磯部主馬太郎館右京橋新左衛門梅谷

左近浦田藏人木下右近巴内藏之助以上十
一人者父子共追放申付之和田主計刀祢帶
刀柳源内岩崎所左衛門石十之丞是又令追
放之者也

元禄元^{戊辰}年十二月十八日

岡部駿河守勝重 判

内宮年寄中

尚此の外に近江門大夫・上野半六・山神主殿・子富太大夫・二見将監・腹巻主膳・中林兵部・磯部外記・俵屋圖書以上九人は、各々年寄役を削り「閉門百日」を申し付けられた。○同二年正月八日將軍家綱施主となり、岡部奉行に橋奉行を命じ、宇治大橋を造立させ、同月廿二日に未刻に至り其の渡初式があつた。○同年正月十四日去る元禄元年十一月の度会郡中村と同郡楠部村との境界争論に付、岡部奉行之を裁断して次の如く申し渡された。〔御奉行所控・御役所旧記〕

申渡

一 内宮領之内中村與楠部村領境争論に付令人更議處に中村之者申境者皇女之森より韓神山之森迄見通韓神山之森より三ツ境迄道限之為境之由申之楠部村之者申境者古川限之庄之山岩井善五左衛門持之山之腰に有之堀切限之夫より道江取付中村之六郎兵衛徳大夫畠之腰より引廻楠部村之金剛台寺持之山際より三ツ境迄道限之為境之由申之右論所遂に見分雙方江申渡之覺

一 皇女之森より韓神山之森迄見通領境於立之者其間に有之畠一枚之中両村江可分様無之且又楠部村之糝屋市郎大夫山續に中村之円光寺持之山雖纔有之楠部村之金剛

台寺並加右衛門益大夫尾崎善左衛門等皆
以楠部村之者持分之山相交之就中韓神社
之役人糝屋市郎大夫山者自往昔持來之條
中村之者之申分難立之事

一

三百六十年以前中村之氏成長官古跡ほう
ら内に有之由雖中村之者申之證據不分明
十八年以前中村之二郎左衛門中ほうら之
畠二枚藺田外記方江賣渡之證文に楠部村
領之由載之九年以前楠部村之吉右衛門奥
ほうら之畠藺田外記江賣渡之節口入中村
之五郎藏加判之證文に楠部村領之旨載之
藤波神主家氏貞所持之奥ほうら之畠年貢
帳に茂楠部村領之由慥に有之而無紛條川
より東之ほうら之分不殘楠部村領に相定

之事

一 古川限之為境之由雖楠部村之者申之三十年以前滿水之節川筋變古川辺今以河原に而有之故如右法川より西之河原之分ハ中村領に相定之事

一 川下に有之藪際之畠者先年滿水之節別儀無之故是亦任右法楠部村領ニ相定之事

一 川上之堰普請之様如前之中村楠部村隔年に可相勤之事

右之條々自今以後堅可相守之若於令違背者可為曲事為後鑑繪図之表両村之境墨筋引之加印判雙方江渡置之者也

元禄二_己年正月十四日

岡部駿河守勝重 判

中 村
楠 部 村

年 寄 中

○同年九月十日は内宮、同十三日は外宮に於て式年正遷宮の齋行あり、御上使として大嶋出羽守義近（註||大嶋出羽守は去る元禄元年十月山田奉行御目代で、両宮の修理奉行をも勤められた）遷宮奉行として岡部駿河守勝重、警固奉行として久居藩主藤堂佐渡守高通が、衣冠束帯を以て奉仕されたが、將軍綱吉は此の遷御後山本大夫・春木大夫の両師職を通じ、御太刀一腰宛を両宮へ奉納された。○同三年五月廿六日奉行所より大勢集合して念仏を唱へる事に付、山田三方年寄衆・宇治二郷年寄衆へ次の如き申渡があつた。

申 渡

一 近年町々在々於俗家大勢集合大鉦を叩高聲に而念佛を申立儀参宮人抔聞被申候而者當地不相應可被存候尤人々之信心相留申儀者無之候得共於俗家大勢集合候念佛者向後堅

可為無用者也

元禄三庚午年五月廿六日

駿河判

内宮年寄中

山田三方中

○同年五月廿七日奉行所は当神領内へ他所の乞食大勢入るに付、当所の乞食共は拜田より鑑札を提示させる様、両会合所へ申し渡された。○同年五月三十日宇治丸山にあつた内宮文庫が、其の土地に湿気多く図書保管に適せぬ為、北隣に在る林崎へ移し林崎文庫と改称した。○同年七月二日より山田三方会合所の丸印替の号令があつた。○同年八月十八日岡部奉行の御留守居皆川勘介より、道中駄賃・人足の事に付、山田三方年寄・宇治二郷年寄へ申渡があり、両年寄より次の如く町々脇々へ申触をした。

今度道中駄賃人足江戸より大坂迄ハ一割半増脇々

道中ハ一割増之御定に御座候由從江戸御表被為仰

下候間此旨神領内江相触申様に御留守居皆川勘介

殿両会合年寄中江御申渡被成候條被得其意町々脇

々迄入念可被申渡候 以上

○同四年二月十日内宮長官中川経盛は奥宮二社の移転を、岡部奉行へ請願したが許されなかつた。○同五年五月十日外宮御馬屋の修補を、他の殿舎と同じく山田三方会合所の預金を以て充たされた。○同年五月十一日奉行所は宇治・山田より長崎筋へ参る師職自身や手代共に対し、右の辺に於て「金子借用申間敷事」の号令を出されたが、之は抜荷の事の由であつた。○同六年三月五日紀州和歌山藩の儒医宮浦眞了は山田に來り、宮浦眞大夫を称し豊宮崎文庫の講師となつて居たが、岡部奉行之を小林の御屋敷に招じて大学を講ぜしめ、希望者に其の聴講を許した。聴講者は皆々麻上下を着用し時刻は朝五ツ刻であつた。「御役所旧記」○同年九月廿一日夜、山田岩淵・箕曲両町に百十四軒を焼く火災があり、此の年より山田三方会合所の役人を四人とした。○同七年七月奉行所より葬礼の事に付、山田三方会合所へ次の如く申し渡された。即ち

一 提灯拜田江可取事

但寺之書附有之ハ取間敷事

一 松明卷候布拜田江可取事

但布卷不用松明之時布代曾而取間敷事

一 土掛持出候鍬拜田江可取事

但土掛無之時鍬代曾而取間敷事

右之外何に而茂一切取間敷者也 以上

○同八年正月十日參宮者を古市茶屋に誘惑し、又茶汲女を師職の宅に引き入れる事を禁じた。

○同年正月十六日岡部奉行は孝行を旌表して、山田曾祢町の林右衛門に米五俵、同妻に金壹兩、同町の七郎右衛門に米五俵、同妹二人に金壹兩宛を下賜された。○同九年二月五日去る貞享五年九月十日岡部奉行より、内宮宮奉行の一件で神領外へ「追放」を申し付けられて居た内宮年寄の車大膳・神楽大膳・大黒民部・八羽助之進・磯部主馬・太郎館右京・橋新左衛門・梅谷左近・浦田藏人・木下右近・巴内藏助・和田主計・柳源内・刀祢帶刀・岩崎所左衛門・石十之丞以上十六人は、徳川家法事追幅の期を以て赦免となり、丁度八年ぶりに帰郷することが出来た。○同年二月十二日岡部奉行は勤務十三ヶ年、神領奉行としてよく其の任を全うされたが、願通り御役御免となつた。

一二 長谷川周防守重章

家紋 丸に豎三つ引兩
自元禄九年至宝永五年
知行 三千二百石

初め五左衛門勝知後に周防守重章を称した。○元禄九年二月十四日御目付より山田奉行任補の内命があり、同年四月廿九日初入、小林奉行御屋敷に居住された。此の時より久永丹波守と二人奉行制となり、御役料三千石を召し上げ、御蔵米千五百俵に改められた。而し御役料の減ぜられた代りに、従来御役料より配分して居た水主同心の扶持米五百石は、幕府が別途支給する事にした。○同年四月三十日山田三方会合所より、御奉行交替毎に差し上げた山田古法式目の書附は次の通りで、之は長谷川奉行着任当時のものであつた。〔御役所旧記・神都雜事記〕

當地御奉行様御交代毎に三方会合より

差上候山田古法式目の書附

一 慶長八癸卯年九月 御朱印被為成下候 御沙汰未承候

之處宇治慶光院之心得を以伊勢両宮江始而被為成

下候則奉頂載候得共御文言之内參宮之輩可為旦那

次第と之御箇條御座候此段古法に相違仕山田師職

中迷惑至極に奉存候故に三方之者共京都江罷越於
伏見御訴訟申上御朱印ハ乍恐指上古法之旨御願申
上候處被為聞召届奉願候通参宮之輩先規可為法式
之御文言被遊御改重而御朱印被為成下致頂載難有
奉存候然處御老職大久保石見守殿より右御朱印御
覽可被為遊候間可令持参之旨蒙仰則持参仕石見守
殿御屋舖に而入御覽候處御用有之由に而御留置被
成御返不被下候数日相詰御断申上候得共如何様之
御儀に御座候哉終に御返不被下候故御本紙者無御
座御寫計相殘申候御事

師職出入式目之儀申上覺

一 師職出入有之時者從往古法式之旨以三方会合吟味
之上申付来候然處從御公儀式目可奉入御覽之旨蒙
仰候に付慶長十乙巳年極月五日 長野内藏允殿日向

半兵衛殿江式目指上申候處則御両所御裏印被為成
下今以式目之通裁判申渡候御事

- 一 旦那公事裁判仕候儀に付寛永三丙寅年六月七日當
地御奉行中川半左衛門殿江十一ヶ條之書附を以申
上候處御聞届被成則半左衛門殿御奥書被為成下今
に有之候御事

御四判之一紙之子細申上覺

- 一 元和十甲子年二月五日 江戸江指上候 五ヶ條之御訴
狀に付寛永元甲子年三月六日 被為成下候御一紙之
裏書に御座候御四判者永井信濃守様酒井雅樂様土
井大炊頭様井上主計頭様之御印形に而御座候但御
印形之次第不奉存候處 寛文五乙巳年正月 御朱印為
頂載三方仲間之者共江戸江罷下候久世大和守様江
乍憚御尋申上候處悉細に被仰聞被下候故右御印形

之次第書附置候御事

諸国神明相留候子細申上覺

一 於諸国飛神明と申新規太神宮を致勸請社等造立仕候得者承次第其所々江断申入從往古相留來候就夫祭主藤波種忠より板倉伊賀守殿江被上候書附之寫文伊賀守殿より三方会合江被為成下候御狀一通當地御奉行水谷九左衛門尉殿より三方会合江被為成下候御狀一通所持仕候此外於国々数度神明取立候得共何茂申入相留候御事

一 惣而三方会合之儀諸事起證を以相談仕候因茲御奉行所江申上儀に付起證文一通師職出入裁判仕候儀に付起證文一通会合相談仕候儀に付起證文一通此三通之前書乍恐指上申候三方人初而会合出座仕候節誓断仕相勤申候御事

山田主從作法之書附子細申上覺

一 主從作法之儀者從往古堅相守候趣を以寛永十九壬午年正月左之通書附を定山田惣中江申渡今以無相違守來候御事

一 殿原以下之被官之事於主人之扶持を得候者其身同子共之儀者不及申身上迄茂主人之可為下知次第假當時雖不請扶持一度扶持を得妻子を育候者之末者子々孫々に至迄其主人之可任心次第但應其身可依扶持之多少御事

附 別之商賣之利徳を加身上成上候共一度扶持を得候者主人之為恩賞之間者右同前御事

一 三方人之庶子又從古來其所に而之年寄之身上無力に付親類縁者等之代官仕候者既に為合力之條不可為扶持人但由緒於有之者可為格別御事

附 三方人之庶子之事假雖為身上者少分於其鄉者可為月行事雖然其身殿原以下之所作を以送於渡世者可為殿原同前御事

- 一 不得扶持譜代之被官之事家督之一人者可為主人之儘庶子々々之儀者古來為定法無之上ハ他之主人を茂可取左候時ハ時宜之為新主より古主江一應之届可有之御事

附 一代被官右可為同前御事

- 一 雖為數代相傳之被官主人合點之上に而人之養子に成其家之相續者勿論養親之可着主人御事
- 一 依親類縁者等之好他之家を預其家江移居住之間者其預候家之主人之可為被官御事

前山之子細申上覺

- 一 前山之儀者從往古山田領に而御座候處中頃他領江

被令押領一字鄉村江山田中より山手を出申事御座
候其後花房志摩守殿當地御奉行之節右山手を出候
儀御赦免被為成下候にと内々得御意江戸江御願申

上候得者御赦免被為成下候其頃一字鄉村者内藤伊
賀守殿御預に御座候故伊賀守殿與志摩守殿江御奉
書被為成下候其御寫志摩守殿より三方会合所江被
下置弥前山如先規神領江御返被下候に付伊賀守殿
御家来衆志摩守殿御役人衆一字郷之者共山田三方
之者共出合前山之境目相極申候然共前山之内紀州
御領与山田領之境目不分明に候處桑山下野守殿當
地御奉行之節紀州様江御申上被成田丸之御役人與
下野守殿之御役人前山江御立会被下三方仲間之者
共罷出右之境目 寛文七丁未年十一月相極今以相違
無御座候御事

借屋敷者御闕所不成子細申上覺

一 於當地人々屋敷ヲ借居申候者御闕所被仰付候時右之屋敷にハ從往古御構無御座候故石川大隅守殿當地御奉行之節書附を以申上候處御聞届被為成下今以其通相違無御座候御事

地子屋敷之年貢家に懸取候子細申上覺

一 於當地地子屋敷之年貢百姓無沙汰仕候時者其者之家に懸取申候又百姓身上分散に成候時茂屋敷年貢者少茂無滞家に懸取申儀古法に御座候故兩宮申合桑山下野守殿江申上候處御聞届被為成下今以相違無御座候御事

鶴松浜御新田之儀申上覺

一 八木但馬守殿御奉行被成候時分一色村與通村者鶴

松浜之荒地之所及爭論御吟味之上雙方胡乱成申條
有之に付彼荒地御取上被成候其後但馬守殿御卒去
被成右之浜其儘御座候而桑山下野守殿右之御闕所
地御吟味之上御新田御に取立被成進藤傳右衛門と
申者御新田御普請を請合則作方茂被仰付候延宝三
乙卯年より田畑仕付申候處同八申年秋洪水高汐に
而御新田堤大分致破損作方之賄傳右衛門不罷成候
に付悉御取上被成候を一色村より右御新田作方御
願申上候天和二壬戌年に定免六ツ半に被仰付戌亥
兩年ハ草切子年より御納所仕今以一色村より御年
貢致御納所候且又右御新田御開発被成候に付下野
守殿江從御公儀金子千両御拝借被成候其節鶴松浜
之儀乍御闕所地神領之内に候得者御公儀地とハ格
別に候旨被仰上候間其通相心得以來御年貢毎年三

方会合江納所仕置兩宮御入用之節御奉行所江奉窺
御指図を請相渡可申旨御書附被下置候其後天和二
壬戌年九月廿五日 鶴松浜御定之御書附同会合江被
下置候且又一色村之者共下野守殿江指上候一札に
御裏書被為遊会合江御渡置被為成下候御事

宮中作法二十八ヶ條之儀申上覺

一 宮中之儀者前々三方会合より宮中江横目を出諸事
不作法無之様に相改候事に御座候就中松木滿彦長
官之節弥令吟味宮侍之作法又師職中より出申候案
内之者幣箱持等之不作法無之様に廿八ヶ條之書附
相極今に横目を出吟味仕候御事

一 従前々山田領に御闕所地之地子五兩計之處御座候
分を寛永元子年に宮川堤破損料に被為成下候又石

川大隅守殿當地御奉行之節正保元^{甲申}年洪水に付
宮川堤大分切申候右修復入用之銀子御公儀江御願
申上候處被為聞召届同四^{丁亥}年六月十七日銀子三
拾貫目拜領仕候且又岡部奉行殿御奉行之節宮川新
堤入用金御公儀江御願申上候處被為聞召届貞享二
乙^丑年十二月廿八日銀子三拾貫目拜領仕候御事

宮川兩渡船神領より渡候子細申上覺

一 宮川兩渡船之儀往古ハ山田中嶋より支配仕諸參宮
衆其外往還之者に船賃を取相渡候處乱世之節右渡
船他領より相務其船役として判金一枚御公儀江上
申候に付渡船之者共船賃盜貪諸人及難儀に候然處
慶長年中長野内藏允殿日向半兵衛殿兩御奉行に付
兩渡船之船賃猥に貪諸人難儀仕候旨及御聞召被成

且又三方会合より内々訴之候故兩御奉行御參府之節御上聞に御達被成兩渡船之役金御赦免被為成下御老中本多上野介殿御墨附被為成下其上小俣川端兩村江御下知を以人馬之船賃御定被為成下候則兩御奉行之御状並右兩村之者共より之手形今に有之候右之通雖被仰付候猶猥に船賃貪取申に付元和年中水谷九左衛門尉殿山岡圖書頭殿兩奉行に付彼兩村江先年被仰付候通御高札御立被成取御寫三方会合江被下置候然共彼兩村之者共兎角勝手に振舞渡船申候故過怠度々之事に候就中去延宝三乙卯年八月四日小俣前之渡に而大勢之人数取込候故乘沈參宮之輩其外近郷之者共水に溺不慮之死人数十人有之候に付兩宮年寄申合御奉行桑山下野守殿江御願申上候ハ兩渡船之儀參宮衆馳走之為に御座候間船

賃取不申過怠無之様に兩宮より相渡申度奉存候旨
御願申上候に付下野守殿御參府之節御老中様江被
為仰上候處被為聞召届兩宮願之通被仰付今以其通
相務申候御事

山田羽書之子細申上覺

一 當地羽書之事慶長年中より初申候以前者羽書屋共
人々出申候羽書に多少有之候得共近頃より一人前
三貫目宛令出五人より十人之内を一組と定當時廿
八組人數二百廿九人羽書高六百八拾七貫目有之候
尤羽書引可申と三方会合江願申候得者令引申事に
御座候又所々遣用之為に御座候故其時當外に羽書
屋を申付羽書令出申事茂御座候右三貫目之質物に
五貫目計之所領を致吟味会合江取置申金子一兩に

六拾四匁に相定賣買直段高下無御座候羽書賣之儀
者羽書屋共申付店を令出置申候御事

一 當地御傳馬無之子細上覺

一 於當地御傳馬役之儀從往古無之事に御座候故延宝
八庚申年正月 烏羽御在番衆御目付衆御越被成に付
御奉行桑山下野守殿江申上候處松坂田丸江被仰合
御代官戸田藤左衛門殿神谷與一兵衛殿より下野守
殿江参候書状之御寫御奥書被為成下三方会合江被
下置候御事

神領之所領他領江一切賣不申候御願申上候

三通之書附子細申上覺

一 神領内之所領他領江賣又他領より神領内之所領持
居申候事神領之為不宜御事故両宮年寄申合寛文十

三癸^丑年正月 桑山奉行殿江 御願狀指上候處於江戸
御老中様江被仰上首尾能願之通被仰付候就夫下野
守殿思召入被仰聞候者他領之者持居候所領賣候儀
迷惑に候間神領江引越居住可仕候と申者有之時者
如何可仕候哉又他領之者田畑之證文所持不仕從往
古作來候杯と申又前山之内に而田畑に山買添持候
と申者有之時者如何可仕候哉此等之品三方中致相
談申上候様に被仰付重而申上候者他領之者神領之
住人に可仕候又領之田畑を他領之者年來作來候共
證文無之上者取返申儀と奉存候又前山領内田畑請
領と申他領之者作來神領江取上候上者假證文無之
候共取返被申間敷候又同所田畑に山買添持候と申
者有之候者前山之儀者一度被致押領候を神領江御
寄附之御事故 山與田畑格別に奉存候間 延宝二^{甲寅}

年九月覺書を以申上候處重而下野守殿三方中江被
仰聞候者指上候書附之内他領之者證文無之作來候
と申儀を於江戸被仰上候時假證文無之共従前々何
卒由緒有之候得者社年來作來候を無体取返に可申
とハ被申間敷候間是を茂時之直段に買返候様に御
老中様御申被成候間買返に而可有候然時者神領之
内に而樂に此欲茂可有歟と被思候御事に付申上候
者前山之田畑他領之者作來候儀者勿論之御事に御
座候其外之神領田畑他領之者作來候儀者格別之事
に御座候於神領内者年來作來候申立に而百姓式と
ハ被申間敷候山田領之儀者元來作所之地に而作式
茂持主に附有之儀神領之古法に御座候乍然由緒有
之證文所持之儀者格別之旨申上神領與他領之差別
相立神領之田畑屋敷山林作式等之法式弥相違無之

様に延宝二甲寅年十月十四日口上書指上候處御聞
届被遊同年十月廿一日御裏書被為成下候且又右同
年九月十日に指上候覺者於江戸御表御老中様江被
仰上延宝三乙卯年五月五日三ヶ條江下野守殿御脇
書奥書被為成下候御事 以上

元禄九丙子年四月三十日

山田三方 印

進上 御奉行 長谷川五左衛門殿

○同年四月三十日山田三方会合より、山田古法式目に引き続き、長谷川奉行へ差し上げた御代々の御朱印並古き書附の写しは次の通りであつた。

御代々御朱印並古き書附共御奉行長谷

川五左衛門殿江入御覽候砌被仰出候而從

前々三方会合より諸事申付候趣書附令見

申様と之御事に候故書附上寫

一 從御公儀被仰出候御法度之儀町々在々江相触申付候御事

一 惣而諸法度時々宜敷に隨於会合致相談町々在々江申付候御事

但事に依而御奉行江相窺其上申付候儀茂御座候御事

一 宗旨改之儀每年秋中町々在々江申渡其所々に而相改年寄共より会合江證文を取置候而会合より御奉行所江證文差上候御事

一 師職爭論於会合致裁判決着申付候御事

一 宮中江長官と申合横目を出諸事不作法相改候御事
御師無之參宮人之為町々表通に町宿申付候御事

但時に依而宿之多少を申付置候右町宿仕候者不埒無之様に横目を廻相改若申付相背候者有之時

ハ過料又ハ山田領追放仕候儀茂御座候御事

一 三方会合諸事入用之儀町々配符を以申付候御事

一 曆師之儀陰陽師其外白人望之時承届申付候御事

一 羽書之儀人数増減了簡を以申付候御事

但羽書古く成候得者相改候様に申付候御事

一 宮川堤破損修復之儀会合相談之上仕候御事

但及大分之普請候節者御奉行所江申上候御事

一 宮川両渡船之儀宇治会合年寄共と申合渡守横目等

申付置候御事

一 寺方之支配人替候節者会合江承届置候又寺號を院

號に改庵號を寺號に改又互に寺領を替又寺領と在

家之所領と替候儀会合江承届置候御事

但寺之有取替候時者御奉行所江申上候御事

一 酒屋人数相定有之候其内外之者江酒職讓候時ハ会

合江申来承届置候御事

一 於山田領勸進芝居仕候時者会合了簡次第御奉行所
江申上候御事

一 山田領之内米薪材木等之駄賃並河崎神社兩所より
高代江之船賃相定申付候御事

一 町々在々何方に而茂途中に落物有之候歟又宿借候
者其宿江殘置其主不參歟又店先等に置其上主終に
尋不来候儀等有之時者其所より役人方江申来候上
致吟味其物主無之時者会合江取置申候御事

但何卒重き子細有之主無之物者御奉行所江申上
候御事

一 出火有之時之為兼而町火消之者申付置候御事以上

元祿九_{丙子}年四月三十日

山田三方 印

進上 御奉行 長谷川五左衛門殿

○同年八月江戸より町人の宗兵衛・武蔵屋清六兩人罷上り、山田三方会合所・宇治二郷会合所へ宮川兩渡しを請負すべき旨願ひ出で、御奉行所へも歎願したが、長谷川奉行之を許さず「自今以後他国之者共於神領何に而茂可請負旨有之共當神領之者不可加擔」と堅く申し渡された。

○同十年正月長谷川奉行は御船手御組頭・御船手与力の諸僚を率ひ、先例の御船おろし式を行つた上、大湊・白子間に於て全流に依る水軍訓練の指揮を執られた。○同年正月十五日江戸城より將軍綱吉の名代として、大友近江守が武運長久の爲兩宮へ参拝されたが、奉行所より支配御組頭五人（騎馬）与力五騎・同心五十人を派遣し、町々在々の警戒を嚴重にされ、一般庶民に対しては諸事無礼無き様下座の注意を促した。宿泊は外宮春木大夫・内宮山本大夫であり、長谷川奉行は支配御組頭橋本市郎左衛門重安・牧野傳四郎成元を隨伴、御機嫌伺として参邸し、兩宮参拝には名代と共に着服衣冠、本宮瑞垣御門前で御供を供進された。「御奉行所控・御役所旧記」○毎秋当地に於て天神稻荷の祭礼は勿論の事、寺院の会式等にも盆踊が盛んに行はれ、年を逐うて華美になり、隨つて浪費も少なからず嵩む様になり、且つは年若き男女の会合は自ら風儀上面白からざる事態を生じた。元禄二年七月に至り盆踊の制が發布され、同十年七月に及んでは益々其の取締りが厳しく、奉行所より三方会合所へ次の如き申し渡しがあつた。

申渡

一 盆之躍十四日より十六日迄三ケ日子共躍候儀者

如前々其以後者曾而無用之事

右之趣急度可申含者也

元禄十丁丑年七月四日

長谷川五左衛門勝知 判

山田三方中

○同年七月十一日、去る四日長谷川奉行は盆踊の儀に付、申し渡しをされたが、山田三方会合所よりは、町年寄衆へ次の如き御触を出した。

一 躍之儀成人之男女一切堅令停止候假子共躍たり

共夜四ツ迄に相止可申候若深夜迄躍候所有之候

ハ、其所より火消之者出早速令停止可申候子共

躍之内江成人之者不心得に而交候共断を申間敷

候事

一 例年申渡候得共子たり共共異形之風俗不仕候様に下々江急度可被申付候若右之旨相背目立風俗仕候者有之候ハ、早速剥取候様に拜田之者江申付令廻候間此旨入念可被申渡候事

一 於町々在々盆中晝夜共火消之者共を令廻少々に而茂口論有之候ハ、早速取鎮可申候暴步行候徒輩者無用捨召捕早速会合所江可被申来候前方申渡候通暴者無之候様に下々脇々之者江入念可被申渡候事

右之通御書附今日從御屋敷被遊御申渡候間其所々被入念急度可申触候尤先達而会合所より申渡候趣茂弥可被入念候 以上

元祿十丁丑年七月十一日

山田三方 印

町年寄中

○同十二年三月長谷川奉行は内宮の祈年・神衣兩祭再興の許可を専行した為、幕府の忌諱に触れたが、幕府は其の後に至り兩祭再興を承認された。○同年四月兩宮作所の頭・頭代に対し、布衣の常用を禁じた。○毎年五月末頃に麦藁を焼く事が家毎に三日宛あり。村人は稻荷殿の参宮といふが其の由来を知らない。宮川西の村々は六月の初め蝗を送ると称し、三日宛藁松明を以て家毎に之をなす。神領も古より此の慣習を続けて来たが、今は町並と成りて作式も名号も転じて居る為、今年元禄十二年五月十六日長谷川奉行は全面的に之を停止せしめた。○同十三年十一月御遷宮御用木の山出しに、遷宮役人共が木曾山中で非常な難儀を重ねて居る事を、兩宮長官より聴かれた長谷川奉行は、即日此の旨を幕府へ上申し幕府より尾州公へ仰渡らせた為、此の年より同尾州公の格別の援助があり終始便宜を計られた。○同十四年正月兩宮師職は参宮人優遇の為、馬駄賃錢と駕籠賃錢を出す事に定めた。○同十五年四月鶴松浜御新田の収益金（註||鶴松金と称す）を兩宮造宮料に充当され、五月に至つては宮川大堤防の修理料として、同収益金の内金五百兩を充当された。○同年六月十日長谷川奉行より生類御憐愍の儀に付、次の如く申し渡しあり、兩会合年寄は早速全領民へ御触を出した。即ち

申渡

一 諸人仁愛之心有之候様に常々被思召候故
生類憐之儀度々被仰出候處今度於江戸橋
本權之助犬を令損候段不届至極に被思召
依之死罪を被仰付候弥人々仁愛之心に罷
成候様に大身小身共々相守末々迄急度可
申合者也

元祿十五年^{壬午}年六月十日

長谷川五左衛門勝知 判

内宮年寄中

山田三方中

○宝永元年三月外宮二祢宜松木末彦は、幕府の下知を俟たずして新年号を用ひ、長谷川奉行より「閉門五十日」を申し付けられた。○同年四月廿日去る冬関東大地震で幕府より、御祈禱仰出された時、其の賞として米百石を両宮へ六分、両宮正・権祢宜共へ四分の割合で下賜された。

○同三年四月十日幕府より、遠国奉行をして評定所一座立会の席に臨ましむ御達があつた。
○同年九月度会郡野後の百姓五人は、滝原宮造宮の事に付、山田奉行所を経ずして江戸へ下り、幕府に越訴した為長谷川奉行は右五人に対し「追放」を申し付けた。〔御奉行所控〕○同年十一月二日山田中島町の炭屋次郎兵衛方より出火し、折柄の西風に乗つて山田市街一円は焼失されたが、之は去る寛文十年十一月の鉦屋火事に次ぐ大火であつた。此の時長谷川奉行を始め支配御組頭・与力は騎馬にて神宮の警戒に当り、同心五十人は各町火消役人の指揮に当り万全の態勢を執つた。幕府は又救恤の恩命を以て、金一万七百三十両を貸与され、其の復興に務めしめた。〔火災事略〕に次の如く見えて居る。

宝永三^丙戌年十一月二日夜、中島町堤下より尾部坂まで焼亡、家数は五千八百九十三戸、寺院は四十六宇、焼死は廿一人、内男十六人女五人、此外隠し置きたる者多しとなり。此時焼けたる町々は中島・中野・辻久留・二俣・浦口・上中之郷・下中之郷・八日市場・坂之世古・横橋・為田・曾祢・高柳・大世古・一之木・一志久保・上館・中館・下館・西河原宮後・田中中世古・下馬所前野・吹上・岩淵・箕曲・松木・岡本・妙見の各町なり。焼残りたる分は小川通半分、辻久留通半分、田町・京町半分、喜多出雲宅が残る。田原少し、

大間廣・堤世古少し焼く。正宝寺裏・新町・拜田・坂之世古三宝寺之辺少し残る。鍛冶屋垣外・船江・河崎、此家数二千五百四十二戸皆小家なり。大家之分は悉く焼亡す。江府より金一万七百三十両を貸し給ふ。宮司三十両・祢宜十人二百両・春木大夫五百両・三方以下一万両なり。

此の幕府よりの拝借金返済方法は、前回の鉦屋火事と同様十年賦であり、三方会合所より二年の延期を歎願したが許されなかつた。尚今回の類焼寺院は其の跡地に普請する事を認められた。拝借金の事に付〔山田三方会合所文書〕には、左の如くあり摘載して置かう。

宝永三^{丙戌}年十二月廿一日 御奉行長谷川周防守殿三方人

不残御屋敷江御召被成御意被成候者先月廿一日於殿中大久保加賀守様本多隠岐守様江被為仰渡候趣者此度山田火事に付内々御願申上候御赦之儀三方廿人並惣中江金子一万両御拝借被成仰付候と之御事に候左之通御書附御渡被遊候早々願之旨相叶難有恐悦至極奉存候右之上町々年寄中末々之者迄可被申渡候以御書附金五百両春木大夫同三

十兩大宮司同二百兩祢宜十人同一万兩三方廿人並惣中共
都合金一万七百三十兩右之通今度山田火事に付先年之通

拜借被為仰付候上納之儀如先例可為十年賦候 以上

○同四年十月に至り、從來諸國に通用して居た札即ち紙幣を、幕府より停止すると云ふ法度が出され、羽書も亦当然差し止められる事に成つたが、山田三方会合所は直ちに歎願書を差し出して、神領羽書の儀は由緒あり、向後も通用せられたしと長谷川奉行に上申した処、奉行は幕府より特別の許可を得、次の如く之を三方会合所へ下知された。

申 渡

今度諸國札遣候御停止に付御書附を以御神領江

申渡候就夫三方共願書指出候御神領羽書之儀者

由緒有之惣中願之趣佐野豊前守江申遣御月番井

上河内守殿江被申上候處當月十三日御書附を以

山田羽書之儀御神領斗通用之由申上候に付被遊

御赦免候御神領之内斗通用に候間只今迄之通札

遣御赦免之旨河内守殿被入御念豊前守江被為仰

渡候由被申越候則御書附之寫相渡候間弥向後堅

御書附相守只今迄之通御神領内斗羽書遣候様に

可被相心得者也

宝永四丁亥年十二月十九日

長谷川周防守重章 判

山田三方中

○御譜代席与力橋本石右衛門重詮は、支配御組頭橋本市郎左衛門浄安の四男にして、嚴有院様御代寛文九年二月十日桑山丹後守殿在役の節、御譜代席与力を仰付けられ、元禄六年五月十日岡部駿河守殿在役の節、御番頭となり勤務十ヶ年、今年宝永五年五月三日役人御屋敷に於て卒去「清譽淨心重詮居士」と謚号され、度会郡大湊の宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。○御譜代席与力亀谷旅右衛門重勝は、多氣御所与力衆橋本玄蕃頭藤原實重朝臣の支裔亀谷宇右衛門尉重俊の次男にして、大猷院様御代慶安元年正月石川大隅守殿在役の節、年十五に及び本州国司北畠家遺臣の故を以て、御譜代席与力を仰付けられ、恪勤奉公六十一ヶ年、幕府は其の功を

賞し白金三枚を下賜された。今年宝永五年十月廿五日役人御屋敷に於て卒去「光譽林慶重勝居士」と謚号され、度会郡大湊の宝聚山如法院長樂寺境内に葬られた。○同宝永五年十二月廿四日山田三方会合所より、宮川大堤・浅間堤の修復や新堤の普請やの為、年々山田惣中は難儀なりと、次の如き覚書を奉行所へ提出した。

乍恐奉願覺

- 一 宮川大堤上浅間堤より下中河原口迄惣長十二町七間あり中島口二三之杵之間高二間半根張十二間馬踏二間中河原口に而高二間根張七間半馬踏五尺右之堤其以前者丈夫に無之故正保元年之洪水に大分堤切申候を同四年石川大隅守殿御奉行之時從御公儀銀子三拾貫目拜領仕只今之堤築立申候御事

一 浅間堤之事

高三間半長二十間根張十八間馬踏一間右之堤

其以前八二十四五間茂築出有之候處正保元年
之洪水に切申候を同四年惣堤普請仕候節切殘
候通繕置處延宝五年桑山下野守殿御奉行之時
被為遊御檢分其御指図に而右之通築足申候御
事

一 一二三之粹之事

右之粹ハ正保四年惣普請之節石川大隅守殿之
御指図を以水先強く當候所江三ツ粹仕候御事

一 新堤之事

高三間長三十二間根張十二間馬踏一間右之堤
ハ岡部駿河守殿御奉行之時貞享三年從御公儀
銀子二拾貫目拜領仕築立申候但此所茂水先強
く當申候故上下惣大堤水除申候為に仕候尤駿
河守殿御檢分之上御指図に而御座候御事

一 棒堤之事

高二間長十三間根張八間馬踏前ハ五間先ハ一丈石之堤ハ正保元年洪水に而大堤之切殘に而御座候同四年普請仕候節大隅守殿之御指図に而惣堤を東江寄右之堤江取付出張之長六十間斗有之候處年々之洪水毎に切損漸只今之通相殘申候尤此所ハ水先強く當候得者此下中河原前船渡末二瀬に成可申哉と無心元奉存候御事

一 袖堤切殘之事

高二間半長四十間根張十一間馬踏二間石之堤ハ岡部駿河守殿御奉行之時御指図を以右之堤を茂長九十間築立申候依之鶴松金六百三拾三兩二步四匁二厘拜借仕何茂普請仕候處八年以前巳年洪水に而右之通切殘申候御事

一 川向毎度損申候所ハ川上に而ハ中須前川下に
而ハ小俣村松渡場之下に而御座候御事

一 其以前ハ浅間堤より一二三之杵迄別而水先強
く當候得者此所專一に用心仕候得共只今ハ水
筋替川上に而ハ西江寄川下に而ハ東江寄候故
新堤迄洪水毎に水先強く當當年茂棒堤之先六
十坪程損候而皆普請仕候御事

一 惣而堤普請之儀者右拝領拝借之金銀斗に而其
節之普請調申に而ハ無御座候所々金子人足を
茂相加普請仕尤年々修復大分有之儀御座候而
山田惣中難儀仕候御事 以上

宝永五戊子年十二月廿四日

山田三方 印

進上 御奉行 長谷川周防守殿

○同年六月廿二日退役願出の長谷川奉行は勤務十三ケ年、岡部奉行に劣らぬ幾多の事績を残して十二月廿八日に至り御役御免となり、享保十六年九月廿六日江戸御表に於て卒去された。

一三 久永丹波守重高

家紋 丸に雁金
自元禄九年至同十二年
知行 三千石

初め源兵衛勝晴後に丹波守重高を称した。○元禄九年二月十四日御使番より山田奉行任補の内命があり、同年二月十五日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同十年四月幕府よりの御達で、久永奉行は元禄新金に替ふべき令を出し、同年七月に至り新造二朱判通用の令を出した。〔御奉行所控・御役所旧記〕

一 金銀吹直に付古金銀と新金銀と弥引替可申候

御領者御代官私領者地頭より申付至遠国迄不

殘様に令引替可申候古金銀之儀来寅之三月迄

者只今之通新金銀と一様に用之其後者古金銀

通用相止新金銀斗可用之間其旨可存候若滞儀

有之候者御金吹直場迄可申出候 以上

右は元祿新金に替ふべき幕府よりの四月号令であつた。

- 一 今度新金に而二朱判出来世間江相渡候通用之
為自由に候国々所々迄其旨存商賣請取方渡方
無滞二朱判を茂用可申候二朱判者一步半分
之
可為積候 以上

右は二朱判通用の幕府よりの七月号令であつた。

○同年六月四日山田三方年寄と宇治二郷年寄は、預金の儀に付奉行所よりの御達を、次の如く町々村々年寄中へ御触を出した。

- 一 丑年以前之預金之儀者随分相對に而濟候其上
濟不申分者其町々村々年寄中双方之身代を見
合相談之上年賦に取扱濟申候然共濟不申分者
御訴訟可仕候

但貸方之者に丑年以前之金子御取上を幸と

存理不盡に金子取上可申扱不致承引及訴訟

に候者御吟味之上急度可被仰付候事

一 丑年以前之賣掛之儀是又隨分相對に而相済可

被申候其上済不申分者其町々村々年寄中双方

之身代を相考相談之上年賦に而相済可被申候

殊に賣掛之儀に候得者商人了簡可有之事に候

理不盡に申扱無承引及訴訟候者右可為同断事

一 預金賣掛共に當年より廿年以前之儀を申出候

者有之候者不及取扱先役人方江年寄中其様子

可被申来候其上之可為沙汰事 以上

○同年八月下旬、去る延宝年中に内宮長官藤波氏富の、開鑿された牛谷坂が年を経て崩壊し、交通の難を来たした為、久永奉行は宇治二郷会合年寄に命じ、之を改修せしめた。○同年十二月十八日山田上中之郷町の外宮師職橋村圖書正矩（註||後に主計正長と改む）は、事有りて久永奉行より拝田村の揚屋へ入牢申し付けられた。此の時祭主藤波景忠曰く、「獄を免ぜらる後、

解任に及ばずと雖も、神事に隨ふは思慮すべきなり」と。然るに宝永の御遷宮に至り、橋村圖書は祭主へ歎願して御神事の奉仕を許された。「神都雜事記」○同十二年三月廿五日久永奉行は勤務四ヶ年、養病の故を以て御役御免となり、享保十七年三月四日江戸御表に於て卒去された。以後は久永奉行に替り浅野美濃守長恒の着任があり、長谷川奉行と二人奉行になつた。

一四 浅野美濃守長恒

家紋 丸に違い鷹の羽
自元禄十二年至同十四年
知行 三千石

初め隼人後に美濃守を称した。○元禄十二年三月五日山田奉行任補の内命があり、同年五月廿七日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同十四年五月六日勤務三ヶ年にして、同族浅野内匠頭長矩の殿中刃傷事件があり、縁坐の制で御役御免となつた。後任は堀隠岐守利寿が命ぜられ、長谷川奉行と半年交替に訴訟を聴聞された。

一五 堀隠岐守利壽

家紋 釘貫
自元禄十四年至宝永四年
知行 三千石

初め内蔵助後に隠岐守を称した。○元禄十四年三月五日山田奉行任補の内命があり、九月朔

日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同十六年二月両宮祢宜の江戸賀正を隔年とされた。此の年宇治六郷・浜三郷の地下人に依り内宮の御木曳が行はれ、又山田町在民に依り外宮の御木曳も行はれた。○宝永二年四月上旬より京・坂諸州の民争ひて両宮へ参拝す。四月九日より五月廿九日までの五十日間、其の参拝者は凡そ三百五十万人にも達し、所謂御蔭参と称された。○同四年三月外宮正員祢宜共は連署を以て、黄金御樋代の造進を堀奉行に依り幕府へ上申されたが、内宮祢宜共は之を違例とした。○同年七月十一日奉行所より、当地に於て紀州藩羽書の通用差止を両会合所へ申し渡され、両会合所は次の如く山田町年寄・宇治月行事へ通達された。

一 紀州御領羽書於當所取引不仕候様前方惣

中江申觸置候處此頃右之羽書大分當所に
入込上下共致取引候段近頃不届之至に候
依之御奉行長谷川周防守様江御窺申上今
日より堅取引差留候向後者横目を出可令
吟味候條若違背之者有之候得者御奉行所
江申上急度曲事に可申仕候右之趣於其所

々々迄能々被入御念可被申付候 以上

○同年十月三日大地震で外宮上御井の水路が止り、山田市中は家屋の倒壊や高浪の被害があり、宮川の大堤防は寸断された。○同年十月三日堀奉行は勤務七ケ年、養病の為願通り御役御免となつた。

一六 佐野豊前守直行

家紋 丸に蝶
自宝永四年至正徳元年
知行 三千五百石

初め仙之助後に豊前守を称した。○宝永四年十月十五日山田奉行任補の内命があり、同五年正月四日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十一月廿四日奉行所より羽書の件に付、山田三方会合所へ指令があり、山田三方会合所より次の通り、町々年寄衆へ御触を出した。

町々年寄江申渡覺

一 羽書此度早速引可申と申人数吟味之事

一 當分金子手前に無之候得共入置候質物を

以来月十五日迄金子才覚仕羽書引申人数

吟味之事

一 手前に金子無之質物に而金子才覚茂難成

羽書引申儀不叶と申人数吟味之事

右三ヶ條此間羽書年行事共江申渡致吟味候得
共不埒に候間其町々羽書屋共江能入念一人宛
之返答誓紙を以被承届来廿九日迄に会合江右
之返答可申来候町々羽書屋之人数別紙に相渡
申候 以上

宝永四丁亥年十一月廿四日

山田三方 印

町年 寄中

○同年十二月佐野奉行は再度神領に於て、通用して居た紀州藩の羽書を早速停止する様、山田
三方年寄・宇治二郷年寄へ厳しく申し付けた。○同五年十月廿五日江戸御表より渡辺下総守
が、山田奉行に着任され佐野奉行の相役となつた。○同年十月の中頃より去年と同じく地震が

頻々と起り、潮が溢れ洪水となり、宮川堤は又々大破された。○同六年正月江戸城より將軍綱吉の名代戸田中務大輔の両宮参拝があつた。○同年九月二日は内宮、同五日は外宮の正遷宮が齋行され、御上使として中條山城守、造宮奉行として佐野・渡辺兩奉行、宮中警固として久居藩主藤堂備前守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。当度の正遷宮より、去る四年三月廿五日堀奉行伺に依る、外宮の黄金御樋代の再興があつた。○同年九月十五日將軍家宣は両宮正遷宮を奉祝され、中條山城守を名代として、太刀一腰・馬代黄金十枚を献上された。○同年十月佐野奉行は滝原・伊雑両宮に杉苗千五百本宛を献植された。○同七年三月十五日御臺様祈願に付、本多六郎右衛門の両宮代参があつた。○同年五月五日幕府より御国廻の梶四郎兵衛・田中市郎右衛門・川口茂右衛門の一行参着あり。佐野奉行は支配御組頭橋本市郎左衛門重安・牧野傳四郎成元を随伴し、両宮参拝の上騎馬にて一行と共に伊勢・志摩一帯を檢分された。○同年六月廿四日外宮御遷宮調進物並同年中調進物の儀に付、佐野奉行は外宮長官松垣常有に御尋ねがあり、同長官より次の如き書附を提出した。猶此の書附は江戸御表の渡辺奉行へも提出された。

外宮御遷宮調進物覺

外宮御遷宮度に御入用之御座筵長床先年より勢州飯高郡神戸六郷垣鼻村俵村下川村上川村

馱部田村久保村として奉致調進來トカナ薙千枚内九十六枚長二間巾二尺八寸長床十六重に直申候但長床一枚に付トカナ薙六枚宛之算用御正殿御入用先年より相定有之候トカナ薙三百六枚長二間半巾二尺八寸長床二十四枚直但長床一枚に付トカナ薙九枚宛之算用別宮御入用にて寛文九酉年之節より直申候トカナ薙七十五枚神戸庄屋中江御座薙肝煎申候祝儀遣申候同七十五枚山田曾祢町に居申候松村善兵衛御座薙之儀神戸江通達仕使之祝儀遣申候トカナ薙四百四十八枚我等方江受納仕候右之長床以上五十枚外宮作所殿江相渡申候 以上

宝永七^{庚寅}年六月廿四日

外宮御座薙役人 岡田主税 印

進上 御奉行所様

外宮年中調進物覺

- | | | |
|-------|----|---------------|
| 一 菜 | 二籠 | 飯野郡七見村より長官江持参 |
| 一 小布苔 | 二桶 | 二見郷西村より長官江持参 |
| 一 蠣 | 二桶 | 二見郷西村より長官江持参 |
| 一 蠣菓包 | 二束 | 志摩国立神村より長官江持参 |

- 一 名吉 六尾 二見郷より長官江持参
- 一 名吉 十六尾 志摩国石鏡村より子良館江持参
- 一 麥 二斗 度会郡押淵村より長官江持参
- 一 麥 三斗三升 度会郡黒瀬村より長官江持参
- 一 干鯛 百廿枚 志摩国篠嶋より長官江持参
- 一 貝付蠣藁包 二束 二見郷より子良館江持参
- 一 松明木 六束 二見郷より子良館江六九十二月祭禮前持参
- 一 鮫タレ 八枚 土俱嶋より御倉江六九十二月祭禮前持参
- 一 干魚 十六尾 土俱嶋より子良館江六九十二月祭禮前持参
- 一 柏葉 若干 土俱嶋より子良館江六九十二月祭禮前持参
- 一 御座筵 四枚 飯野郡神戸より御倉江持参
- 一 長床 二枚 飯高郡神戸より六郷御倉江持参
- 一 平張筵 二枚 飯高郡神戸六郷より御倉江六九十二月両度持参
- 一 塩 二俵 度会郡通村より長官江持参

- 一 桃 小角 二見郷より長官江持参
- 一 米 四斗 度会郡大野木村より長官江持参
- 一 米 二斗 度会郡押淵村より長官江持参
- 一 米 二斗 度会郡葛原村より長官江持参
- 一 米 一斗 度会郡晝田村より長官江持参

從鳥羽地国崎神戸外宮調進物覺

- 一 熨斗先 三束 一 栄螺 六束
- 一 玉貫鮑 十二連 (但閏年十三連) 一 栄螺 二束 神主中江持参
- 一 熨斗 一束 一 栄螺 四束
- 一 桧籠 四十八枚 一 熨斗先 一束 酒壺八郎大夫江持参
- 一 栄螺 三束 一 熨斗先 一束 酒壺八郎大夫江持参

右之通六九十二月之三祭禮の前に調進仕候右御朱印者無御座候茂御鎮座以来神供に備来候
 往古者御厨御蘭神戸国々所々に御座候而神稅数多收納仕御饌料諸祭料に仕候得共當時左様

之儀無御座件之調進物を以諸神事相勤申事に御座候 以上

宝永七^{庚寅}年六月廿四日

外宮長官 桧垣常有 印

進上 御奉行 佐野豊前守殿

○切支丹信者の仏教への転宗は、早くより強制されて居たが、寺請制度も亦其の一つであり、当神領に於ては寛永十二年九月第七代花房奉行在役当時以来、土地柄殊の外厳しいものがあつた。檀那寺は各々町在檀家の家族全員に依る「宗門人別改帳」を作成し、次の如き書式で出生・死亡・結婚・奉公・旅行等の際には、町年寄より会合年寄を経て、奉行所へ必ず提出せねばならぬ義務があつた。〔御役所旧記〕

今度從御公儀弥被為入御念切支丹宗旨御改に付

当御町内に居申候久五郎与申者同女房当寺家来

に而御座候間慥に請人に立申候切支丹にて無御

座候自今以後此者に付切支丹之儀出来候におる

ては我等罷出組中与相談いたし御公儀私共に相

囑可申候然上は町内御年寄中江少も御六ヶ敷か

け申間敷候仍為後日如件

正徳元^{辛卯}年九月廿三日

宇良口

法住院 印

祐性 花押

宇良口

御年寄衆中

○両宮例幣延引して同元年十一月に至る。之は大宮司河邊隆亮病篤く、祭主藤波景忠血縁の故を以て、喪の及ばん事を慮り発遣を延引されたのであつた。○同年十二月二日佐野奉行は勤務五ヶ年、願通り御役御免となつた。

一七 渡邊下総守輝

家紋 三つ星一文字
自宝永五年至享保十一年
知行 千三百石

初め半兵衛後に下総守を称した。○宝永五年六月廿八日山田奉行任補の内命があり、同年十

月廿二日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同六年正月將軍綱吉が薨去され、同年五月に至り家宣の將軍宣下があつた。○同年正月幕府は去る貞享四年正月發布した生類御憐愍令を、將軍綱吉の薨去と同時に廿三年振りで解除された。○同年四月五日奉行所より去る正月生類御憐愍令が解かれ、猪・鹿其の余の生類を鉄炮にても何にても打捨御免の号令あり、依て其の請の一札町々在々より奉行所へ提出された。○同年四月十日幕府より官宅修復料金が下附された。○同年九月幕府より去年十月地震・高潮で宮川大堤防が破損された件に付、佐野奉行上申の修復料金九百両が下附された。○同七年正月家宣の將軍代始に依り、去る貞享五年九月十日内宮宮奉行の一件で岡部奉行より追放に処せられ、同九年六月御赦免となり帰郷して居た十六人即ち車大膳・神楽大膳・大黒民部・八羽助之進・磯部主馬・太郎館右京・橘新左衛門・梅谷左近・浦田蔵人・木下右近・巴内蔵助・和田主計・柳源内・刀祢帶刀・岩崎所左衛門・石十之丞共は宇治二郷年寄への復役が許された。○正徳元年十二月奉行佐野豊前守の退役に依り、渡邊下総守の一人勤となつたが、同二年正月大岡能登守が相役として就任された。○同年四月幕府は評定所一座の制を定め、九月に至り更に評定所一座の三奉行・遠国奉行に対する制をも定むる御達があつた。○同年五月十七日御臺様御祈願に付、堀山城守の両宮代参があつた。○同

年十月將軍家宣が薨去され、同三年四月に至り家継の將軍宣下があつた。○支配御組頭橋本市郎左衛門重安は常憲院様御代天和二年八月桑山丹後守殿在役の節、年廿三にして父浄安の番代を仰付けられ、歴代奉行を補佐する事三十一ヶ年、今年正徳二年十一月十日役人御屋敷に於て卒去「眞雄院功譽思快重安居士」と謚号され、度会郡大湊の宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。〔御奉行所控・長楽寺過去帳〕○同五年九月山田三方会合年寄より拝借金上納の儀に付、各町年寄衆へ次の如く御触を出した。

一 御拜借御上納之儀當所御參宮人衆無数諸色高直

旁別而困窮に付来申酉年迄二ヶ年御差延被為成

下候様に當秋御奉行所江御願申上候處先月十八

月大岡能登守殿右願之段委細御老中阿部豊後守

様江被為仰上候處同廿四日被為仰出候者右願他

国之儀者御取上無之儀に候得共伊勢之儀者格別

に被為思召来申年一ヶ年御差延被為仰渡旨渡邊

下総守殿会合江被為仰渡誠に難有御事に御座候

此旨町々脇々迄可被為申聞候 以上

正徳五乙未年九月十日

山田三方 印

町年寄中

○享保元年四月將軍家継が薨去され、同年八月に至り吉宗の將軍宣下があつた。○同年九月に改められた兩宮領分に付、山田三方年寄・宇治二郷年寄より奉行所へ提出された覚書は、次の通りであつた。

一 兩宮領分

西ハ宮川中嶋口船渡場より東ハ松下村領伊介浦迄凡一里半二十町程南ハ一字郷領境より北ハ大湊海端迄凡一里半二十二町程但四十八町を一里とす

一 外宮領分

東ハ地獄谷西ハ宮川中嶋口船渡場迄凡三十町程南ハ地獄谷より北ハ大湊海端迄凡四十六町程

一 内宮領分

南ハ一字郷より北ハ地獄谷迄凡四十八町程東ハ志摩国境より西ハ鼓岳迄凡六十四町程

○同二年正月將軍吉宗の襲職始恒例に依り、兩宮へ太刀一腰及馬代黄金十枚が献上された。

○同年十一月十四日山田一志久保町より出火し、宮後西河原町・田中中世古町・下馬所前野町・岩淵町・吹上町に延焼した。類焼家屋は千二百六十軒、火元が一志孫福大夫家であつたから、世に之を一志孫福火事と称した。○同四年四月軍船の虎丸・三日月丸に修理を加へられたが、幕府は新たに山田奉行所の所屬として関船四艘・鯨船二艘を造らしめた。〔御奉行所控〕
○同年五月十日渡邊奉行は御普請役御組頭衆・与力衆・同心衆を随伴し、町々村々の巡見と同時に寺院の視察を行つた。然し寺院の視察は小寺を除き、由緒ある左記四十一字の大寺のみを一巡検分されたが、之が御奉行交替毎の先例となつた。

中 嶋 町 歸命寺・理光院

辻 久 留 町 威勝寺

二 俣 町 玄忠寺・潮音院・正法寺

浦 口 町 光照寺

上中之郷町 常勝寺・梅香寺

下中之郷町 大安寺

八日市場町 等觀寺・善導寺・三宝院

大世古町 靈巖寺

一之木領越坂 淨閑寺・欣淨寺

宮後西河原領越坂 極樂寺・明鏡寺・養草寺・天機院・崇恩寺・大信寺・淨清院

岡本町 休々庵・入門寺・如法寺・上善寺・世義寺

妙見町 壽巖院・清雲院

常明寺門前町 常明寺

岩淵領前田 光明寺・正壽院

吹上町 善光寺

河崎町 大泉寺

中寺町 善導院・十輪寺・会福寺

船江町 金剛寺

船江領越坂 曼陀羅寺・光善寺 以上

○同年十月十日山田一之木町に在る三方会合所の土蔵に盜賊が入り、新金四百三十兩と新銀二十五兩を竊取される事件があつた。○同年十月十三日去る十日の山田三方会合所土蔵破りの犯

人高向者二人・小俣者一人は同心衆に捕縛され、吟味方与力亀谷太左衛門掛改で死罪を申し付けられた。○同六年四月山田奉行所所属の関船・鯨船新造に付、外宮神官に依て其の祈禱が行はれた。○同年五月軍船孔雀丸は老朽の故を以て、現役より離れる事になった。(御奉行所控・御役所旧記)○同七年二月渡辺奉行は全神領民に対し、左記目録の書籍所持する者は早速奉行所へ差し出す様、山田三方会合所・宇治二郷会合所を通じ命令された。

新国史

本朝世記

寛平御記

本朝月令

延喜御記

律集解

令

律

令抄

弘仁記

貞観記

令集解

法曹類林

官政録

風土記

類集国史

類集三代格

以上

○同年十月十一日芝居抱の金子出入の儀に付、奉行所より申渡があり、山田三方は各町年寄へ次の如き御触を出した。

一 惣而芝居抱候金子出入之儀者御取上被為遊間敷旨

從御屋敷被為仰出候間出入に成候儀出来仕候者互

に了簡を替相濟候様に可仕候此旨町々脇々之者共

迄可被為申觸候 以上

享保七_{壬寅}年十月十一日

山田三方 印

町年寄中

○同八年四月廿日渡邊奉行は兩宮の宮中制度に付、総べて一祢宜の命に依らしむと申し渡された。○同年五月山田三方年寄廿四家より外宮宮域内に、杉苗四千七百本を献植した。之は去る三年五月の一万本献植計画に基いたものであつた。又此の年の七月外宮高宮拝殿の後方より奇石が出た。長さ二尺余、巾九尺余、其の重さ常に倍して叩けば金音があり、衆人怪んで金石と称したが、此の噂四方に拡まり、見る者群を成す有様であつたから、長官松垣貞命（註||支配御組頭橋本市郎左衛門重安の外祖父に当る）之を制して神庫に納められた。○同年六月十日肥前の長崎奉行石河三左衛門政郷は、御老中支配の大御目付に役替仰付けられ江戸参府の途中、山田奉行所へ立ち寄り、渡邊奉行・支配御組頭牧野傳四郎・横井弥兵衛等と共に兩宮へ参拝された。〔御奉行所控〕○同年七月十日外宮長官松垣貞命は長官執印早々、出入の山田上中之郷西世古の曆師中北彦平より、借金返済の件で奉行所へ訴へられたが、渡邊奉行之を裁断して「相對濟し令」の幕府法に基き示談解決を申し付けた。結局彦平は長官側より「勝手元不如意」の故を

以て返済されず、其の上出入をも差し止められた。○同年十一月十日奉行所より両会合所へ町
在火消請取の指令あり、山田三方年寄は、次の如く各町年寄衆へ通達された。〔御役所旧記〕

町在火消請取之事

一 今度十一月より正月迄三ヶ月間町在出火之節宇治側

牛谷者三十人山田側拜田者五十人相定右之人数早速

掛ケ付相働様に從御屋敷被為仰付若人数不足之節者

宇治側に而谷垣外関伽井垣外山田側に而中崎小柳松

垣外且過八軒屋相加候事被為仰付候間町々火消江茂

此旨相心得候様に御申付可有之候 以上

享保八癸卯年十一月十日

山田三方 印

町年寄中

○同十年五月渡邊奉行は両宮神宮家・同会合年寄師職家・同町年寄師職家を奉行所に招致し、
自今以後衣服・調度・饗膳・礼物等の華美を禁止する様堅く申し渡された。○同年九月師職代
官の檀所廻りの時、賦残りの曆を売る事が禁止された。又此の年宇治・山田の人別改帳が始め

られた。○神領一般庶民の史書の一つ、度会寛居著の〔神都春秋〕に「此の渡邊奉行は在役中、神宮家や三方家と親しくし、屢々其の饗應を受けて華美に亘り、新羽書四千両発行の事を聴して後の憂を為した」とあるが、同奉行は宝暦五年より享保十一年迄約十九ケ年に及ぶ在役で、其の間饗應を受けた事、新羽書四千両発行を許した事等に就いては、奉行所の関係書類中何一つ見当らないのである。之は後述する元文元年六月第廿一代の御奉行堀對馬守の時代であり、其の用人樋口五右衛門・伊藤作右衛門兩人の仕業であつた。茲に於て如何に一般庶民に依る史書の杜撰さが、はつきりと分るだらう。渡邊奉行は幕府の信任殊の外厚く、又自らが全神領民に対し、奢侈・贅澤を戒めた程であり、其の冒瀆は甚しいものと云はねばならぬ。同奉行は神領奉行としての責務を十二分に果し、享保十一年八月七日御召ありて参府、若年寄支配の御持弓頭へ役替仰付けられ、元文二年六月廿九日江戸御表に於て卒去された。

一八 大岡能登守忠相

家紋 鞠挾
自正徳二年至同六年
知行 二千石

初め忠右衛門後に能登守又は越前守を称した。○正徳二年正月廿一日御老中支配の御目付よ

り山田奉行任補の内命があり、同二年四月十三日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年四月十三日着任早々両宮神宮家・同会合年寄・同町年寄を奉行所へ招致し、綱紀肅清の厳しい申渡をされたが、其の中に次の如き趣も見えて居る。

一 両神宮年寄三方能和合之上第一神風之正道可被立者
就中各自所作之根本と存候然共從中興其大元被致失
念風見聞笑止に存候惣而両神宮両会合各分格之筋目
被立兎角無譯我意而已從前々不宜及聞為不似合風俗
亦笑止之事に候到底其元被再興両神宮両会合平生心
好本意以申合候得者各始師職惣中其外町在共末々迄
寛可被為成候假雖為舊例筋無之儀者被相改華奢之筋
者意見相加不如意之面々者了簡相加多借出入等無之
様可被慎候

一 神宮年寄之間柄双方不甚宜様子被相見重々笑止に存
候各分格有之候得共一元之儀に候得者能被申合太神

宮江可為御奉公專一之處其儀者次に被致多ハ我意而
已被立事対神慮無勿体事に候此趣思案可有之事に候

且又各自之為歟と存候

一 惣組之者共不及申日々町廻之者共賄賂仕間敷候自今

不都合之輩有之ハ町在より会合江会合より早速役所

江可被申若他より聞候ハ、其處之輩可為曲事候

○同四年四月十三日大岡奉行は外宮高宮拜殿より御鏡大小都て廿四枚、之を盗んだ者之を宿した者共に死罪とした。其の模様を喜早清在著の「茶物語」より摘載しよう。

高宮拜殿に懸る御鏡大小都而廿四枚を、旧離帳に付きたる一之木町之平左衛門と云ふ者盗み取りて、正徳四年十一月廿六日浦口町に而捕へられ、同五年十二月十日平左衛門が妻は追放なり。平左衛門が宿なりし浦口町孫兵衛茂共に死刑に處せられ、其御鏡を皆買藏したる堤世古町古金屋長八が手代六兵衛は流刑に而、同年十二年十五日大坂役所迄送らる。長八茂数日手鎖に而拜田牢舎なり。其御鏡は小林御役所より神宮側江渡され、後に高宮物忌江渡さる。今現存する所の御鏡なり。御奉行大岡公の時なり。或は此鏡は諸方より之寄進

大社物に而、敢而神鏡に茂非るを、甚敷裁判なりと評する人あるは非なり。凡そ律之文に「盜之物者當八逆」と云ふを守り給へるなり。天下の神社に大社小社と云ふ勅詔あり而、延喜式之神名帳之旁に大之字を付けたるは此差別なり。然者伊勢二宮に過ぎたる大社は無き故に、如此嚴科に処せられたるなり。

○同五年五月渡邊・大岡兩奉行は橋奉行と造宮奉行を勤め、宇治大橋を改架し饗土橋姫神社を造宮された。○同六年二月幕府より御国廻の関九郎兵衛・片岡権兵衛・高倉弥三郎の一行参着あり。大岡奉行は支配御組頭牧野傳四郎・吟味方与力亀谷太左衛門を随伴し、騎馬にて一行と共に南伊勢一帯を検分された。○同年二月十二日大岡奉行は幕命に依り、御老中支配の御普請奉行へ役替されたが、山田奉行在勤は四ケ年、其の間さしたる事績も無く、紀州領と神領との境論解決等は勿論架空的であり、至極平凡なものであつた。

一九 黒川丹波守正増

家紋 丸に沢淳
自正徳六年至享保十一年
知行 千八百石

初め与兵衛後に丹波守を称した。○正徳六年二月十二日山田奉行任補の内命があり、同年五

月朔日初入、渡邊奉行の相役となつた。○同年四月將軍家継の薨去に依り、子良館及御田祭の奏樂を停止せしめた。○享保三年三月八日幕府より御国廻の松浦造酒之丞・山岡五郎作・渡邊左門の一行參着あり。黒川奉行は支配御組頭橋本市郎左衛門重永・横井弥兵衛時久・吟味方与力亀谷太左衛門重長を隨伴し、騎馬にて一行と共に、伊勢・志摩一帯を檢分された。〔御奉行所控〕○同年四月山田三方年寄廿四家は奉行所の認許を経て、外宮宮域内に杉苗一万本を献植された。○同年十月山田宮後西河原町の外宮作所三頭の藤井大助は、古市町「うさみや」の抱女郎を身請した事で、黒川奉行より「うさみや」と同様「追放・闕所」を申し付けられた。之に付山田三方年寄は、次の如く町年寄衆へ御触を出した。

一 惣師職之面々近年諸色高直に而神徳薄難儀

之由相聞候に付万事儉約を用相續有之様肝

要之處無左候而近世以来法外成遊興に長或

ハ遊女等を請出大分之金銀を費家職を失從

先規之旦那を賣離或ハ奉賀金等を取集夫を

遣失諸旦那之志を令空敷而惣師職之悪名を

茂令受事誠に歎敷事に候得者自今以後左様
之類不行跡之及沙汰公事訴訟申出假雖有謂
訴訟難立候條各被得其意向後相愼相續有之
様に可懸意候 以上

享保三_戊年十月廿日

山田三方 印

町年 寄中

○同四年十一月十日幕命に依て、切支丹信者の檢索は殊の外厳しく、又々次の如き高札が建てられた。(註||ばてれんとは切支丹宗の宣教師の称号であり、いるまんとは兄弟の義で切支丹信者の事)

定

一 切支丹宗門者累年御制禁たり万一不審成

るもの有之ハ申出べし

御ほうびとして

ばてれんの訴人

いるまんの訴人

銀五百枚

銀三百枚

立かへり者の訴人 同 断

同宿並宗門の訴人 銀 百枚

右之通

享保_{己亥}四年霜月

奉 行

○同五年正月渡邊・黒川両奉行は先例に依り、御船手御組頭橋本市郎左衛門重永・牧野傳四郎成元・横井弥兵衛時久・先野茂左衛門滋信・柘植平兵衛重倫・御船手与力亀谷太左衛門重長・橋本小兵衛常繁・花守角左衛門忠久等の諸僚を率ひ、御船おろし式を行つた上、軍船の虎丸・三日月丸と新造された関船・鯨船それに荷船等十余艘を加へ、鳥羽・二見・大湊・白子間に於て、全流に依る大水軍訓練の指揮を執られた。○同年二月三日尾州藩主徳川継友の両宮参拝に付、宮川船橋の入用として新金四十両二歩を両会合所へ下賜された。○同年四月廿日両宮神前に異形物の献進を禁止せしめた。○同年四月廿五日紀州藩主徳川宗直の両宮参拝があつた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同七年八月十四日大風雨あり。外宮の殿舎・御垣・樹木並月夜宮の鳥居が顛倒し、山田市中の民家倒壊も百四十二軒あつた。○同八年正月黒川奉行は山田三

方年寄・宇治二郷年寄へ、民間火消五十人宛設置する様命令した。此の年兩宮地下人に依て御木曳が行はれた。○同年二月五日葵御紋に付、奉行所より両会合所を通じ、全神領民へ次の如き申渡があつた。

申 渡

一 葵御紋御法度之事

一 葵御紋着用一切相成不申事

一 染物織物蒔絵其外之品茂諸職人皆仕間敷事

但御三家初め御紋御免之大名衆より誹ハ

格別に候

右條々違背之者急度重罪可申付者也

享保八癸卯年二月五日

黒川丹波守正増 判

内宮年寄中

山田三方中

○同年六月幕府は足高の制を定められた。○同九年正月黒川奉行は幕府の儉約令に基き、両会合年寄に対し参宮人の饗応を制限する様申し渡された。○同年正月十五日江戸城より將軍名代として、前田伊豆守の両宮参拜があつた。○同年六月幕府は御大名・御旗本・御家人に対し、衣服・調度・饗膳・礼物の華美を禁止した。○同十年正月將軍吉宗は両宮へ太刀一腰・馬代黄金十枚を奉獻し、歳厄を祈禱された。又紀州藩主徳川宗直は代参を以て、吉宗の歳厄を祈禱された。○同年二月宇治今在家に八十二戸焼失、十三戸潰破と云ふ火災があつた。○同年十月幕府より新鑄の大判を通行し、元禄大判を停廢する御達があつた。○同十一年二月廿六日黒川奉行は渡邊奉行の相役として、よく其の任を全うされたが勤務十一ヶ年、養病の爲御役御免となり、寄合を仰付けられ同十二年五月十八日江戸御表に於て卒去された。此の黒川奉行に替り保科淡路守の着任があり、渡辺奉行の相役となつた。

二〇 保科淡路守正純

家紋 並び九曜
自享保十一年至同十八年
知行 二千五百石

初め甚四郎後に淡路守を称した。○享保十一年八月七日山田奉行任補の内命があり、十一月

廿一日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年五月五日渡邊奉行が若年寄支配の御持弓頭へ役替の為、保科奉行の一人勤となつた。此の年より幕府は従来二員なりし山田奉行の定員を減じて一員と定めた。○同十二年二月幕府より御旗本・御家人の養子は、親戚又は直参の子弟に限るとの御達があつた。○同年四月保科奉行は両宮会合をして檀家配賦以外曆本の売買を禁止せしめた。○同年六月宮川の川上より川下迄、両宮の御料以外年魚を漁獲する事を禁止した。○同十三年五月七日軍船虎丸を、大湊の沖に航行し点検された。○同年五月廿日保科奉行は幕府へ上申して、大湊町民に金千八百両を下附し、長さ百五十間の波除堤を修築せしめ、其の内側を神宮御宮材の貯木場に充てられた。○同十四年五月十日大湊町民に対し、更に普請料として金三百八十両を下附された。之は去年七月八日の大風雨に依り、浜が大破に及んだが為であつた。○同年六月幕府は今年両宮式年遷宮に付、太刀・馬代を奉納された。○同年八月保科奉行は遷宮の為、新古殿の周圍に竹柵を設けた。同年九月造宮奉行を兼役、両宮新殿を竣成せられ、同月三日は内宮、六日は外宮の正遷宮が斎行された。此の時御上使として織田淡路守、遷宮奉行として保科淡路守、宮中警固として鳥羽藩主稲垣摂津守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。○同年十月奉行所より金銀貨及質物の利子に付、次の如く山田三方年寄・宇治二郷年寄

へ指令し、町々在々まで通達せしめた。

申渡

一 元祿年中金銀吹替以來米穀高直に付近年下直に相成然處借金銀並質物利金ハ前々之通に而諸人致難儀候由相聞候依之元祿十五年以前之借金銀ハ向後利金五分可為以下前々之借金銀追越致手形直借用候茂是又利金同前之事

一 只今迄之元利不相濟分ハ今度利分減少之不及沙汰事

右之趣双方相違無之様急度可相守此上返濟滞候者ハ貸元より奉行所江可相届若又右定より利金於不
下者借主可訴出事

一 新規之借金銀ハ尤相對可為次第猥に高利不可為事
右之條々急度可相守者也

享保十四己酉年十月十日

保科淡路守正純 判

内宮年寄中

山田三方中

○同十五年六月奉行所より、両宮師職家の家来を是まで代官と呼称して居たが、以後は手代と唱へ運上金は勘定金と唱ふべき旨を、両会合所へ通達された。○同年七月廿二日保科奉行参府あり。幕府は山田奉行所水主同心十人へ甲府勤番支配転役異動の内命を下したが、此の時評定所一座（註||幕府最高の政策立案機関）の席に列して居た保科奉行は、御船虎丸の修繕と二代目新造、三日月丸の修繕、関船・鯨船・荷船の新造、両太神宮の警備、伊勢湾の防備等の故を以て、御内命の儀相叶はざる旨を申し上げた。〔御奉行所控・御役所旧記〕之に対し前掲の史書〔神都春秋〕には

保科奉行在動中、今までに虎丸其の外の船が朽損の為、水主七十五人無用のものとなるべき評定ありしを、淡路守の取り成しを以て永代存続と定められた。水主共は其の恩謝として、卒去後湊築地の墓所に石碑を建立した。

とあり、「御奉行所控」や「御役所旧記」やとは全然違つてをり、殊に水主共恩謝とある供養墓碑も、実は去る寛永十八年四月、二見郷民が花房志摩守の供養墓碑を建立した趣旨と同様、大湊の百姓・漁師・町民が同奉行の大防波堤修築に深く感激し、永代其の恩徳を伝へんがため建立したものであつた。著者には斯うした無用の混乱を生ぜしめる一般庶民の史書、然も後世の妄作が多く、唯々御奉行や諸役人に対しての、誣妄としか受取れないのである。此の「神都春秋」の作者にしても「孤其恩惠恬而不知怪」で、庶民階級の彼等は常に武士階級の支配下といふコンプレックスを抱き、其の反感が底意に渋滞されて居た事は慥であつた。○同十六年四月十八日保科奉行は御船手御組頭橋本市郎左衛門・牧野傳四郎・横井弥兵衛・先野茂左衛門・柘植平兵衛、御船手与力亀谷太左衛門・橋本小兵衛・花守角左衛門・小久保傳八の諸僚を率ひ、先例の御船おろし式を行つた上、修繕された御船の虎丸・三日月丸、新造された関船・鯨船・荷船をも加へ、鳥羽・二見・大湊・白子間に於て、全流に依る大水軍訓練の指揮を執られた。〔御役所旧記・橋本重永享保辛亥備忘録〕○同十七年十月外宮の十員祢宜は連署を以て、宮域隣接の観音山蓮華院梅香寺との境論で、奉行所へ訴訟に及んだが、保科奉行之を裁断して外宮祢宜共の勘文を正当と認めた。○同十八年三月米価の高騰甚しく、山陽・西海・四国が尤

たるものであり、餓死者九十六万人に及んだ。神都も亦餓死に類する者が続出、保科奉行は幕府へ上申して其の救済に萬全を期し、次の如き指令を山田三方年寄・宇治二郷年寄へ下知された。即ち

申渡

此度從江戸表御老中方被為仰下候者當表町在飢人共鶴松浜収納金高不殘以相調置隨分致吟味可飢者に斗米高減候様に貸渡被仰下候

一 先達而被差出候宇治山田在飢人都合四千七百廿七人内七十人乞食に出候者何茂飢人之儀に候得共猶又御赦米被下候に付而者入念致吟味御赦米割渡可申事

- 一 右飢人男者一日米二合女者一合宛之積割渡可申事
- 一 割渡之仕方正直に可取斗飢者斗米行渡候様可致事
- 一 鶴松浜収納金當時有高金四百七十三両銀九匁三歩

一厘一毛此分を以不殘米相調候得者米屋共茂通例
之賣買と違右飢人共江從御公儀以御慈悲御赦被為
成下候儀に候得者米屋共茂一統に有体之米相場よ
り直段米高少に而茂増候様眞実相心得米賣可申候
御調に付俄に直段上候而後日相聞候得者急度罪科
可申付事

右之通に候間米請払飢人共江明白に割渡候方何茂遂相
談可申達將又右飢人共江御赦米之事五日十日程茂被下
候に其中或ハ親類江見次或ハ相應之働茂出来候而自分
に飢相凌申体見請候者其趣町在年寄共與得遂吟味可被
申付候將又當春茂申渡候通町在年寄月行事等弥心付右
飢人共俱々相赦不及餓死に様可被申付候猶又町在之者
宜取斗候者共に可被申達候此度從江戸表被遣候御書附
之趣別紙之通町在可被申觸者也

享保十八癸丑年三月五日

保科淡路守正純 判

内宮年寄中

山田三方中

○同十八年五月保科奉行の下知に依て、大湊の波除堤百五十間が今迄より以上強固に修補された。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年九月二十日保科奉行は勤務八ケ年、神領奉行として幾多の事績を残され、願通り御役御免となり、元文二年五月廿八日江戸御表に於て卒去された。

○大湊郷民が保科奉行の恩徳を永代に伝へんものと築地へ建立した供養墓碑の正面に「勝源院殿前淡州刺史収山義秋大居士」側面に「従五位下保科淡路守源朝臣正純」「元文二丁巳年五月念八日」と刻まれ、今猶同大湊築地（註||大湊町共同墓地）の東方片隅に安置されて居る。

一一一 堀 對馬守直生

家紋 釘貫
自享保十八年至元文三年
知行 千二百石

初め平七郎後に對馬守を称した。○享保十八年十二月十三日初入、小林奉行御屋敷に居住さ

れた。○同廿年正月兩宮地下權祢宜共より堀奉行並藤波祭主へ、毎年正月元旦參宮の時、衣冠着用の事を歎願したが許されなかつた。同廿一年三月に至り、兩宮祢宜共の抗議があり、物忌内人共の浅沓着用が禁じられた。○元文元年五月に至り幕府の金銀貨改鑄で、神領の羽書にも影響を及ぼした為、山田三方年寄・宇治二郷年寄は兩会合所引請で堀奉行へ「金銀貨改鑄引替用」として、新羽書四千兩増摺りを願ひ上げ許可される事になつた。「御奉行所控・御役所旧記」○同年六月二日羽書年行事より三方会合衆への書附に次の如く見えて居る。

覺

當地之羽書者従前々數度金銀御吹替之節羽書持主
一錢茂損料仕儀無御座候勿論此度御吹替に付而茂
子細無之候得共金子所持之藏方當分貸借茂不自由
に而才覺之筋茂難仕候惣羽書之高二万兩斗に候得
者段々は迄四千兩餘ハ引取有之候今暫金子に而之
引替ハ相止御拝借金御願茂仕其上晝夜に不限羽書
押直出来之上金子に而茂羽書に而茂引替相渡可申

候當九月中にハ相済可申候今暫金子に而引替之儀

相待只今之通無滯通用仕候様被為仰付候者誠に難

有奉存候 以上

元文元^{丙辰}年六月二日

羽書年行事 連判

三方御会合御衆中

○同二年二月幕府は質地裁判の制を定められ、奉行所へ其の通達があつた。○同年六月十三日宇治の中館・下館に約百戸を焼く火災があり、内宮の御厩も類焼した。○同三年二月堀奉行の在府中、御用人に対する収賄事件が持ち上つた。右の御用人樋口五右衛門・伊藤作右衛門兩人は、専ら神宮家・会合年寄師職家・町年寄師職家共から賄賂を貪り、之が御公儀御目付牧野傳藏の知る處となり、早速兩人は召喚吟味の上、江戸外へ追放申し付けられ、堀奉行は家臣取締怠慢の故を以て、御役罷免となり小普請組へ落された。小普請組とは三千石以下の御旗本・御家人等の役職に就かない者を編入組織したものであるが、其の中には老耄・疾病・罪科等で職を免ぜられた者もあり、夫に属すると云ふ事は、あまり名誉な事ではなかつた。此の堀奉行の罷免と同時に、山田奉行職は支配御組頭御上席の橋本市郎左衛門重永が代行仰付けられた。

〔御奉行所控・御役所旧記〕○堀奉行は家臣の収賄事件に依る小普請組より脱し得ず、宝曆八年二月廿八日江戸御表に於て卒去された。

一一一 加藤飛驒守明雅

家紋 下り藤
自元文三年至延享三年
知行 千五百石

初め弥次郎後に飛驒守を称した。○元文三年七月十一日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同四年正月十日宇治中之切町より出火し八十戸が焼失された。又同月十四日には外宮末社遙拝所より出火し外幣殿が類焼された。○同年五月六日山田三方年寄廿四家より、外宮長官松垣貞命が私に神木を伐採した件に付、奉行所へ提訴に及んだ。加藤奉行之を裁断して長官松垣貞命に「遠慮五日」を、二祢宜松木修彦に「逼塞三十日」を申し付けた。○寛保元年正月山田三方年寄と宇治二郷年寄へ、奉行所より「追放者圍置候者本人同罪家主十人組茂咎可申付事」の号令あり、早速全神領民へ嚴達された。○同年七月十九日早朝より廿二日の深夜にかけ暴風雨あり。宮川の増水三丈二尺余に及び、宮川の堤防二百十二間、鶴松浜御新田の堤防三百間は決壊され、大湊・上條・下小俣・磯の各堤防も亦大破され、溺死五十四人・流家五十九戸・潰家

九十四戸・半壊四百戸・浸水は外宮三鳥居にまで及んだ。加藤奉行は支配御組頭を始め、与力・同心を派遣、宇治領・山田領全域の治安に当らしめ、早速幕府へ上申し金五千兩余は難民救済と宮川大堤防・鶴松浜御新田大堤防の修理工事に費したが、翌二年八月五日に至り金二千兩を加へ、大湊・上條・下小俣・磯の堤防修理をも完成せしめた。〔御奉行所控・御役所旧記〕

○同元年八月廿日宮川洪水に付、山田三方より次の如き書附を奉行所へ提出した。

水入家屋之高相改差上候

中嶋 四百八十七軒之内四百廿七軒水入

辻久留 百八十一軒之内百十一軒水入

二俣 百三十八軒之内七十八軒水入

浦口 四百六十六軒之内不残水入

上中之郷 五百八十七軒之内五百三十七軒水入

下中之郷 三百三十八軒之内二百九十八軒水入

曾祢 五百廿八軒之内五百九軒水入

八日市場 四百四十一軒之内廿四軒水入

大世古 百九十四軒之内六十四軒水入

一之木 三百九十九軒之内三百四十三軒水入

一志久保 二百一十一軒之内廿四軒水入

宮後西河原 八百四十四軒之内六百五十八軒水入

田中中世古 二百三十一軒之内百九十六軒水入

下馬所前野 四百五軒之内三百八十八軒水入

岩淵 五百七十五軒之内五百六軒水入

岡本 四百四十八軒之内三百七十四軒水入

吹上 二百八十七軒之内不殘水入

河崎 七百五十九軒之内不殘水入

船江 三百九十三軒之内不殘水入

以上十二郷に而町数十九ヶ町惣家数寺共合計七千九百十三軒之内六千五百四十二軒水入千三百七十一軒水不入在々者多分不殘水入と奉存候御事

右之通相違無御座候 以上

寛保元^{辛酉}年八月廿日

山田三方印

進上御奉行所様

○同二年三月尾州藩主徳川宗勝の両宮参拝があつた。○同三年十二月山田三方は外宮師職中へ殿原階級より新たに加入する事を堅く禁止した。○延享元年三月紀州藩主徳川宗直の両宮参拝があつた。○同二年正月加藤奉行は再度山田三方年寄・宇治二郷年寄に令して、師職の檀家以外の配曆を禁止せしめた。○同年十月前將軍吉宗に替り、家重の將軍宣下があつた。○同三年正月將軍家重は襲職始恒例に依り、内宮山本大夫・外宮春木大夫を介し、両宮へ太刀一腰及馬代黄金十枚を献上された。○同年三月廿八日加藤奉行は勤務九ヶ年、在役中江戸御表に於て卒去された。

二三 堀伊賀守利庸

家紋 三つ亀甲
自延享三年至寛延四年
知行 二千五百石

初め兵部後に伊賀守を称した。○延享三年四月十二日山田奉行任補の内命があり、同年九月八日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年四月三日宇治館町より出火し、宇治橋・山神

社・鳥居其の他家九十戸が焼失された。○同三年九月十日、去る寛文中桑山奉行が御役所の南方へ一亭を造り、時々遊行眺望の所とせられたが、其の後百余年の間、其の志を継ぐ御奉行は無く、蜘蛛掛り塵芥積るが儘であつた。堀奉行は初入早々、是を歎見して再興せられ、次の如き一篇の語を綴つて無窮に伝へた。即ち

延享三丙寅季秋宰干勢陽之山田宦舎之傍在亭子昔年桑山氏

所築云層嶽近時清江長繞一望千里景色萬象眞壯觀哉而未有

名亭矣竊謂山川之勝状者止悅目適趣耳未足取以名此而致思

焉先正有言一命之士苟存心於愛物於人必有所濟夫宰干土着

者可不是之思哉因以存愛名焉扁而揚之以自警云堀利庸識

○同四年正月十日山田八日市場町の外宮師職福島大治郎家に土佐光信筆の保元軍画卷物あり。

前將軍吉宗の臺命に依て、堀奉行は大治郎を随伴参府し上覽に供された。〔神都雜事記〕○同

年正月両宮師職が神樂道者を古市中之地蔵町の茶屋にて饗應する事を禁じた。○同年二月来る

べき御遷宮に当り、外宮長官松木智彦より玉串御門の再興を、又内宮長官蘭田守敬より南冠木

鳥居・北冠木鳥居・東冠木鳥居の再興を堀奉行へ請願した。○寛延元年二月幕府より農・工・

商の土地讓与並授受の制度改正あり、其の旨奉行所へ通達があつた。○同年三月廿日山田三方は堀奉行へ十間余残存して居る宮川浅間堤を、八十五間余に延ばす大修築を請願し、山田領十二郷より貫錢を集め、又平師職・殿原・仲間の人数を定め、人足として普請工事に従事させたが、此の浅間堤は本流の東寄りの曲角にあり、水先が殊の外強く当るため、一杵・二杵・三杵と云ふ護岸工事を施し、高さ三間、長さ八十五間、根張二十二間、馬踏三間から五間と、従来より以上堅固に修築された。堀奉行は幕府へ上申し、鶴松金と三方預金の内より金五百兩を其の費用に充たさせ、工事中は萬遺漏無き様絶えず支配御組頭衆を始め、与力衆・同心衆が檢分し指揮監督されたのであつた。〔御奉行所控・御役所旧記・神都雜事記〕現在此の浅間堤上に、大正四年九月第五支会の建立した「浅間堤人柱松井孫右衛門石像」の碑誌に

宮川為流一旦淋瀝為沴則決堤沒田中野有松井孫右衛門者憂之自埋身于堤中以鎮之俗所謂人柱是也実寛永十年八月廿五日也後人作石像以祀之而蔓草沒地其境漸就荒本會員等憂之刈蕪除穢且造台石以安像焉將以歲時奉祀使世之徒厚冗而不顧之有促猛省云

大正四年九月

第五支会

とあり。私見するに先づ之は幕末の安政・萬延年中に、郷民が長柄橋人柱を横し作り上げた伝

説である事を明言して置く。此の碑誌に依れば孫右衛門は寛永十年八月廿五日浅間堤の人柱となり、其の日を没年月日として居る。而し〔御奉行所控〕や〔神領変異記〕の古文書を見ても、寛永十年に宮川大洪水並浅間堤修築の記録は無く、又必ず提出せねばならぬ人柱所謂自殺に該当する死亡届が、奉行所・三方会合所・町年寄中にも無く、年号にしても彼孫右衛門は元文より寛延へかけ、山田浦口町外宮師職来田監物の手代を勤めてをり、又寛永を寛延に置き替えた所で寛延は三年迄であつた。戦国時代であればともかく、江戸時代に於て自殺又は之に類する人柱等は元より御法度、誠に時代錯誤も甚しい神領に相応しからぬ愚作と云はねばならぬ。

○伊勢両宮は古来変死・病死等死穢を忌みた所であるが、死者に縁深き僧尼法躰の輩は、極めて忌み嫌はれたものであつた。何時の頃よりか彼等の為にも遙拝所が設けられ、内宮では風宮の上手、河を隔て、大宮を望む所、外宮では御池の向岸、之も遠く正殿を望む所にあつた。然るに法躰禁制の綱紀が次第に弛み初めて来た為、堀奉行は寛延元年八月十日山田三方年寄と宇治二郷年寄へ次の如く申し渡された。〔御奉行所控・神都雑事記〕

申渡

一 於両宮僧尼山伏法躰之輩者拜所定有之御宮近辺

江不罷越儀者從往古式法に候然處六月九月十二
月夜中祭礼之節群集之内右之輩相交御宮近辺江
参刺内院迄茂参候様相見候に付両宮長官に相尋
候處大勢之内相交候故制止候事茂難成其通致置
候何卒右之輩御宮近辺江不罷越様致度由申候向
後三祭之節右之輩者相定場所に而致拜礼内院者
勿論御宮近辺茂不相成候様可相心得候從他所参
輩茂其宿々に而令申聞候様可致候

右之通可被相心得者也

寛延元戊辰年八月十日

堀 伊賀守利庸 判

内宮年寄中

山田三方中

○同元年九月十五日内宮祢宜十員連署を以て、每遷宮の撤下古御船代を田宮寺へ送らず、爾来

宮中に納置せむ事を奉行所へ請願した。○同二年七月速懸はやかけ（註＝葬儀）は夜中に行ふ様奉行所より命令された。速懸は早馳とも称し、現代墓所まで提灯を立てるは此の時の遺風である。○同年九月一日は内宮、同月四日は外宮の式年正遷宮があり、御上使として畠山民部大輔、遷宮奉行として堀伊賀守、宮中警固として鳥羽藩主稻垣摂津守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。当度の御遷宮に際し去る延享四年二月堀奉行より幕府へ上申の、外宮玉串御門御扉と内宮東・南・北三基の冠木鳥居が再興された。○同三年正月廿日御老中本多正珍の一行参着あり。堀奉行は支配御組頭衆を随伴し、一行と共に騎馬にて両宮参拜の上、虎丸・孔雀丸・三日月丸の御船蔵、鶴松浜御新田大堤防・大湊大防波堤・宮川大堤防並南伊勢一帯を具さに検分された。○同四年正月元旦禁裡御師の内宮五祢宜藤波氏時より招待あり。堀奉行は御駕籠、支配御組頭橋本市郎左衛門重永・牧野傳四郎成元は騎馬にて随伴、宇治浦田町梅子の藤波邸を訪れ、庭園の巨松を觀賞して曰く「凡そ松を以て龍に比することの例古今尠からず。殊に南陽に臥龍岡あり、又諸葛孔明を臥龍と云へり。頃日東武に一梅樹ありて臥龍を誇稱すれど、迎も當家の老松の佳なるには及ばし。実に臥龍の文字は古事來歴ありて趣味も亦深からむ」と御奉行自ら「臥龍」と命名し、次の如く一首を詠まれた。〔御奉行所控・御役所旧記・藤波家文書〕

寄臥龍松倭歌

從五位下伊賀守

藤原朝臣利庸

ゆくすえの友とそたのむ

庭の松幾代ふるかけ

若かへ流良牟

寛延四年元旦

於内宮藤波邸書院被讀

○同年三月朝熊金剛證寺の縁起開帳に、神号の冒称するを堅く禁じた。○同四年六月前將軍吉宗が薨去された。○同年七月廿三日学問該博にして政道厳正を極めた堀奉行は勤務五ケ年、願通り御役御免となり、明和四年七月廿三日江戸御表に於て卒去された。

二四 水野甲斐守忠福

家紋 丸に抱沢浮
自寛延四年至宝曆十一年
知行 二千三百石

初め左門後に甲斐守を称した。○寛延四年八月十九日山田奉行任補の内命があり、宝暦元年

十二月四日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○例の〔神都春秋〕の作者は此の水野奉行に
対し「文盲不才・政道不直」といふ酷評を以てして居るが、事實は其の反対で前奉行堀伊賀守
に劣らぬ「学問該博・政道厳正」といふ名奉行であつた。さればこそ幕府の信任殊の外厚く、
十一ヶ年もの相当長い期間に亘り在役されたのであつた。概して、著者には両宮会合年寄徒輩
の、かうした作品が後世に発表されたものゝ、前述の渡邊下総守や保科淡路守やと同様、其の
杜撰さが目にちらつき忿懣を禁じ得ないのである。水野奉行が如何に学問該博であつたか、如
何に政道厳正であつたかは、以下に示す年次の事績を見ても分るだらう。○同宝暦元年六月前
將軍吉宗が薨去された。○同年十二月十日山田中島小川町より出火し、辻久留町に延焼七十九
戸を焼失、五戸を潰破した。○同二年正月將軍家重歳厄に付、徳川家治は内宮山本大夫・外宮
春木大夫の両師職を介して、白銀及太刀を奉納された。○同年正月廿日御老中松平武元の一
行参着あり。水野奉行は支配御組頭衆を随伴し、一行と共に騎馬にて両宮参拜の上、鶴松浜御新
田の大堤防の修築、大湊大防波堤並宮川大堤防等を具さに検分された。○同年二月五日奉行所
より御鉄炮拝借の御達があり、山田三方は

前山

七挺

久志本山

六挺

上部山

四挺

中田山	二挺	上部左近山	二挺	松本山	一挺
通村	一挺	黒瀬山	一挺	二見西村	一挺
莊村	一挺				

以上廿六挺を毎年二月より十月まで御拝借を願ひ上げ、其の御許しがあつた。○同年八月廿八日宇治浦田町の二見左兵衛は内宮地下権祢宜家であるが、奉行所へ召喚され、宇治土公姓に依る猿田彦大神の神孫冒称に付糺問があつた。水野奉行は「内宮の二見左兵衛家は荒木田・宇治土公両姓を用ひ、外宮二見舎人家は度会・宇治土公両姓を用ひ、両二見家共に遠祖は同系である」を説き、自今以後内宮に於て神孫冒称の禁止を堅く申し付けた。寛永より寛文へかけ山田曾祢町に外宮地下権祢宜の二見舎人忠倚があり、歴代度会姓を併称して居たが、正徳五年九月外宮長官松垣常有の男、此の二見家へ養子して「二見主馬宇治土公忠雄」を称し、後「権祢宜松垣主馬従五位上度会貞雄」と改め神宮家となつた。元禄十四年九月六日の「内宮正権祢宜職掌人名交名帳」に「宇治浦田二見左兵衛定泰之男、権祢宜従五位下宇治土公定敬」が見えて居る。然して山田曾祢町二見舎人家は忠雄の松垣家復歸に依り廃絶されたが、元和九年正月より延宝五年十二月まで約五十五ケ年間、山田岡本町に居住し、同六年正月に至り宇治浦田町へ転

徙した二見家があり、二見舎人家や二見左兵衛家やとの同族関係でもあるのか、今後の研究課題として置かう。明治三年九月に至り、太政官布告で所謂「明治新姓」の自由が与へられた。

此の時期に於て我々郷土史家は、町人や百姓やの成り上り者が、同姓を呼称し又は改姓した事を幸いに、全く無縁の名家の系図や其の墓地までも手に入れ、当主然と偽承して居る事実を忘れてはならない。(註) 壬申、戸籍を見ても分るように、明治御一新となり、それ迄苗字を持つ事の許され

なかつた、一志郡・飯南郡・多気郡・度会郡在住の町人・百姓共は〔北畠国司家臣録〕の中より適当な姓氏を撰び、それを呼称する者が相当数に及んだ。宇治浦田町に二見貞幹といふ者あり。其の二代貞幹

は思ふ所ありて大正六年三月改姓願を提出し「宇治土公」姓に改めた。畢竟それは当時「神さん屋」と称されて居た同家が、自祭する猿田彦大神の御守札配布に、便ならんが為であつたらう。現当主も亦宇治土公姓を称し、明治十一年八月比較的新しく創建された無格社猿田彦神社の経営に没頭して居る。伊勢の鈴鹿山麓に伊勢一之宮椿神社があり「土公神」所謂猿田彦大神を御祀りして居るが、此の方は伊勢皇太神宮や伊勢豊受太神宮やと並び称された、日本最古の神社であるといふ事を附記して置く。○同宝暦三年十月水野奉行は山田三方会合と宇治二郷会合へ、従来の火災報知に用ひた法螺貝を廃し、火見櫓を建て警鐘を設けせしめた。宇治二郷会

合への申渡は次の通りで、山田三方会合も同様であつた。

申 渡

一 當所に従古来火之見所無之出火之節人数寄集候
為火之見櫓相調申度旨両会合より願出候に付其
趣江戸表江相伺候處伺之通下知相濟依之宇治山
田に壹ヶ所宛火之見所相調候様申付番人差置方
等茂申渡候右櫓造立入用並已来修復等差加候節
之入用其外番人賃等右火之見所に拘候入用之儀
者此度江戸表御下知を以新規に申付候儀に而是
迄之諸入用割とハ違人々火之用心之為第一之儀
に候然處神宮權任並慶光院之儀者古格諸割合差
出不来候段相願候得共前條之通外々之諸割合と
ハ別段之事に而諸役御免之儀に不拘事に而候間
宇治町在一統に右火之見所一件入用之分ハ割合

差出可申候

右之通可被相心得者也

宝曆三癸酉年十月六日

水野甲斐守忠福 判

宇治年寄中

○同年十一月廿五日山田岩淵町道場世古より出火し、松木・箕曲に延焼百六十六戸を焼き、河辺大宮司邸も類焼された。○同四年正月水野奉行は神領の火災發生の多きに鑑み、山田三方会合・宇治二郷会合に対し、各町々火消の組織をより以上に強め、又現場の混乱を防ぐ為まとい纏を用意せしめて、出火と同時に持ち出す事を嚴達した。○同五年正月先例に依り御船おろし式を行つた上、関船・荷船の点検があつた。○同年五月山田三方会合・宇治二郷会合の引請で、三十人前千五百兩の羽書発行の請願があり、水野奉行之を許した。○同年九月十五日神嘗祭例幣使の参向あり。水野奉行は幕命に依り、其の警固として御用人一人・与力一騎・同心五人を差し向けたが、例幣使宿泊の山田中中世古町の外宮師職伊鶴重郎右衛門邸内に於て、例幣使の附從役人と会釈問題に絡む悶着が起つた。例幣使一行は帰京後も忿懣遣る方なく、之を京都町奉

行所へ提訴に及んだが為、京都町奉行より幕府へ上申、幕府は一年有余も経過した翌六年十月廿日に至り、漸く重い腰を上げて裁断、水野奉行以下警固役人七人に対し、然も形式的に「慎五日」を申し渡されたのみで一件落着となつた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年正月御老中西尾忠尚の一行參着あり。水野奉行は支配御組頭衆を隨伴し、一行と共に騎馬にて両宮參拜の上、鶴松浜御新田・大湊大防波堤・宮川大堤防等を具さに検分された。○同年三月五日山田三方会合年寄・宇治二郷会合年寄を奉行所へ招致し、町在・寺社の普請並修繕の儀に付、絵図面と相違無き様次の如き申渡があつた。

申渡

- 一 町在寺社普請並修復之儀願出絵図之通指免出来候砌見分之上絵図與相違候茂折に有之不届之事に候以来絵図與相違之儀於有之者當人者不及申其所年寄迄急度曲事可申付事
- 一 借屋舗之事證文等不取滞儀及出入茂有之候證文等於無之者不及沙汰事に候間以来入念證文

取置可申事

但借家之儀茂可為同前事

一 跡式讓狀之儀者兼而親類江茂申聞致加印可差

置事に候勿論年寄以上之者相互に可申届置其

以下之者其所之年寄組合江茂兼而相届可置事

但親類等無之者町内年寄迄兼而遺狀之通相

届置可申事

右之通可相心得候此度相觸之以前之儀者是迄之格
を以吟味之上及裁許候條此旨町在に可被相觸者也

宝曆六丙子年三月五日

水野甲斐守忠福 判

宇治年寄中

山田三方中

○同年六月十二日奉行所より米価高騰の故を以て、米商の密蔵を嚴禁し、若し違背の者あらば

早速捕縛し、重罪を科する旨山方三方会合・宇治二郷会合へ通達された。○同七年正月二日深夜山田船江町より出火し、四十戸が焼失した。○同八年正月十日江戸城より將軍家重の御名代として、吉良左京大夫が武運長久の爲両宮へ参拜された。十八日山田へ着、奉行所より先例に依て支配御組頭衆・与力衆・同心衆が派遣され、町々在々の警戒を嚴重にし、一般庶民に対しては諸事無礼無き様下座の注意を促した。宿泊は外宮春木大夫・内宮山本大夫であり、水野奉行は御機嫌伺として支配御組頭橋本市郎左衛門重永を随伴参邸し、両宮参拜には御名代と共に着服衣冠、本宮瑞垣御門前で御供を供進された。此の時御名代より春木・山本両大夫を通じ、太刀一腰・馬代等の献納があつた。○同年七月一條前関白は竹内流の神道聴聞の不可を天皇に強請し、京都所司代の糺問に依て徳大寺公城・正親町三條公積以下竹内式部門人二十余人を處罰し、翌九年五月六日に至り、竹内式部は京都外へ追放された。追放の罪科をうけた式部は伊勢の宇治へ逃れ、鶉飼又大夫方に寄宿する事となつたが、其の間水野奉行は幕命に依り隱密御組同心豊永角兵衛を放ち罪人竹内式部の挙動を監視せしめた。結局明和四年三月廿四日時の奉行依田肥前守に依り捕縛されたが〔神都雜事記〕は次の如く報じて居る。

京都ニ竹内式部ト云者アリテ儒学ニ老タリ堂上方ニ出入テ神書軍学弓馬之道ヲ講ズ此事関

東ニ聞ヘヨカラザル筋アリ公家ハ近国江配流式部ハ数国御構ニ而追放之者ナリ所縁アリテ
宝曆九年五月之中頃ヨリ宇治ニ住シ名ヲ羞斎ト改ム明和之初頃藤波祭主ハ右式部カ居住之
由ヲ聞テ九月例幣使之節「式部ハ伊勢之国茂御構之内也住サスベキ者ニアラス」ト云レシ
ガ差シテ制事ニハ構ハザレド茂外ナラヌ事故世話人蓬萊雅樂岩井田左京此由ヲ式部ニ申聞
セ宇治ヲ出シタリ松坂大口之辺ニ假住シ一兩年ハ過ギテ子ヲ宇治ニ住セン事ヲ計リ又宇治
ニ来リテ鵜飼又大夫方ニ寄宿セシガ其頃江戸ニ山縣大貳ト云者公儀江対シヨカラザル筋ア
リ一説古之由井正雪ガ時之由ト風聞セリ此大貳ト式部合躰ナレバ明和四年三月廿四日御奉
行依田公之下知ニ依リ與力一騎同心五人江戸寺社奉行松平周防守組同心茂相加里宇治ニ而
捕ヘ山田八日市場町扇子屋弥兵衛方に止宿シ是ヨリ式部ヲ軍雞籠ニ入テ召連レタリ八日市
場町ヨリ見送リトシテ郷使火消兩人宮川渡迄附添ヒ宇治ニ而ハ世話人浜田勘大夫的場兵大
夫ナリ宿之鵜飼又大夫ハ御咎アリテ小林御役所ヨリ逼塞五十日ヲ申付ケラル其後江戸ニ而
御吟味之上大貳ガ黨ハ死罪遠島追放トナリ式部ハ八丈島江流シ者トナリ宇治之掛合之數人
ハ何事茂ナク済ミタリ

○同九年の冬、山田に於て出火数十度に及ぶ。水野奉行は山田上中之郷町の外宮師職松室主馬

を犯人と割り出し、拜田の揚屋へ入牢申し付けた。放火は火罪といふが、其の模様を同じく〔神都雜事記〕に依て見る事としよう。

宝曆九年之冬出火数十度に及べり差シテ大火ト茂ナラズ只付火之如ク一夜ニ両三度茂アリ公所ヨリ種々ト吟味アレド茂知レズ怪敷ハ其火ニ上中之郷町之松室主馬ヲ見ル事毎度也則召捕リ吟味アルニ此者ニ相違ナシ然共人之財宝等ヲ盗ム様茂ナク兎角戯之如シ暫ハ拜田之揚屋ニアリタルガ可為火罪之處御奉行水野公ハ格別之御慈悲ヲ以テ「追放・闕所」ヲ申付ケラル此人至而醜キ面躰也異名ヲ馬之クツト云フ上中之郷町之師職松室長門之別家ニ而居宅ハ同町西世古之入口也

○同十年七月將軍家重に替り、家治の將軍宣下があつた。○同年七月廿日暴雨あり。内宮北御門の大杉雷火を起して三日三晩燃え続く。此の時、奉行所より神宮警固の爲、支配御組頭一人（騎馬）与力五騎・同心廿五人が派遣された。○同十一年九月十一日水野奉行は勤務十一ヶ年、よく幕命を奉じて其の任を全うされたが、願通り御役御免となり、明和二年七月十七日江戸御表に於て卒去された。

二五 大岡美濃守忠移

家紋 丸に瑞籬
自宝曆十一年至同十三年
知行 二千三百石

初め吉次郎後に美濃守を称し、第十八代奉行大岡能登守忠相の同族であつた。○宝曆十一年九月廿八日山田奉行任補の内命があり、同年十二月廿六日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十二月廿六日大岡奉行就任早々奉行所より「今度大岡吉次郎様山田奉行として御就任に付、吉次郎と申す名の者あれば、早速改名する様町々在々へ申し渡せ」との御達があつた。御奉行権勢の一端が窺はれよう。○同年十二月三十日空米相場を禁じた。○同十二年正月徳川斎明は両宮へ米三万俵を寄進された。○同年二月廿一日宇治の子富三右衛門方より出火し、民家六十三戸・内宮御厩・斎館・北板垣が類焼、此の時奉行所より支配御組頭二人（騎馬）・与力三騎・同心十五人が神宮警固の為派遣された。○同年七月桃園天皇崩御諒闇に付、例幣が延引された。○同年八月二日前支配御組頭橋本市郎左衛門重安の嫡男支配御組頭橋本市郎左衛門重永が役人御屋敷に於て卒去「眞光院大譽道雲重永居士」と諡号され、度会郡大湊宝聚山如法院長樂寺境内に葬られた。○同年九月十六日暴雨にて五十鈴川洪水あり。大場茶屋・風宮・末社等流潰し、町家は尽く浸水、此時大岡奉行は神宮警固の為、与力衆・同心衆を出動させた。（御

奉行所控・御役所旧記〕○同十三年二月両宮の御木曳があり、各町の催し物・揃ひ衣等依然として、華やかに遂行さるゝ形勢の爲、両会合所は内々此の由を奉行所へ伺うた処、其の結果は次の如きものであつた。

一 今度御木曳に付従町々作物子共躍之儀

美濃守様江者被仰上無之候得共御用人

中談合有之候處町々用意茂致候儀と被

存候間表向見而不見振仕候様と之御事

此方茂左様致居候間左様可相心得候

○同年五月十九日大岡奉行は勤務三ヶ年、御老中支配の肥前長崎奉行へ転役仰付けられ、同十
四年六月十二日同奉行役邸に於て卒去された。

二六 依田肥前守恒信

家紋 丸に三つ蝶
自宝曆十三年至明和八年
知行 二千二百石

初め金十郎後に肥前守を称した。○宝曆十三年六月朔日山田奉行任補の内命があり、同年九

月廿三日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○〔神都春秋〕の作者は水野奉行同様此の依田奉行に対しても「此時奸曲邪慾之徒輩、奉行役宅江出入となり、毎時密に告げ訴へ、神境之古法廢れて両会合所は不用之物なり。専ら悪説盛んとなり貪慾賄賂之沙汰而已悲しい哉」と相變らず悪口雑言の限りを投げ付けて居るが、此の作者は奉行所を御奉行一個人の私物と見做し、其の背後に目を光らす將軍家直臣の支配御組頭や与力や同心やの存在を忘れ、將又御老中や御目付やの存在をも忘れてをり、他愛の無い事此の上無しである。元来〔神都春秋〕は世道人心の動揺惑乱の最中、而も長袖が作り上げた幕末の史書であり、我々郷土史家には杜撰極まる俗書の一つとして居る。昭和四年一月廿日発行の〔宇治山田市史〕が眞偽を質さず、此の〔神都春秋〕の一本のみに依存し、全面的に採り入れた事は遺憾の極みと云はねばならぬ。幕府の信任殊の外厚い依田奉行が、果して不良奉行であつたか否かは、以下に示す事績を探つて往けば自らに解ける事だらう。○同宝曆十三年十月依田奉行は内宮御厩を造替された。○明和元年正月先例に依り御船おろし式が行はれた。○同年八月八日奉行所より六・九・十二月の三祭礼兩日は、町々在々に至るまで、提灯や掛行灯を出す事が許された。○同年十二月十日奉行所より両会合所へ神領民保健の為、御種人蔘売り弘めの号令があつた。○同年十二月十七日夜、山田

中野町の奥井勘兵衛方より出火し、猛火は岡本町の小田橋まで及んだ。此の時依田奉行(騎馬)を始め、支配御組頭五人(騎馬)与力五騎・同心七十人が出動し、神宮の警固、民衆の治安、各町火消役人の指揮に当り萬全の態勢を執つた。依田奉行は早速幕府へも上申し、救恤を仰いだ処、幕府は先例に依り金三千三百廿七兩を御貸し下され救済と復興に勤めしめた。此の大火の模様を〔火災事略〕より摘載する事にしよう。

明和元年十二月十七日夜、山田中野より出火し、同町・辻・二俣・堤世古・浦口・上中之郷・西世古・下中之郷・長世古・上之久保・八日市場・曾祢・大世古・一志久保・館・宮後西河原・田中中世古・丸辻・前野・岩淵・箕曲・岡本の各町を焼き、十九日夜明に至り漸く鎮火す。焼失家屋千九百三十戸・土蔵百十一所也。先例の趣を以て焼亡之輩江拜借金を願奉る。翌二年二月願之趣御聞濟也。同年六月廿三日大坂御藏にて請取奉る。惣金高三千三百廿七兩、永三百廿文、此内金三十兩は大宮司、金八十兩は祢宜四人、金四十兩は権官八人、金百兩は春木大夫、金六十六兩二步宛は三方十一軒也。返納之次第は明和三年_{丙戌}より安永四年_{乙未}迄十年に返上す。一ヶ年分三方は金六兩と九匁七分、町家は一軒に付金一兩と七匁宛也。

又〔神都雜事記〕には次の如く見えて居る。

明和元年十二月十七日夜八ツ時中野ヨリ出火奥井勘兵衛堀看商人ニ而
富メル者ナリ火元ニ而辻両側焼二
俣浦口山名焼法住院殘筋向橋焼橋村才右衛門家橋村久大夫家殘上中之郷焼阿弥陀寺殘下中
之郷焼上之久保焼松尾長左衛門家限八日市場焼大主源左衛門家殘大世古南側焼一志久保両
側焼下之久保焼石丸喜大夫家限並木宮後横宮後焼月讀宮御安全曲物屋兵藏限藤之木西河原
四ツ谷焼堤右衛門家龜田八郎右衛門家久志本八神主家殘館焼豊川之内御安全田中中世古焼
春木大夫家並長屋殘下馬所前野堀切焼一鳥居之五軒殘岩淵両側焼久保倉大夫家殘箕曲社ニ
而火留岡本焼宮崎文庫殘小田橋ニ而火留橋別條無御奉行依田公ハ火元奥井勘兵衛焼死ニ付
養子勘藏其焼死ヲ不知トテ拜田江入牢申付ラル其後勘藏ガ親ヲ連出スヲ見タル證人有リ依
而牢者御免之上元之所江住居御免ナサレ町年寄組合江茂住居成サスベシト之仰付アリタリ
右勘兵衛焼死スルニ依リ外宮領ハ三十日之觸穢内宮領ハ七日之觸穢御饌三十日止ル子良館
ト二之鳥居トニ雲形ヲ引キテ參詣人茂不通也此年春之頃ヨリ異事ナル歌流行ス

ヤレコレ勘兵衛ノ

伯父坊主

跡ガ恐イト

申シマス

強ウゴザルデ

ゴザリマス

ト唄ハレシハ出火以前之三月ニ而不審之事也

○去る十二月十七日の大火に付、外宮方神樂役人衆より三方会合へ、

一 此度出火に付御師職御類焼之方数有之候得者

御神樂執行之御差支茂可有御座奉存候に付田

中中世古町端館助十郎宅江假小屋取結申候間

御差支之御方是に而御執行被成候様從御会合

御沙汰被為成下候様奉願候 恐々謹言

明和元^甲年十二月廿五日 神樂役人連印

三方御会合御衆中

と御神樂執行の取計ひを請願したが、同二年十二月五日に至り、依田奉行は芝居興行の俗臭有

りと、端館助十郎に対し宅地内の神楽所を破却せしめた。○同明和三年正月依田奉行は両宮正員祢宜並両会合年寄を奉行所へ招致し、両宮差別先蹤を守り、自今以後新規の訴訟を停止する様堅く申し付けられた。○同年五月廿八日山田船江町より出火し、民家百十戸を焼失した。

○同四年二月山田常明寺住僧澄瑞法師は、依田奉行に請願して新地を開き、移住者を歓迎した。之が本となり常明寺門前町は古市同様、遊廓地までに発展して往つた。○同年三月廿四日依田奉行は幕命を奉じ、与力一騎・同心五人、江戸よりの寺社奉行松平周防守組同心五人も相加はり、宇治鶴飼又大夫方に於て罪人竹内式部を捕縛したが、仮吟味の上軍雞籠に入れて、寺社奉行同心附添ひ江戸へ護送された。同年八月十日裁断あり、竹内式部は八丈島へ流刑、同類の山縣大貳は斬首、藤井右門は獄門に處せられた。小幡城主織田信邦は連坐が発覚し致仕蟄居を命ぜられ、封を出羽の北畠に移された。又掛合の蓬萊雅楽・岩井田左京・浜田勘大夫・的場兵大夫は、依田奉行掛改で「無罪」となり鶴飼又大夫は「逼塞三十日」を申し付けられた。(註||第廿四代水野奉行を参照) ○同五年七月十日依田奉行は去年九月内宮神嘗祭の節、内院に参宮人案内の為、師職の高提灯を数多く持ち寄り、東宝殿の御軒端に立て並べた事に付、自今以後瑞垣御門外まではよいが、高提灯は勿論手提灯の持ち入れは宮域防火の為、堅く禁止する旨両宮宮

庁へ申し渡された。○同年七月廿一日風雨洪水で、宮川中川原口の提防十間余が決潰した為、山田三方は之が修復に付、奉行所へ請願した処、其の費用は鶴松金と三方預金の内より充当される事になつた。○同六年五月依田奉行が橋奉行を拝命した宇治大橋の改架成り、其の渡初式が挙行された。○来るべき明和六年九月の両宮の正遷宮に当り、幕府は御上使として前田伊豆守を任命した。然し内宮の異事は古殿より新殿へ、遷幸路囲ひの内に手札で御上使の供廻りを出入致すべき事であり、此の由を内宮長官井面守秀より申されたが、前田伊豆守は「先例有之哉」と尋ねた処不分明であつた為、結局は差し止める事となつた。左に前田伊豆守宛の口上書を〔神都雜事記〕より摘載しよう。

口 上 書

- 一 昨晦日伊豆守様江御機嫌御窺申上候御
御遷宮之節御内江御供廻入手札之儀
差上可申候間御人数御書附被下候様申
上候處御供廻御人数書御渡被成候出入
手札御請取被成候儀先例御書留に相見

不申候に付私共方より例書差出候様被
仰聞尤其上に而御人数書御渡被下出入
手札御請取可被下旨承知仕候依之寛延
二年畠山民部大輔殿御勤之節並享保十
四年織田淡路守殿御勤之節右手札御渡
申趣者書附差上候得共書面治定不仕候
に付留書先例之趣與得相記例書差上候
様被仰付候得共私共方に茂右手札御渡
申儀慥成書留無御座候に付重而申上候
者此出入手札之儀者急度御渡申候儀茂
無御座候間思召次第可仕旨申上候處從
古来出入手札を以御供人を召連候趣先
達而申上候に付慥成例書差上候而出入
手札御渡可申上旨被仰聞候得共慥成先

例書留私共方に無御座候旨申上候依之
不分明成儀申上候趣御不審御尤之儀奉
存候且又御大切之御儀書附迄差上候事
故為念當地御奉行依田肥前守様江茂内
々申上候得者御名代之御供廻江手札相
渡申候筋有間敷事に候得者例書之有無
に不拘差扣江候様被仰聞候に付其由を
申上候處事相糺不申儀輕々敷申上粗相
之段被仰聞御尤に御座候不調法之段御
捨被下此儀各様御聞流に被為成下候者
難有可奉存候 恐惶謹言

明和六己丑年九月二日

内宮長官 井面守秀 印

前田伊豆守様御内

肥留川金左衛門殿

田中濃治右衛門殿

〔神都雜事記〕の作者橋本内記安居は著者の高祖父であるが、此の「口上書」に対し

如此書キ認メ山本氏（註||内宮公儀御師）ニ而誇リカニ差シ出ス事春木氏（註||外宮公儀御師）ニ而茂秘スベキ物ヲ手柄之如ク人ニ見スル事ハ野卑之最タルト云フベク二士之俗物思ヒヤラル、又口上書ハ長官井面氏之家来共ヨリ差シ出シテ可ナランカ長官自身之書附ハ如何ナリ遷御之前日然茂大役物忌之内ト云フ其身上階之長官ヨリ陪臣江出スニ各様御聞流被下難有ト書クハ何事ゾヤ

と内宮長官井面守秀の不見識さをも責めて居る。○同年九月三日は内宮、同月六日は外宮の式年正遷宮なり。御上使として前田伊豆守、遷宮奉行として依田肥前守、宮中警固として鳥羽城主稲垣摂津守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。○同七年七月奉行所より税米及大豆等の換金上納に関する令が出され、十二月に至り去る宝曆十一年十二月同様、空米相場が嚴禁された。○同年十二月山田三方会合所より羽書引替改の令が出された。此の時上中之郷町に浦田清左衛門と云ふ者あり。外宮師職千賀八大夫の手代であつたが、羽書屋丹藏与大夫の羽書を贋造し、

未だ与大夫の羽書引替改もせぬうちに使用した為、忽ち発覚奉行所へ引き立てられ、甫蔵主川原に於て斬首の刑に処せられた。御奉行依田公は縁坐の定であるが、格別の御慈悲を以て、妻子に赦免を申し付け家は闕所とした。「御奉行所控・神都雜事記」○幕府は祭政一致の立前から、一般庶民に対し解放全開主義を採りつゝあつた。之に伴ひ明和八年四月八日より御蔭参が盛んとなり、各所に施行が行はれ食物や旅具やを施与し、無料の交通や宿泊やの便を与へる等の篤志があつた。其の模様を井坂徳辰の「雜纂」より拾つて見よう。

明和八年卯四月八日、山城国宇治郷より始めて御蔭参と唱へて参宮多し。誰か云ふとなく諸国に弘まり、京・大坂・山城・大和・河内・和泉・攝津・丹波・丹後・若狭・越前・越後・美濃・近江・伊賀・尾張・播磨・美作・備前・備中・備後・安藝・阿波・讃岐・伊豫・江戸・伊豆・相模・其外の国々、出羽奥州より茂追々何の訳茂無之群集す。田畑に働く者は稼ぎの儘、手習子共は顔に墨の付きたる儘、我先きにと参る程に、始め八日九日の間は二三千より五六千計宛と見へしが、夫より日々に群集して、上方より伊勢路の田畑は道路の如くになれり。日々に二万三万となり、中で茂五月十五日は凡参宮の為に宮川に入る人は二十万と云ふ。此御蔭参と申すは六七十年以前の戌の年に茂有之、今般の参詣は人

々取る物を取りあへず、不思議に思ひ立ちし参宮なれば、人々路錢の用意茂なく、仮路錢用意の人とて茂、余多の参詣旅金無之、露宿致し道中の草鞋、草履茂売切れ、京都よりやさかなる御女中茂素足に而来る茂間々あり、道中宿々の者茂様々篤志を発し施行せりとなり。

○依田奉行は明和元年大火に依る神領民の救済、同四年幕府の注意人物竹内式部の捕縛、同六年遷宮奉行として両宮式年正遷宮の遂行等勤務九ケ年、其の大役を立派に果されたが、同八年九月廿六日御召の御達ありて十月廿日御老中支配の御鎗奉行へ役替仰付けられた。

二七 松田河内守貞居

家紋二重直違い
自明和八年至安永四年
知行千百五十石

初め彦兵衛後に河内守を称した。○明和八年十月廿日山田奉行任補の内命があり、同九年二月六日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年九月十五日將軍家治の御名代として、武運長久の為吉良左京大夫の両宮参拝があつた。御代参と云へば子供迄知る其の權威は盛んなもの

であり、先例に依て奉行所より御普請役御組頭衆を始め、与力衆・同心衆が派遣され、警戒を嚴重にし一般庶民に対しては、諸事無礼無き様下座の注意を促した。宿泊は外宮の春木大夫、内宮の山本大夫であり、松田奉行は御普請役御組頭橋本市郎左衛門重居を随伴御機嫌伺として参邸し、両宮参拝には御名代と共に着服衣冠で御供を供進された。○安永元年二月十二日上野国豊岡村の百姓吾八と云ふ者外宮古殿に昇り、高欄の居玉すえたまを盗むと神宮側より訴へあり、早速同心衆が出張し取調べた處、何分狂人の事故要領を得ず、身柄を三方会合所に引き渡し国元へ戻す様申し付けた。○同年五月俳諧点取と称する賭事の勝負を堅く禁止せしめた。○同年五月十日松田奉行は御普請役御組頭衆を随伴し、宇治明王院に臨み内宮会合の公事裁きの内聞を行はれた。○同年七月奉行所より両宮長官に対し、金紋挾箱はさまばこの差止を申し付けた。○同年九月慶光院对内宮会合所の人馬一件を、松田奉行を通じ幕府へ訴訟したが、裁断の結果内宮会合所の勝訴となつた。○同二年十二月金銀兌換の制が改められた。○同四年一月廿五日御公儀御目付牧野織部の一行が当奉行所に参着あり。松田奉行へ御老中松平康福・板倉勝清・田沼意次の意向を申達し談合された。○同年二月五日山田三方会合の福井美作・久保倉但馬等の主張に依り、其の惣代足代式部弘早・榎倉軻負武雄の兩人は、御奉行松田河内守の奉行職不相応の件を寺社

奉行所に越訴した為、御奉行土岐美濃守は御目付牧野織部立会の上「御上を不恐越訴之段不届至極也」と兩人へ急度追放を申し付けた。「御奉行所控・御役所旧記」○同年三月五日松田奉行は田宮寺開帳の時、天照太神と称し兩宝童子像の掲出する事を禁止せしめた。○同年三月九日松田奉行は勤務五ケ年、賄賂政治の田沼時代、忠実に其の職務を遂行したが、皮肉にも収賄罪で御役罷免となり小普請組へ落され、天明元年三月廿六日江戸御表に於て卒去された。松田奉行の在役時は、側用人政治が本格的に展開し、御老中首座田沼主殿頭意次の陰險極まるには二千兩、目付は千兩と相場が極つてをり、御老中や若年寄に成るには、もつと多額の黄金が動いた事であつた。此の如き政治の腐敗と墮落を、特に田沼時代と指摘された事は当然であつたらう。松田奉行はさう云つた背景を知りつゝも、敢へて在役された御奉行であり、御奉行として人間、神ならぬ身の落度もあるであらう。然し其の落度を針小棒大的に発表した事に依つて、如何程当人の名譽を傷付けた事か測り知れないものがある。「神都春秋」の松田奉行に対する記事を摘載して見よう。

此人物強慾無知之野人也。宇治山田に奸曲邪智之徒、凡七十餘人に馴染み間者とし、彼等

之勸めに依て勢ある商家百六十餘人を出入とし、用金を云ひ付け私領と等しく諸賣物之運上を得んとし、少し富める者には一向見聞に不及と雖も、金子を借りむと手紙を送る。其返事の品を咎めて佗金を取り、或は夜中役所江呼寄せ、間道を通らせ、高塀を乗越えさせ、急用を頼み諾せざれば寒夜に苦しめ、夏は蚊を群らしめ後には追返する様、恰も強盜山賊之様也。或は神境に於て横死捨身之者あれば、死穢を忌みて涯分露顯せざるを要とし、其趣意を聴届け速やかに治め蔵すの古法なるに、彼之間者其事あれば得たりとして告訴し、掛合之者江は越度を巧みに拵へ、佗金として大金を貪り取る事限りなし。故に安永二年之冬、東武老中若年寄寺社奉行之每家江廿四ヶ條之密訴を上ると雖も、御聴達之沙汰なき故に、同三年九月十四日三方人兩人、町々年寄惣代四人隱密に出立して、寺社奉行土岐美濃守様江愁訴を申上げ、翌年二月美濃君此訴狀聴達難成由と差返され、首尾覚束無く御暇給はり仰天驚きに堪えざる處、同月廿日御奉書到来、奉行三日之用意に而速やかに下るべしと、火急之御召に而三月九日若年寄水野壹岐君之宅に而命令之趣、其方儀奉行職不相應之事共、罪科に仰付けらるべき處、御憐愍を以て御役召放し、小普請入閉門申付くると之御事也。古今未曾有之有様、偏に神慮の加護なるべし。

と得手勝手な事を述べて居る。先づ此の文面には「奸曲邪智之徒七十餘人を問者とし、勢のある商家百六十餘人を出入させ」とあるが、幕府の出先機関たる奉行所へ、町人や百姓や一般庶民からも侮蔑されて居た商人やが、自由に勝手に出入し、御奉行と対等に話が出来たか否か、常識で考へても分る筈である。又「夜中に奉行所へ呼び寄せ、間道を通らせ、塀を乗り越越えさせ」とあるが、奉行所の周囲は堅固な板瓦高塀と土牆を廻らし、間道等は無く此の高塀は二重に成つてをり、表門の東より北へ、裏門の南より西へかけては深濠があり、其の上夜分ともなれば、夜廻同心一人・陸尺五人が一隊となり、絶えず交替で巡視して居たから、さう簡単に侵入出来る筈はなく、若し捕縛でもされては、それこそ関所破りと同様「磔」ものであつた。又「少し富める者には、金子を借りむと手紙を送る」とあるが、奉行所では私文書や公文書やに拘はりなく、表御撰用五人・奥御撰用二人に依て嚴重に検閲され、取捨されるのが定であり、前述の如く、背後に將軍家直臣たる御旗本の御普請役御組頭七人・御譜代席の与力七騎・御抱席の同心七十五人が控えてをり、萬事が軍事的で規則正しく、御奉行の輕挙盲動等は絶体的に許されない仕組になつて居た。又「三月九日若年寄水野壹岐君之宅にて命令之趣」とあるが、本来町奉行は御老中の御支配で、若年寄には何等關係の無い事であつた。此の如く密訴や越訴

の「重追放」の罪科たる事も知らず、御奉行や奉行所の批判にしても、完全に的から外れて居るものゝ、巧妙且つ真実らしく作り上げた点には感心の至りである。又此の如き記事が若し安永年中当時であり、奉行所御役人の目に止つたならば、御上誣謗の罪科を適用され「死罪」は免れなかつたであらう。

二八 山田肥後守利壽

家紋 三つ洲浜
自安永四年至天明六年
知行 二千五百石

初め十大夫後に肥後守を称した。○安永四年三月廿日山田奉行任補の内命があり、同年七月十四日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○歴代御奉行が揃つて政道厳格・敬神崇祖の念が篤かつたように、山田奉行も亦毎日明六ッには必ず御屋敷稻荷へ参拝し、毎月一日には御普請役御組頭衆を随伴、騎馬にて両宮への参拝を欠かさなかつた。○同年八月廿日五十鈴川大洪水で、大場宮人休場・風宮橋・宇治大橋の木除木等が流失した。此の時、奉行所より神宮警固の為、与力四騎・同心廿人が派遣された。○同五年正月將軍家治の御名代として、江戸城より宮原和泉守の両宮参拝があつた。先例に依り宿泊は外宮の春木大夫、内宮の山本大夫であり、山

田奉行は御普請役御組頭牧野傳四郎成政を随伴、御機嫌伺として参邸し、両宮参拝には御名代と共に、本宮瑞垣御門前で御供を供進された。○同年三月五日山田奉行は騎馬にて御普請役御組頭衆・与力衆を随伴し、宇治今在家町の西境に聳ゆる鷲嶺を踏査され、以後御奉行交替毎に参拝・順見・踏査の先例とされた。○同年三月武勇ありて風流を嗜む山田奉行は、殊の外前山の桜花をも愛賞されたが、山田三方会合に令し、自今以後桜樹の伐採を嚴禁し、且つ年々若木を植培せしめた。○同年九月十一日山田田中中世古町の神宮家師職河崎兵部の家来世木宜と云ふ者、同町の辻嘉平治の娘シゲと相对死を為す。シゲは指殺、宜は死損じた廉に依り、拜田へ入牢申し付け吟味の上、十月十八日甫蔵主川原に於て「斬首」の刑に處した。〔御奉行所控・神都雜事記〕○同六年正月山田奉行は先例に依り、御船おろし式を行つた上、大湊・白子間に於て水軍訓練の指揮を執られた。○同年十一月両宮の千日参・百日参の石標を、宮域内に建立する事を禁止した。○同七年正月十五日山田上中之郷町の外宮師職藤田長大夫（註||甚介）は和泉流狂言師黒川一水の門弟であるが、山田奉行に召され小林御屋敷に於て「入間川」の狂言を演じた。御奉行は其の芸の巧者なるに感じ、自ら酒盃を与へていたくねぎらはれた。○同年六月去る宝曆八年七月竹内式部事件に連坐し、近国へ配流の公卿等が赦免された。○同年七月

両宮平師職の両扉門の建立を禁止し、又同時に両宮祠官・同師職の乗馬・武術の稽古する事も厳重禁止した。○同年十二月十四日將軍家治厄年に付、江戸城より中條大和守の両宮代参があり、奉行所は先例通りの警備態勢を布かれた。○同八年正月前御譜代席与力花守角左衛門忠久の孫直次郎忠友は年十五を以て御譜代席与力を仰付けられた。○從來闕所地に依て生じた資金は、両会合所に積立置き、両宮御入用の節奉行所の指図を待つて提出する定であつたが、同八年三月に至り闕所地の制度を廢し、自今以後其の代金を以て両宮の御用金とした。

両宮御用金之事

- 一 右御金之儀者安永八亥年三月御奉行山田肥後守様御参府之節両宮内に御闕所被仰付御取上に相成候
地面之年貢御公儀江相納神領之高減に相成候に付
御伺之上右地面不殘御賣拂に相成代金ハ於市引請
人申付年壹割之利足を以貸付年々右利足両会合江
請取元金ハ据置利足之分ハ勘定致置御伺之上両宮
御用に可遣旨御書を以被仰渡候 以上

○同八年十月朔日夜、神領一帶に灰が降り出し、翌二日に至り五寸計積つた事が〔神都雜事記〕に見えて居る。即ち

安永八_{己亥}年十月朔日夜亥刻ヨリ灰降り翌二日積ル事五寸計松坂ヨリ津辺ハ少シ之由也後ニ聞ケバ薩州鹿兒嶋之城下ヨリ二里計之行程ニ櫻嶋ト云所在リ之ガ焼ケタルト也伊勢ト薩摩ハ遠ク境隔ツト雖モ方角ハ近キニヤ志州南嶋ハ山田ヨリ灰之積ル事厚シト聞ケリ共ニ南へ寄ル国ニヤ

○同年十二月十日山田八日市場町の町年寄師職幸福出雲眞光（註||外宮長官松垣貞根の三男）が、禁裏御用絵符を紛失した件に付、京都町奉行より通達あり、山田奉行之を裁断して「追放・闕所」に處した。○同九年三月山田奉行は信州木曾山の御料材不足に依り、勢州大杉谷の分御料材として、用ふべき事を両宮長官へ通達された。○同年十二月五日山田宮後西河原町の外宮権祢宜松垣大和常廣は、親族幸福出雲眞光の禁裏御用絵符紛失事件に掛合ひ、京都町奉行の通達に依り、山田奉行之を裁断したが、御普請役御組頭橋本市郎左衛門の進言もあり、老齡の故を以て「追放」は赦免された。○天明二年十二月刑罪人引き廻しの節は、宇治大橋を限度とした。〔御奉行所控〕○同三年八月山田奉行は外宮殿舎七宇修理の入札を許された。○同三年と四年

の飢饉は全国的であり、当神領に於ても参詣人無く、草木の根葉・小麦の皮等を食とし、筆にも申し難い悲惨さであつた。此の時山田奉行は鶴松収納金・両会合預金を放出され、又米穀五百俵宛・海帯千束宛を数回に亘り施行され、難民救済に万全を期したが、此の機に乗じ山田中島町米屋恵川半九郎・同浦口町油屋古森善右衛門・度会郡一色村米屋松葉久助等三人は、米・油等の買占を行ひ暴利を食つたが為、吟味方与力亀谷利左衛門掛改で拜田へ入牢の上「重過料」を申し付けられた。「御奉行所控・御役所旧記・喜多秀親漫録」○同四年三月廿四日御老中田沼主殿頭意次の子若年寄山城守意知が、新番土佐野善左衛門政言の請托を容れ、栄達を約束し多額の金子を受取りながら、其の約束を果さなかつた為江戸城殿中に於て斬殺された。○同年十月外宮殿舎七字の修理が完成された。○曆師の事に就いては、既に第十一代岡部奉行の項で述べたが、曆師は両宮師職より大量の注文を受け、所謂陰陽調達和気均通であるから、当然民衆生活に重大な關係を及ぼした。之が為其の板行に際しては、奉行所よりの監督も相当厳しいものがあり「神都雜事記」は次の如く伝へて居る。即ち

一 天明四年十月二日寫本至來仕候處少々間違有之追

而跡より可申遣之由從江戸表申参候様に噂有之候

京都讀合曆飛脚十月十二日帰り申候故十三日上
曆之上賣出可申候處從京都申來る者十一月十三日
往亡と計有之天赦日考違有之江戸天文方澁川圖書
より申來る由曆師共早々上京可仕旨依之曆師之内
兩人上京仕候處右段天赦日無之改板致可申之由被
仰付候故曆師願申候者板面曆等不殘出來致候上に
御座候得者改板仕事者數多之儀に御座候得者當年
中にハ出板難成別而遠国迄差遣申候儀に御座候得
者殊に難渋仕儀に御座候何卒天赦日之處入板致用
申度由願候得者早速御聞届被成入板致可申旨に願
叶申候得共江戸表江一通聞合申候間澁川圖書より
之指図有之迄相待可申由依之内々に而入板天赦日
押替申候處從江戸表然者入板に而用可申由申來る
故廿三日上曆極差上候處宇治曆師佐藤伊織天赦日

下段江與得彫入申候而差上申候山田より差上申候者中段之系之内江天赦日入板致差上申候處宇治方與得下段江押入申候に付山田方入板中段に有之由御奉行山田肥後守公殊之外被遊御怒候而下段江與得入申様被仰付候依之出板之上相渡申候分他行江曆持参差留被成舟手ハ川崎船江神社江舟荷物積入候舟ハ出舟御差留被成宮川江荷物之番御出被成松坂津間屋迄伊勢荷と申候ハ惣而可被差留旨先達被仰遣候故海陸に道無之出立難成候處曆師より願出候ハ曆之儀不殘出来仕御座候得者各改板仕茂及延引別而遠国江持参仕候儀に御座候得者難儀至極に奉存候此上天赦日之書所違申候故口書相添申度由願上候に付御奉行山田肥後守公御聞届被下廿六日口書一幅一枚宛相添無相違賦申候旨連判差上申候

而十月廿八日相濟也 以上

○同四年十一月京都の村井敬義は書籍二千六百部を内宮林崎文庫へ寄贈した。之は去る二年五月宇治の蓬萊尚賢が、内宮林崎文庫の蔵書が外宮宮崎文庫より少きを嘆き、諸州に献本を呼び掛けた事に応じたものである。山田奉行は御用人中村平右衛門をして蓬萊尚賢の学事興隆に感じ賞詞を伝へしめた。○同六年正月十日山田奉行は勤務十二ヶ年、神領奉行として其の大任を果されたが、御召ありて参府同六年二月廿八日に至り、御老中支配の大御目付へ役替仰付けられた。(註||山田奉行より大御目付への臺命を蒙るは稀であつた)

二九 野一色兵庫頭義恭

家紋 四つ目結
自天明六年至寛政六年
知行 二千五百石

初め助七郎後に兵庫頭を称した。○天明六年二月廿八日山田奉行任補の内命があり、同年五月五月初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年八月人間不信の悪名高い田沼意次は、御老中職を罷免されたが、將軍家治の九月に薨去するや、翌十月更に致仕蟄居を命ぜられ、封二万

石を削られた。○同年八月廿九日大風雨あり、内宮の瑞垣が壊され、同九月七日又風雨洪水あつて板垣が倒され、翌七年三月廿二日に至り、又々大風雨あり、古殿・瑞垣等が倒された。

○同七年四月家齊の將軍宣下があり、両宮へ太刀一腰宛を奉獻された。○同年五月六日野一色奉行は御普請役御組頭衆・吟味方与力衆を随伴し、宇治年寄会合所に臨み公事裁きの内聞があつた。○同年八月宇治年寄会合所を中之切町明王院跡に新築する事となり、其の上棟式が行はれた。○同年九月両宮の御木曳があつた。○同年の春より秋へかけ、諸国は大飢饉に襲はれ、当神領に於ても餓死者が多く出た為、野一色奉行は去る三年の山田奉行と同じく、幕府へ上申して米穀五百俵宛・海帯あじめ一千束宛を全神領民へ施行したが、神宮側も亦神領の齋宮・中村・平尾・上野・竹川の五ヶ村へ米金を貸し出して救恤され、廉売をも行はれた。此の大飢饉で江戸・京・大坂の如きは、追剥・強盜頻りに横行すといふ有様であつた。〔神都雜事記〕に

天明七年大イニ飢饉ス米相場六月ニ至リ金一両ニ付二斗三升麦一石ニ付八十七匁其餘雜穀油類紙ニ至ル迄下直ナル物無シ大々神樂七十二足ラズ会合所ヨリ下憐愍ノ為ニ四月廿九日ヨリ一匁ニ付白米六合宛御賣リナリ上ハ下中之郷町堤大夫方下ハ吹上町木造傳大夫方ニ而小使役一人下役付添ヒ来リテ賣ルナリ但一匁以上ハ賣ラズ其町ヨリ切手ヲ出シ過シ兼ネザ

ル者ニハ切手ヲ出サズ漸ク日数十一、二日賣リタリ一日両方二十石賣リタリ其後六月下旬ヨリ七月ニ至リ又四合ノ相場ニ賣リタレドモ次第ニ下直ニナル故賣ラザルナリ九月上旬ニ至リ一匁ニ白米一升ニナリタリ

とあり。山田三方会合所より下憐愍の為に、廉売された事が見えて居る。○同八年四月江戸城より御順見として、御使番倉橋長右衛門・御小姓組三田権之助・御書院番内藤平八郎の一行参着あり。野一色奉行は御普請役御組頭衆を随伴し、騎馬にて一行と共に両宮参拜の上、伊勢・志摩一帯を具さに検分された。○同年六月野一色奉行は幕府へ上申し、金九百七十七兩を以て大湊の大防波堤を修理せしめた。○同年九月慶光院の一本曳と大湊の一本曳が行はれた。○同年十月野一色奉行は御造営材不足分を、滝原宮・伊雑宮の宮域内並在々氏神社地に於て、伐採する事を認められた。○同年十一月楠部村民は五十鈴川上流の巨石を、内宮に献上し西御敷地の南角に据えたが、之を穀種石と称された。○寛政元年正月野一色奉行は幕府へ上申し、外宮中道北側に土手を構築せしめた。○同年九月朔日は内宮、四日は外宮と式年正遷宮が斎行、御上使として大友式部大輔、遷宮奉行として野一色兵庫頭、宮中警固として稻垣攝津守が、衣冠束帯で参列奉仕された。○同年九月式年正遷宮に付、幕府は太刀一腰宛を両宮へ奉納された。

○同年十月野一色奉行は「忠義の乳母」として、山田曾祢町の小沢傳右衛門長男傳次郎の乳母いち女に対し、其の徳行を表彰され、青銅五貫匁を授与された。○同二年正月奉行所より、両宮内諸家所蔵の古文書類写を呈出する様命令あり、其の時山田宮後西河原町の上部大蔵永尚より差し出した古文書中に、次の如き春日局證文の写があつた。〔御奉行所控〕

うわへ大夫はみのゝ国稻葉の御師にまきれなく候

いなはたくみ殿も林の時は福井御師に候へ共稻葉

になられ候てよりうわへ越中師旦にてさ候あひた

以来何方よりあらそひ候者有之とも此以書附さた

いたさるへし為後日一筆遣候者也

寛永十七年辰六月十一日

春日印

上部越中殿参

○神領自治に依る費用の負担は、藩領治下に依る町村とは比較にならぬ程軽い方であつたが、野一色奉行は此処数年在勤の間、隠密御組同心樫坂吉左衛門・豊永文右衛門・吉野庄八・前田

貢の四人を放ち、神領庶政に就いて探索せしめて居た。同寛政二年十月廿日に至り其の改革の要を察し、御普請役御組頭橋本市郎左衛門重居・同牧野傳四郎成政兩人を伴ひ、参府して御老中衆と談合され、同年十二月五日帰任の際は、御目見勘定青山喜内・男谷平蔵・御普請役原田市郎次・関根市三郎四人を伴ひ来り、山田三方会合所・宇治二郷会合所の事務・所領・財政の点まで監査を遂げ、遂に令して両会合所の職掌に大改革を加へたのであつた。其の模様を〔御役所旧記〕より摘載しよう。

寛政二年十二月五日從江戸城御勘定方青山喜内殿男谷平蔵殿御普請方原田市郎次殿関根市三郎殿之四人蒙臺命宇治領山田領取締御役之為大湊長樂寺を旅宿として被遊御到着於小林御役所両会合所出座之人々日々被召出候當地仕来之萬事御穿鑿札明之御事に而山田方羽書株有之候得者其取計方之事に而召出茂度々御座候同月十六日宇治月行事山田町在年寄並両会合衆中一同被召出御役所に而被仰渡候御書附之趣者

都而從町在公事出入其外諸願等宇治山田両会合江申出一通尋之上御役所江申立仕来を以年々諸入用に多分之金子取集且願人共会合に而取調其上御役所江申出候故却而日間相掛無益之費有之趣に相聞候に付此度仕法相改様被仰出以來公事出入諸願等ハ勿論不依何事

会合江無拘直に御役所江可申出候諸入用として取集候金高ハ追而格別之減方御沙汰茂可有之候此旨可存者也

斯之通御座候且山田羽書株四百人茂同日同時に被召出近来羽書七年目毎之引替茂及延引会合並羽書株之者一同等間に致候段夫々御咎之上當戊年より来未年迄十ヶ年間羽書一株より積金として二両宛毎年急度可致上納新札ハ當極月より子之極月迄に会合に而古札と引替可遣之旨被仰渡先年羽書株之者より会合所江出置質物之帳面ハ被下返候右之趣承伏之旨連印之證文指上候而羽書茂以来御役所御支配と相成候如此御改正之件々相濟候故同月廿日御役人衆ハ被遊御帰府候依之両会合町在並羽書株之者年来之仕来俄に如反掌御改正候為萬事混雜ハ詞に茂難述追々以来之格茂相定候而両会合共に儉約を專とし御役所諸役人江之作法心得ハ勿論御年頭御禮其外江戸京當地表面向之勤方町在之事茂師職に拘候事而已取扱如今相成候 以上

○同年十二月十日両会合勤務並羽書取扱の上に、大改革を加へた事は前述の通りであるが、奉行所より新たに羽書取締役を仰付けられ、帯刀を許された六人は、元外宮師職白米但馬家来中島町恵川半九郎・同榎倉右近家来浦口町古森善右衛門・同久保倉要人家来河崎町永野与兵衛・

同龍外記家来河崎町野村太治兵衛・同野村太郎兵衛家来河崎町村井与四郎・同鑑屋内藏家来船江町伊藤与四兵衛であつた。彼等は何れも殿原階級といふ商家兼帯の者計りであるが、羽書取締役に対する申渡を〔御奉行所控〕より摘載して置かう。

伊藤与四兵衛

村井与四郎

野村太治兵衛

永野与兵衛

古森善右衛門

恵川半九郎

其方共儀此度御用被仰付に付於山田会合所摺出候銀
札取締役申付候間勤役中二人扶持被下置候條申合入
念可勤者也

右者松平越中守殿被仰渡候條申渡候

十二月十日

伊藤与四兵衛

村井与四郎

野村太治兵衛

永野与兵衛

古森善右衛門

恵川半九郎

右之者共御役所手附候間勤役中町在年寄可為上座事

右之趣可心得相達候

十二月十日

○同三年二月廿日奉行所より錢湯風呂にて男女混浴禁止の御達があつた。○去る享保十七年十月外宮宮域と観音山蓮華院梅香寺との境論は、既に保科奉行に依て裁断済みにも拘はらず、今年寛政三年九月十日又々梅香寺側より訴訟が持ち出された。然し野一色奉行は保科奉行同様、外宮側の勘文を重んじて之を裁定され、自今以後訴訟せざる様堅く申し付けた。○幕府は去る寛政二年十月諸国に令して、郷蔵を造り貯穀内荒に備へしめたが、当神領に於ても、同三年十

二月山田久志本領分に鶴松浜御神田の御倉庫が建造された。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同四年正月先例に依り御船おろし式を行ひ、関船・鯨船・荷船の点検があつた。○同年七月十三日風雨あり。宮川は増水し、海岸は立浪があつた。九月八日又々風雨強く、内宮の瑞垣・古殿が破損し、外宮の樹木廿二本が薙倒した。○同年十月五日御老中松平信明の一行参着あり。野一色奉行は先例の通り、御普請役御組頭衆を随伴し、一行と共に両宮参拜の上、鶴松浜御新田・大湊大防波堤・宮川大堤防・南伊勢一帯を具さに検分された。○同五年正月野一色奉行は内宮長官中川経高に対し、宇治大橋の間尺を減縮し、且つ杉板を桧板に改める事を諮問された。○野一色奉行は勤務九ヶ年、神領の飢饉に依る難民救済や、庶政の大改革をも見事に果たされたが、同六年三月廿四日御召ありて参府、四月七日に至り御老中支配の御普請奉行へ役替仰付けられた。

三〇 堀田土佐守正貴

家紋 堀田木瓜
自寛政六年至享和二年
知行 二千石

初め五郎八郎後に土佐守を称した。○寛政六年四月七日山田奉行任補の内命があり、同年七

月八日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十一月十八日古市より出火し、常明寺門前まで延焼、百七十三戸が失はれた。○同七年二月堀田奉行は宇治大橋並風日祈宮の擬宝珠の鍔直しを廢し、研磨して用ふる事を命じた。○堀田奉行は幕府へ上申し、金千六百五十兩を以て、同寛政七年五月四日より同年八月十二日に亘る大湊の大防波堤補強工事を完成せしめた。○同年五月十五日宇治大橋・同橋姫社・風宮橋其の外御造替・御普請中に付、同年八月十六日より翌年の六月廿七日まで、奉行所より諸役人が出役された。○同年六月五日奉行所より、宇治大橋上流御川筋の殺生法度が令された。○同年八月幕命に依り、日蓮宗の不受不施派を申禁された。○同年九月風日祈宮橋の造替に付、風宮兵庫大夫に小屋場を引き渡し、爾来例となつた。○同年十月四日〔神都雜事記〕の作者橋本内記安居が卒去された。安居は伊勢詔刀師橋本主殿實慶の嫡男にして外宮祠官町年寄師職であり「宮掌大内人正六位上藤原安居」と称され、御普請役御組頭橋本市郎左衛門重居の実兄でもあつた。○同年十二月度会郡野尻村百姓安兵衛は孝子として堀田奉行より褒賞され、鳥目五貫匁を賜はつた。○同八年五月四日宇治浦田町の医師孫福齋が、古市町の油屋抱え女郎おこんの為に情緒を紊して刃傷に及んだ。油屋の後家き、の・同抱え女郎きしは即死、阿波国名西郡芽十村百姓岩次郎は重傷、同国同郡下浦村百姓伊太

郎・同国同郡南海村百姓孫三郎・油屋抱え女郎、しか・同下女まん・同よし・同下男刃吉共は負傷したが、奉行所より左の諸役人の臨検があつた。

御用人

船橋 忠藏

御組頭

檜坂吉左衛門

御目付

早崎信右衛門

御撰用

小久保知平次

同心

三木形右衛門

同心

下山 弥惣次

同心

伊藤 金吾

○同年十二月去る享保十年再興された権玉串大内人職、宝曆八年再興された摂社祝部職、安永七年再興された御馬飼内人職、寛政四年再興された諸神祭参役共の衣服改着の件に付、堀田奉行より両宮宮庁へ停止の命令があつた。○同九年六月両宮地下権祢宜の徒輩が、山田奉行をさし措き衣冠着用で、大祭に参加した為、堀田奉行之を咎めて「急度叱リ」の罪科に處し、向後両宮地下権祢宜の衣冠着用禁止の命令が出された。○同年十月幕府より寛政新曆頒布の御達があつた。○同十年三月堀田奉行は当度造替の御料材を信州木曾山より伐採する事を告知された。○同十一年七月十余年間に絶して居る御贄棚を修築せしめた。○同年七月十日奉行所より両会合所へ、演劇に類する舞踏・音曲の興行禁止の命令があつた。○同十二年正月堀田奉行は両宮へ杉苗五百本宛を献植された。○享和元年正月去る寛政十二年正月より着手の御役所増築

工事が完成され、入用金は七百八十五両であつた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同二年六月廿九日より翌三十日へかけ風雨烈しく、宮川は大洪水となり、中川原堤防三十八間余、高向・長屋両村間の堤防二百間余が決潰し、山田町内の浸水は五尺余に及んだ。○同年七月朔日堀田奉行は勤務九ヶ年、幕命を奉じてよく其の任を全うされたが、御召ありて参府、若年寄支配の御持筒頭へ役替仰付けられた。

三一 寛 越前守爲規

家紋 左三つ巴
自享和二年至文化三年
知行 千四百八十石

初め助兵衛後に越前守を称した。○享和二年七月十二日山田奉行任補の内命があり、同年十月廿日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十月廿日寛越前守就任早々奉行所より両会合所へ「今度寛越前守様山田奉行として御就任に付、寛姓呼称の者並三つ頭左巴紋使用の者あれば、早々改姓・改紋する様町々在々へ申し渡せ」との御達があつた。○同年十月廿五日寛奉行は去る六月廿九日堀田奉行在役中、宮川大洪水に依る宮川堤防三十八間余、高向・長屋両村

間の堤防二百間余決潰を幕府へ上申し、金千五百両を拝借、鶴松金・三方預金と共に、之が修理として充当された。○同三年正月寛奉行は先例に依り、御船おろし式を行つた上、大湊沖に於て全流に依る水軍訓練の指揮を執られた。○同年正月廿日御樋代木奉曳の時、山田拜田村の者共不埒の事あり、三方会合の訴へに依り、早速奉行所へ拘引し吟味方与力亀谷利左衛門掛改で入牢の上「所拂」に處した。「御奉行所控・御役旧記」○同年四月両宮御木曳に際し、仕組・芸等華美に亘らざる様、奉行所より両会合所へ嚴達された。○同年八月宇治師職益谷大学末壽は「両宮辨」の刊行に依り、奉行所に召喚され牛谷の揚屋へ入牢、寛奉行吟味ありて「逼塞五十日」を申し付けた。○文化元年三月五日御老中青山忠裕の一行參着あり。寛奉行は御普請役御組頭橋本市郎左衛門重居・牧野傳四郎成政・吟味方与力亀谷利左衛門重定・花守直次郎忠友を随伴し、騎馬にて一行と共に両宮參拜の上、虎丸・三日月丸の御船藏、鶴松浜御新田、修復された大湊の大防波堤、同宮川の大堤防、南伊勢一带を具さに檢分された。「御奉行所控」○同二年七月十二日橋本孟介（註||著者の曾祖父に當る。橋本内記安居の嫡男にして長じて刑部實盛と改め、外宮祠官町年寄師職を継襲した）は幼にして怙恃を喪ひ、其の叔父御普請役御組頭橋本市郎左衛門重居夫婦に養育されて居たが、今年満十歳の誕生日を迎へ、御祝儀として御奉行寛越前

君より愛刀の「肥前国住人忠吉」一口を賜はつた。「亀谷太左衛門家文書」○古市町の娼家に千束屋りと、といふ者あり。牛谷坂の交通難儀に及べるを見て、金八百両を投じ新路を開き参宮客の便を計つた。此の改修は文化二年八月に起工され、同三年三月に完成されたが、寛奉行は其の功勞を賞し、且つ賤業廢止の子孫へ神領内に限り「苗字・帯刀」を許した。「御奉行所控・御役所旧記」○同二年十月奉行所より両宮の優劣を論じた書籍の刊行を停止し、其の出版者は罪科に處する旨、両会合所へ嚴達した。○同年十月五日渋川流柔術を以て知られ、又風流を嗜む寛奉行は御普請役御組頭衆・御目付衆を随伴、遠馬を試み神路山・島路山の紅葉を觀賞された。○同年十一月六日宇治下中之地藏町の寂照寺月俸は宇治・山田町在の貧民救恤として、金千兩を奉行所へ差し上げたが、世に之を「月俸金」と称した。「御奉行所控」より其の口上書を摘載しよう。

乍恐奉願口上

私儀兼而貯置候金千兩

御役所江奉差上右御貸附を以利金宇治山田町在貧民之者共江
慈之志に而施與仕度旨奉願候處御伺濟之上被遊御聞届候に付

則金子千両奉差上御貸附方之儀者羽書取締役之者共仲間江為
御預置毎年十二月に至年壹割之利金御役所江被遊御取立右利
金を以貧民之者共江施與被為成遣候間可奉存其旨段被仰渡難
有奉畏候依而奉差上御請證文如件

文化二乙丑年十一月六日

下中之地藏町 寂照寺

月俣 印

進上 御奉行所様

○同三年三月十二日寛奉行は勤務五ケ年、御召ありて参府、若年寄支配の西丸新御番頭へ役替
仰付けられた。

三三二 小林筑後守正秘

家紋 丸に揚羽蝶
自文化三年至同七年
知行 三百俵

初め弥兵衛後に筑後守を称した。○文化三年三月廿日山田奉行任補の内命があり、同年七月
十八日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十二月三日山田宮後西河原町より出火し、

下之久保に延焼した。○同四年正月十日小林奉行は両機殿・神戸等の、参宮街道筋に仮屋を造立し、賽物の収納する事を禁止せしめ、又其の仮屋の破却をも命じた。○同年正月十五日去る享保三年十月黒川奉行在役中、両宮師職共に対し風紀戒飭の訓令を出されたが、小林奉行の代に至つても彼等の不行跡は息まず、又々次の如き叱責の訓令が出された。〔御奉行所控・御役所旧記〕

抑内外両宮之靈驗蒙ラヌ地ナシ。崇敬セザル国ナシ。就中當地神職之徒輩、御祓ヲ国々江分配シ、寄附之神徳ヲ以累代之繁茂子孫ニ及ブ。斯不淺神恩ヲ忘却シタル歟。別而近来師職之徒輩奢侈ニ流レ、逸樂之餘リ遊廓ニ立入り遊宴ヲナシ、甚敷ハ賤婦ヲ茂家ニ伴フ者有ルヤニ聞ユ。今メカシク可謂茂アラズ、年経タル怠惰ナレバ、若輩者曾而是ヲ恥ヅル色ナク、豈肆志放蕩之辨茂アラヌヤ。邂逅ニ慎有ルヲバ頑愚ナリト嘲ル故、同僚之因疎ク本意ナシト之情ヨリ、遂ニ其徒ニ傾ク茂亦不尠之由、其ガ中ニ茂表ニハ穢ニ觸ル、ヲ厭ヒ、檀所之見聞ヲ愧ヅル等事々敷訴ヘテ、既ニ公務スラ拒ムニ至ル様、茶店飲食之同火ハ穢ニ茂アラズ、見聞茂ヨロシキニヤ。又檀廻手代ナル者、檀所江詔ヒ主家ヲ侮ル事ヲ企テ、親戚之中ヲ裂キシ類、我意ニ募リ禮ヲ乞ヒ利ニ走り信ヲ失フ。斯而八国々檀所之人々自ラ師職

ヲ輕ンジ、信仰薄ク成行ク時ハ、誠ニ神慮恐レ多ク、廣大之靈慮仇ヲ以テ報ヒ奉ルニヤ當ルナラヌ。

とあり。奢侈の弊風のみならず、主人・手代の関係までに及ぶ当時の腐敗した師職生活の半面と、彼等を指導戒飭した御奉行の儼然たる態度が窺はれよう。○同年八月廿五日大風雨あり。内宮古殿の板垣が倒れた。○同年十一月廿日盜賊あり、田上大水神社に贓品を隠匿せるを神宮側より訴へたが、犯人の行方は杳として分らなかつた。○同五年六月廿九日暴風雨あり、内宮瑞垣・荒垣・古殿瑞垣等破損し、七月廿五日に至り又暴風雨あり、同宮の荒祭宮・風日祈宮等の破損があつた。○同年八月廿九日、去る文化二年十一月六日寛奉行在役中、寂照寺月儼は貧民救恤として、金千兩を奉行所へ差し上げたが、更に金五百兩を前回の金千兩に加へて、同じく貧民救恤として差し上げた。其の口上書は次の通りであつた。〔御奉行所控〕

乍恐奉願口上

下中之地藏町寂照寺月儼奉申上候 私儀

天樹院様為御菩提貯置候金千兩御役所江奉差上右貸附利金を

以宇治山田町在貧民之者共江施與与度旨去丑年十一月御願奉

申上候處江戸御表江被為御伺候之上

天樹院様為御菩提と申儀者於事体如何に候間唯貧民慈悲之志迄に施與致度出金之儀御願申上候儀に御座候ハ、奇特之筋被為思召可被遊御聞届旨被為仰渡難有奉畏候唯貧民施與之志を以金子差上施與仕度旨奉願上候處願之通御聞届被為成下候に付則金千兩奉差上候處年々貧民江施與被為仰付被下置難有仕合奉存候然處其後追々心掛候而此節金五百兩貯出来仕候間前段之金千兩江差加施與仕度奉存候重々恐多奉存候得共何卒奉願候通御聞届被為成下候ハ、私年来之志願殘所無御座冥加至極難有仕合奉存候依而此段奉願上候 以上

文化五戊辰年八月廿九日

下中之地藏町 寂照寺

月
俣
印

進上 御奉行所様

○同六年二月内宮新宮の宮地の地均しを、旧例に依て行はれ、宇治八郷より人夫百六十人が動員された。宇治八郷とは上二郷・下四郷を合せて宇治六郷と称し、更に二見二郷を加へて宇治八郷と称した。○同年五月外宮宮域の北御門辺りの土中より、白骨が多数発見されたが、之は往古の寺院建立の遺跡であつたらう。○同年五月廿日両宮の正員祢宜共は連署を以て、御樋代料黄金三十枚宛を造宮奉行小林筑後守へ請願した。○同年八月両宮式年遷宮に付、將軍家齋は御太刀を、家慶は饒御太刀を奉納された。○同年八月十日奉行所より、正遷宮に付来る八月廿七日より七日間、宇治山田町在の梵鐘・梵声禁止の厳達があつた。○同年九月一日は内宮、同六日は外宮と式年正遷宮が齋行され、御上使として上杉中務大輔、遷宮奉行として小林筑後守、宮中警固として稲垣摂津守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。当度の御造宮は、小林奉行の諮問に依り、始めて両宮正殿の千木本左右に銅樋が設けられた。○同七年八月内宮の別宮荒祭宮・月讀宮・伊佐奈岐宮・風日祈宮の遷宮があり、同年九月外宮の別宮高宮・土宮・風宮・月夜宮の遷宮があつた。○同八年三月十日小林奉行は勤務五ヶ年、御召ありて参府、若年寄支配の西丸御留守居へ役替仰付けられた。

三三三 大河内肥前守政長

家紋 三つ蝶中菊
自文化八年至同十二年
知行 五百石

初め善十郎後に肥前守を称した。○文化八年三月廿四日若年寄支配の御目付より山田奉行転役の内命があり、同年七月十六日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同八年九月五日山田下中之郷町の外宮師職堤左衛門盛範は、配札銘の「天照兩皇太神宮」の記載方に付、奉行所に召喚され拜田揚屋へ入牢、大河内奉行吟味ありて「閉門百日」を申し付けた。○同年九月十日奉行所より、御被銘に師職の下司銘を書する事に付、両会合所へ禁止の命令が出された。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同九年正月外宮方の神楽役人共より、山田三方会合所を通じて、帯刀の請願があつたが大河内奉行之を却下された。○古来宇治領・山田領の人々は、神宮の御山に死穢があれば清めの霖雨があると信じて居た。又此の霖雨の時長官の命令で山狩を行うと、定つて穢があつたと云はれ、さうして穢のあつた場所へは、一坪位の土を深さ六尺位に掘り採り、清浄な土に入れ替へ清める事を例として居た。今年文化九年七月十日霖雨の為、内宮では長官佐八定綱の命令で、其の慣習の山狩が行はれた。此の時奉行所より宮城警戒として、与力一騎・同心五人の派遣があつた。○同十一年正月徳川家慶歳厄に付、山本・春木両師職を介し

て、両宮へ白銀及御太刀を奉納された。○同年八月内宮師職白鬚左丞と外宮師職上部左近との間に、両宮兼行の出入が持出され、内宮師職白鬚左丞より奉行所へ訴へたが、大河内奉行之を裁断して「兼行不相成」と双方へ申し渡した。○同年十二年正月大河内奉行は先例の御船おろし式を行つた上、関船・鯨船・荷船等を点検された。○同十二年正月十日京都蹴上日向社々家の「伊勢太神宮」の神号濫称を、当奉行所より京都町奉行所へ嚴達し停止せしめた。○同年四月廿四日大河内奉行は好学の趣旨より山田三方年寄師職三日市左近堯修をして、国学者足代式部弘訓・高田少進武恭・漢学者幸田因幡光亨・東彦左衛門吉尹の四人へ、左の如き称美の詞を傳へしめた。〔御奉行所控〕

各方御身持宜敷當地風俗に無御傾別而学問御好門

人数多取立候處御奉行大河内肥前守様御感心被為

思召候小林江茂御招講尺茂御聴聞之御内存に相聞

候間其心得を以猶更御出精可有之候斯様之儀者土

地之面目に而我々に茂大慶に存候 以上

文化十二乙亥年四月廿四日

足代式部殿

高田少進殿

幸田因幡殿

東彦左衛門殿

○同年五月五日大河内奉行始め御普請役御組頭衆・与力衆は、多氣郡齋宮の蛭沢^{ひのそ}へ遠馬を試み折柄満開の「どんど花」に興じられた。○同年十二月十五日大河内奉行は勤務五ヶ年、御召ありて参府、若年寄支配の小普請奉行に役替仰付けられた。

三四 高井山城守實徳

家紋 隅切角に二つ引両
自文化十三年至文政三年
知行 五百石

初め右十郎後に山城守を称した。○文化十三年正月廿日若年寄支配の御目付より、山田奉行転役の内命があり、同年五月四日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○御普請役御組頭橋本

市郎左衛門重居は、伊勢詔刀師橋本主殿實慶の次男にして、宝曆十四年正月年十五に及び、幕府より同族橋本市郎左衛門重永の跡目相続を仰付けられ、歴代の御奉行を補佐する事五十三ヶ年、今年文化十三年五月十五日養病の為退役、席の儀は奥勤御普請役御組頭中首席であつた。

○同文化十三年五月廿日高井奉行は高利貸取締令を発し「近来古家買之名目を以宿賃禮金杯と相唱全高利之金子を取扱至限月無據居宅相渡を迫為に師職之者迄茂及絶家又及土地衰微者誠に可歎事」と其の停止を命じた。○同年八月十二日夜、宇治古市町に火あり、民家・納屋・土

藏・芝居小屋・稻荷社等七十七字が焼失された。此の時奉行所より御目付衆・同心衆の出勤があつた。○同十四年四月外宮の神馬を廃し御厩を破却した。○同十五年正月外宮高倉山窟の守舎に火あり。高井奉行は宮中警固の為、御目付二騎・同心十人を出動させた。○同年三月十八日中院中納言通富の家来織川隼人と称する者が山田へ来た時、山田三方会合所より各町々年寄中に御触を出した。又之と同時に奉行所へも、「中院中納言様御内織川隼人殿當所江用向ニ而被為立越候」旨を届けられたが高井奉行は「織川隼人に懇意の者有之とも、猥りに参会しては相成らぬ。若し用向有之面会致したくば、其趣を三方会合所江申出で指図を受くべし。三方会合所江申達せずして旅宿に立入る事は相成らず。違背無き様急度申付け」と三方会合所並町

年寄中へ申し渡された。文政元年五月廿日に至り、前右大臣花山院家厚の家来本庄土佐守と称する者が来た時も、高井奉行は三方会合所並町年寄中へ、前回同様取り合はざる事を堅く申し付けた。此の事件は山田に姦党ありて、京都より堂上方の家来を手引きし、詐欺・脅喝・姦淫を擅いまくにし、土地の煩となつて居たが、高井奉行の思慮に依て彼等姦党の手出し出来ざる様、厳しく取締りされたのであつた。○同年三月廿五日高井奉行始め御普請役御組頭衆・御目付衆は遠馬を試み、前山・神路山・島路山と折柄満開の「櫻花」に興じられた。○同年四月始め頃より、御蔭参の群集で五月末頃までに、其の人数は四百廿七万九千二百人に達した。○文政元年十月宇治二郷会合所は、去る延宝二年八月内宮長官藤波氏富が開鑿し、文化三年三月娼家千束屋りとが改修した牛谷坂の險路を、再び高井奉行の認許を得て改修された。○同二年正月外宮神庫は樹林中に在り、朽損・湿気甚しきを以て、之が移転を高井奉行に請願した。同三年正月に至り移転が完了された。○同三年五月十日御普請役御組頭牧野傳四郎成政（註||若年寄支配前御目付牧野傳藏成熙の外孫に当る）は御召ありて参府、御廣敷御用人を仰付けられ、後更に御使番へ役替仰付けられた。〔御奉行所控・御役所旧記・柘植傳左衛門家文書〕○同年六月両宮に於て徳川家慶の御庖瘡平癒の祈禱が行はれた。○同年十一月十五日高井奉行は勤務五ヶ

年、御召ありて参府、御老中支配の大坂東町奉行へ転役仰付けられた。

三五 星野丹後守益庶

家紋 丸に打違ひ柏
自文政三年至同十年
知行 三百俵

初め鐵三郎後に丹後守を称した。○文政三年十一月廿四日若年寄支配の御納戸頭より、山田奉行転役の内命があり、同四年三月初入、小林奉行屋敷に居住された。○同四年正月星野奉行は幕府より造宮奉行を仰付けられた。○同年五月宇治惣郷は宇治二郷年寄に対し、神路山・島路山の所有権で奉行所へ訴へたが、星野奉行は去る慶長九年五月三日、長野・日向兩奉行裁定の証文を御見分の上、神路山・島路山は紛れもなく、宇治二郷会合年寄の持分也と却下一蹴された。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年六月内宮の林崎文庫を後方の高地に再建し、石階を築造した。○同五年正月星野奉行は先例に依り、御船おろし式を行った上、御船手御組頭・御船手与力の諸僚を率ひ、大湊・白子間に於て、全流に依る水軍訓練の指揮を執られた。○同年三月内宮同様、外宮一鳥居の西側に石垣を築造した。○同年三月兩宮式年御造替の山口

祭が行はれた。○同年五月御船の虎丸・三日月丸が修繕された。○同年九月宇治年寄共は山田師職の「両宮兼行」の非儀を奉行所へ訴へたが、星野奉行の説諭に依て訴願を取下げる事になつた。○同六年三月徳川齊昭は両宮へ米十萬石を寄進された。○同年十月星野奉行は紀州領羽書を、宇治・山田に於ても通用せしめた。○同七年正月内宮古殿西側の石垣を修築した。○同八年正月外宮北御門西側に南北七間・高さ七尺五寸の石垣を築造した。○同年三月両宮の御木曳が行はれた。○同年六月五日騎馬の御目付内田右十郎は同心五人を引率し、宇治領・山田領の市中巡察の時、山田領に於て外宮長官松木範彦と出合ひ、会釈に就いての一件（註||先づ外宮長官松木範彦駕籠より降るべき事）が持ち上り、御目付内田右十郎は曲事外宮長官に有りとして、奉行所へ出頭を命じた。即日長官方名代橋村左門は奉行所へ出頭し、御用人新井兵右衛門・天野平大夫に陳謝歎願した為、向後違背無き様急度申し付け、表沙汰にはせず納められた。〔御組方会釈一件控〕○同九年六月六日暴風雨あり。内宮並外宮の瑞垣が顛倒した。○同十年二月あり。内宮の瑞垣、外宮の瑞垣・荒垣・御饌殿等が顛倒・破損され廿八日暴風雨た。○同十年八月十日山田師職と宇治師職は「両宮兼行」の事に付、其の後も蒸し返され、争ひ続けて居たが、山田師職中より奉行所へ差し出された歎願書へは、自今以後二度と訴訟せざる様「趣意耽

ト難相分品々致乱雜候書面ニ候間從三方得度利害申聞置候様可致者也」と星野奉行が、決定的に又高圧的に一蹴却下した為、宇治・山田師職の「両宮兼行」一件は、円満とは言へないまでも、とにかく一段落が付けられた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年九月廿一日星野奉行は勤務八ケ年、御召ありて参府、十二月八日に至り若年寄支配の西丸御留守居に役替仰付けられた。

三六 牧野長門守成文

家紋 丸に三つ柏
自文政十一年至同十三年
知行 千五百石

初め采女後に長門守を称した。○文政十年九月廿六日山田奉行任補の内命があり、同十一年五月三日初入、小林奉行御屋敷に居住された。(註||前御普請役御組頭牧野傳四郎成政とは同族であった)○同十年十月廿日山田大世古町の薬屋松原清兵衛は、大世古領六十二間一尺五寸、一之木領十三間、走下道より東方五十六間四尺合計百三十一間五尺五寸、道巾各二間の新道路改作といふ工事計画を奉行所へ請願した。同年十二月十五日工事の全部が完成し、翌十六日奉行所

より岡村牧太・藤村彦八両役人が出張検分され、十七日には其の開通式が行はれた。○同十一年十二月中之町常明寺の仁王門が再建された。○同十二年正月内宮御造営地均しに、宇治八郷の領民が動員された。○同年正月十日両宮称宜共は御樋代料黄金三十枚宛の調進を牧野奉行へ請願した。○同年五月廿四日大風雨あり。内宮北御門が顛倒し、瑞垣・玉垣が破損した。○同年五月廿五日牧野奉行は御普請役御組頭衆・御目付衆を随伴し、宇治会合所に臨み公事裁きの内聞があつた。○同年九月四日は内宮、同月七日は外宮の式年正遷宮なり。御上使として畠山中務大輔、遷宮奉行として牧野長門守、宮中警固として稻垣摂津守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。○同年九月四日より両宮式年正遷宮に付、將軍家齊父子は内宮山本大夫、外宮春木大夫の両師職を介し、白銀並御太刀を奉納された。○同文政十三年は去る明和八年の御蔭参より六十年目の周期に当り、一・二月は東国筋、三・四月は阿波・紀伊・和泉・大坂・河内・淡路も交り、追て大和・播磨・摂津・丹波・丹後・京・山城・近江、それに若狭よりの講詣も交り、五・六月は加賀・能登・越前・越中・越後があり、七・八月は東国筋のみで中国筋は稀であり、合計四百二十七万人余の参宮者があつたと伝へて居る。○同年三月十九日御蔭参の最中、宇治今在家町の岩崎左門方より出火し、焼失家屋は二百九十四戸、同今在家町・館町の

民家が全焼、猛火は内宮宮域に及び宇治大橋・鳥居二基・橋姫社古殿・荒祭宮・八十末社の大半、御輿宿・忌火屋敷・由貴殿・酒殿・廳舎一殿・御厩・文殿・斎館等も尽く炎上した。御正殿は幸ひ御安全であつたが、島路山へ飛火して笹原茶屋が焼失し、廿日夕亥の刻に至り漸く消火された。此の時牧野奉行始め御普請役御組頭衆・御目付衆は騎馬にて同心五十人の動員があり、山田各町の火消組を指揮すると共に、宮域警戒を嚴重にした。〔御奉行所控・御役所旧記〕

○歴代の御奉行は両神宮家師職や両会合に対し「参宮者が萬一発病等の時は、速かに医師を呼び寄せ、診察を受け介抱致すべき事。又其の品に依り国元へ飛脚を立て、実意に世話致すべき事」を厳達して居る。同文政十三年三月廿四日山田宮後西河原町の神宮家師職松垣隼人（註Ⅱ伊勢詔刀師橋本主殿とは合家であつた）の且所長門国阿武郡吉祥寺住職惠實が参宮の途次発病し、介抱の甲斐も無く死去された一件があり、医師診断書を添附した死亡届、即ち

御奉行所江 貳通

御目付江 壹通

三方会合所江 壹通

町年寄中江 壹通

以上五通は必ず提出すべき義務があつた。其の文面は各通同じ様なものであるが、医師診断書壹通と奉行所宛貳通を、左に掲載して置かう。

奉申上口上

長州阿武郡須佐町吉祥寺惠實被申僧診察仕候處
道中以來病氣に而類中風相煩候に付折衝歛等相
用誠々加治療候得共日々藥飲茂減し危篤に相見
得急變難斗御座候依而此段申上置候
右之通聊相違無御座候 以上

文政十三庚寅閏年三月廿四日

宮後西河原町

醫師 上部其本 印

進上 御奉行所様

奉申上口上

松垣隼人奉申上候私且所長門国阿武郡須佐町眞
言宗吉祥寺惠實芳吉貳人連に而參宮仕一昨日二

日七時頃着仕候惠實儀弥危急之様子に付醫師上
部其本相掛無油断介抱仕候段御届奉申上候處容
躰不宣由其本申聞候に付宮本玄立相加配劑為致
服藥候得共只今に至甚六ケ敷病氣及大切申候万
一相果候ハ、當所式法之通取仕舞致呉候様同行
芳吉ハ相頼候に付當所仕来通私方に而取仕舞仕
度奉存候仍此段奉申上候 以上

文政十三庚寅年閏三月廿四日

松垣隼人 印

進上 御奉行 所様

奉申上口上

松垣隼人奉申上候私且所長門国阿武郡須佐町眞
言宗吉祥寺惠實芳吉貳人連に而參宮仕去廿二日

七時着仕候處右惠実儀道中の病氣之趣申聞候に
付醫師上部其本相掛服藥為致罷在候處追々容躰
不宜候に付宮本玄立相加配剤服藥為致候得共容
躰至而六ヶ敷万一於相果候者私方に而取仕舞致
呉候様同行芳吉の申聞其段奉申上候處昨夜八時
頃相果申候に付右芳吉の入念一札取置當所仕来
之通取仕舞仕候仍此段奉申上候 以上

文政十三庚寅年閏三月廿五日

松垣隼人 印

進上 御奉行所様

○同年五月十日去る三月十九日の内宮宮城炎上に付、廢朝五日公卿勅使參議左辨葉室顯孝の參
向ありて祈禱された。○同年六月十日内宮の祢宜共は斎王侯殿以下十一字・所管社・拝所八十
九字の再興を、之と同時に宇治年寄共は宇治大橋の再修を、牧野奉行へ請願した。○同年六月
廿一日前御普請役御組頭橋本市郎左衛門重居が役人御屋敷に於て卒去「眞紹院順譽道善重居

士」と謚号され、度会郡大湊宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。○同年七月牧野奉行は荒祭宮御造営の料材不足分を、外宮の宮山より伐採する事並内宮の宮域内山道に二見・朝熊・磯部の道標建設する事を許可された。○同年五月十五日牧野奉行は勤務三ケ年、御召ありて参府、同月廿日に至り御老中支配の肥前長崎奉行へ転役仰付けられた。

三七 金森山城守可充

家紋 亀甲に裏梅鉢
自文政十三年至天保六年
知行 七百石

初め甚四郎後に山城守を称した。○文政十三年九月廿二日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○例の「神都春秋」の金森奉行観は「奸曲邪慾にして専ら賄賂を貪り、乱墮不慎の様云ふべからず」と散々の消^け做^なしぶりである。然し著者は奉行所側の立場より、其の都度批判を下し反駁を加へて居るが、此の第三十七代金森奉行にしても、歴代の御奉行同様幕命を忠実に遂行され、六ケ年間神領の庶政を掌つた立派な御奉行であつた事は、次に示す事績でそれが、証明出来ようといふものである。○同文政十三年十月金森奉行は内宮の火除地造成の為、宇治二郷

会合所に対し、町家引払ひの請書を奉行所へ提出せしめた。○同年十二月九日山田中島町で三十七戸を焼く火災があつた。○同年十二月十日金森奉行は幕府へ上申して、外宮高宮の坂道を修築された。○天保二年正月廿日外宮長官松木範彦始め正員祢宜は連署を以て、参道の石砌造築を金森奉行へ請願し、其の認許があつた。○同三年七月内宮一鳥居外の火除地千六百十二坪が完成され、此の費用金百九十八両一分は金森奉行の斡旋で、拝借金・鶴松金の内より充当された。此の年八月鯨船五艘が造られた。○同四年二月内宮火除地に新溝を掘り、御池の水を引き、御橋二ヶ所を架けて其の渡初式を行つた。之が今に伝ふる一鳥居橋で俗に火除橋と称された。○同年三月御船虎丸・三日月丸並関船・鯨船・荷船の総点検が行はれた。○同年六月諸国は去る天明三年と同じき大飢饉に襲はれた。当神領に於ても米穀乏しく、七月に至り津藤堂侯の御米が津留となつた為、米価は日々高騰する計りで非常に迷惑を蒙つた。然し金森奉行は早速幕府へ上申して、鶴松金・三方預金を放出し、又鶴松浜御新田米を久志本領御倉庫より、米五百俵・海帯あらめ千束を全神領の極窮者に下げ渡し、人心の静謐を計られたのであつた。此の時、山田宮後西河原町の三方年寄師職足代権大夫弘訓も、米千俵を求めて貧民救助に尽瘁された。○同年十二月宇治大橋と風宮橋が造替され、其の渡初式が行はれた。○同五年正月備後国亀石

郡時安村の百姓佐治右衛門娘よ、そが、参宮の途中当国飯高郡松坂で誘拐され、矢川町の下女商売若松屋に売られて居る事が発覚、金森奉行は早速同心衆を派遣し、其の身柄を保護され、山田宮後西河原町の神宮家師職松垣隼人に依頼して、備後への便を以て之を国元へ帰らしめた。〔御奉行所控・松垣左近家文書〕○同年正月徳川家慶歳厄に付、両宮へ白銀並御太刀の奉納があつた。○同年四月金森奉行は幕命に依り、去る文政十三年三月炎上した内宮の齋館を再建され、又五月に至つては諸殿舎並末社の造営・修理をも完成せしめた。○同六年六月二日金森奉行は勤務六ヶ年、よく神領奉行としての責務を果されたが、御召ありて参府、八月八日に至り若年寄支配の御先手御鉄炮頭へ役替仰付けられた。

三八 柴田日向守康直

家紋 下り藤丸に一文字
自天保六年至同十一年
知行 二千石

初め七左衛門後に日向守を称した。○天保六年六月廿日山田奉行所任補の内命があり、同年十一月三日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年六月十日内宮の宮中掟が定められた。

○同年十一月十三日兩宮内に居住する博徒共は其の筋の目を掠め、參宮者や土地の者に金子を強請り、無理難題を持ち掛くる等、町中の苦痛となつて居たが、柴田奉行は初入早々彼等を一網打尽に捕縛し、牛谷・拜田へ入牢吟味の上、神領外へ「追放」を申し付けた。○去る天保六年六月の初め頃より、教王山世義寺は本堂の後山を切り開き、四国通路に擬して弘法大師の石像を点置し、八十八ヶ所巡拝と称して其の功德を宣伝した處、神都近郷・隣国までも信仰者が続出し、講中等も結び登山參詣者を誘ひ、日々境内は雑踏を極むるに至つた。然し、同七年三月七日に至り、当然の事ながら神宮殊に外宮側より長官松垣常名を始め、正員祢宜連署を以て「世義寺八十八ヶ所廻者新規異例之所為也」と其の停止を奉行所へ提訴した。柴田奉行は早速世義寺当年預の宝蔵寺實雅に対し

雖為聊之佛寺新規之儀者猶更其筋江申出可受差図之處無

其儀剩四国八十八ヶ所を形取致大造之企候事神地不相應

之儀に付遂吟味急度可申付處全心得違之段於神妙申立者

不及吟味之沙汰格別之宥免を以逼塞可申付者也

但去未之春以来致造立候佛像者不殘取拂可申付事

といふ裁断を下され、山田三方会合年寄へは監督不行届の廉に依り「急度叱り」を申し付けた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○柴田奉行の善政の一つに去る天保四年六月金森奉行在役當時と同様、大飢饉に依る神領民救恤があつた。同六年を経て七・八年と続く此の大飢饉で、柴田奉行の施米に預つた者は無慮二千九百人余もあり、又此の時宇治・山田の町々に於ても相応の施行致すべき旨を命じ、其の命を遂行した五百八人へは同八年八月朔日御奉行自ら鄭重に挨拶され、扇子一對宛を与へられた。然し山田一之木町の者共は誰一人として施行しなかつた為、奉行所へ召喚御白洲に於て「急度叱り」を申し付けられた。〔御奉行所控〕○同八年九月前將軍家齊に替り、家慶の將軍宣下があつた。同年十月に至り家慶は將軍襲職始恒例に依り、内宮山本大夫・外宮春木大夫の両師職を通じて、両宮へ御太刀一腰・黄金十枚を奉納された。○同年十二月十三日山田宮後西河原町の三方年寄師職足代権大夫弘訓と其の門人児玉左大夫尚高の両人は、大塩事件で大坂東町奉行所の吟味を受けた。大塩事件とは天保大飢饉に際し、大坂東町奉行所御譜代席与力で「知行合一」を生命とした陽明学者の大塩平八郎後素が、飢饉対策に依る当局の無能と、大坂市中貧民の惨状を座視するに忍びず、同八年二月十九日決起された反乱で、幕府の衝動たるや非常なものであつた。足代権大夫弘訓・児玉左大夫尚高両人は此の事件

掛合の嫌疑で、前述の如く大坂東町奉行所に召喚され、御奉行跡部山城守良弼の審問を受けたが、当山田奉行所よりの申達もあり、無関係と判明し早々帰国を許された事は幸いであつた。

○同年十二月廿日柴田奉行は外宮玉串御門の御幌を献進された。○同九年正月両宮無位師職の白衣着用を停止せしめた。○同年四月奉行所へ京都飛鳥井家門人原喜二郎より両宮に於て法楽蹴鞠興行の請願があり、柴田奉行之を許可した。○同年五月幕府は西丸普請の用材を、瀧原宮の宮域内より伐採せんとしたが、内宮長官井面守訓始め正員祢宜連署を以て、其の古例を柴田奉行に訴へ事無きを得た。○同年八月廿一日山田浦口町の外宮師職安田傳大夫廣治は、去る八年二月十九日其の養子圖書吉苗が大塩騒動に党した罪科に依り、縁坐の制で「追放・闕所」を申し付けられた。○同十年二月廿日大湊徳田新田の開発が聞届けられた。○同十一年正月内宮長官井面守訓は柴田奉行の所望に依り、内宮権祢宜中川経邦家蔵の「四方輿」を贈られた。○同年四月八日夕、山田八日市場町より出火し、同町・曾祢・今世古・大世古・一之木まで延焼、家屋二百三十六戸、土蔵十九棟が失はれた。○同年四月十日柴田奉行は両宮式年御造替の用材を、信州の木曾山中より伐採する事を告知された。○同年四月廿五日柴田奉行は勤務六年、御召ありて参府、五月十五日に至り御老中支配の京都町奉行へ転役仰付けられた。

三九 三枝伊豫守守行

家紋 丸に三枝松
自天保十一年至同十二年
知行 千石

初め左兵衛後に伊豫守を称した。○天保十一年五月廿四日山田奉行任補の内命があり、同年八月廿四日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年六月廿五日幕府より市中売薬の看板に蘭字使用を禁じ、又蘭書の翻訳は職業以外濫に為すを禁ずる旨御達があつた。○同十二年正月十日三枝奉行は幕府の信任厚く病中の勤務五ヶ月、惜しい哉奉行御屋敷に於て卒去され、度会郡勢田村の神護峯中山寺境内へ葬られた。「御奉行所控」墓石の表面に「故山田奉行三枝伊豫守源守行墓」裏面に「天保十二年閏正月十日卒」とあり。過去帳には「顯徳院殿前豫州大守雄岳宗威大居士」と誌されて居る。

四〇 落合能登守道一

家紋 九曜
自天保十二年同十四年
知行 千七百石

初め将監後に能登守を称した。○天保十二年正月廿四日山田奉行任補の内命があり、同年六月二日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年正月前將軍家齊が薨去された。○御老中首

座水野忠邦は將軍家慶の下に、天保大飢饉の庶政の革新を令し、財政の整理と風俗の肅正に峻
嚴を極めたが、同天保十二年九月当神領に於ても幕命を奉じ、高価の品物の製造・売買する事
を禁じ、又十一月に至り市中・郷村の祭礼に、芝居・見世物等興行する事をも禁じた。○同年
十月五日落合奉行は再び令して豆・相二州への領曆を停止せしめた。○同年十月十日山田宮後
西河原の町民は、奉行所へ請願して月夜宮の池沼を修繕した。○同十三年正月先例に依り御船
おろし式を行つた上、関船・鯨船の点検があつた。○同年正月十日前奉行柴田日向守と同様
に、両宮無位師職の官服着用を停止せしめた。○同年六月度会郡一字田村西之谷より、内宮の
心御柱木が伐採された。○同十三年七月度会郡川端村民と川守喜多出雲が、宮川上渡場の境論
で奉行所へ提訴に及んだが、落合奉行は双方共胡乱なる申条と之を却下された。○同年十二月
奉行所より常明寺門前町・神社港・山田新町に在る娼家廢止方を山田三方へ嚴達された。○山
田宮後西河原町の橋本新太郎實茂は外宮祠官町年寄師職橋本刑部實盛の一男にして、母は御普
請役御組頭柘植傳左衛門重政の一女昭子であつた。(註||昭子は柘植次郎右衛門博文・龜谷太左衛門
寛道の室嶋子の実姉に當る) 天保十四年四月十日幕府より支族龜谷太左衛門寛道の跡目相続の御
裁下があり、家格に依て御譜代席与力を仰付けられ、龜谷新太郎重次と改めた。(御奉行所控・

御役所旧記〕○同十四年四月廿日宇治中之地藏町寂照寺に於て〔神国決疑篇〕を再刻した為、落合奉行は之が刊行を禁止し板木を没収し、住職の胎仙・山田吹上町の神田八郎・同町領前田の宝積庵玉仙等に「押込百日」を、山田下馬所前野町の板木師嘉兵衛に「急度叱り」を申し付けた。○同年五月両宮御木曳が行はれ、六月に至り大湊の一本曳が行はれた。○御老中首座水野忠邦の施政方針を忠実に遂行した落合奉行は、此の水野忠邦が天保改革の余りにも急激且つ苛酷を極めた為、上下の非難を浴び同十四年九月御老中を罷免「謹慎」を命ぜらるといふ、二ヶ月前の七月十八日勤務三ヶ年にして御召あり、八月五日に至り御役罷免と同時に、若年寄支配の御寄合を仰付けられた。

四一 柳生播磨守久包

家紋 吾亦紅に雀
自天保十四年至同十五年
知行 千百石

初め伊勢守盛元後に播磨守久包を称した。○天保十四年九月朔日肥前長崎奉行より伊勢山田奉行へ転役の内命があり、同年十月十五日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年九月三

日大風雨あり。内宮の瑞垣・長官並祢宜齋館・橋姫社・末社拝所・御厩・殿舎の破損が甚大であつた。柳生奉行は早速幕府へ上申し之が修繕に尽力された。○同年九月廿日内宮祢宜共より奉行所へ下総国船橋の神明停止の歎願があり、柳生奉行は早速寺社奉行へ厳達し、之を停止せしめた。○同年十月奉行所は下馬・下乗に就いて内宮へ尋問あり、之に対し「従往古宇治大橋前ニ而下馬一鳥居ニ而下乗神事之外者不令牛馬通行様於橋外制札建立之事」の旨内宮側より答申された。○国家禁有り。鶴を殺した者は勿論、鶴を飼うた者も亦刑された。それは仙禽を重んずるが故であつた。同十五年正月廿一日柳生奉行在府中、内宮師職車館上總末眞は国禁を破り、真名鶴壹雙を飼養せる廉に依り、奉行所へ召喚、御白洲に於て奉行御目代御普請役御組頭柘植傳左衛門の掛改があり、其の不屈を叱責され「御上を恐れざる仕儀、言語同断沙汰の限りなり。即日真名鶴を神郡外へ放つべし。然らずんば重科に処すべし」と厳命した処、上總は平身低頭、全くの心得違を恐懼し、向後違背無き事を神妙に申し上げた為、江戸送りにもならず格別の宥免で「急度叱り」を申し付けられた。「御奉行所控・御役所旧記」○同年四月、去る十三年七月前奉行落合能登守在役中、却下された神領と紀州領との宮川境界に付、又々双方より提訴に及んだが、柳生奉行之を示談で成立せしめた。○同年九月廿八日柳生奉行は勤務一

ケ年、御召ありて参府、御老中支配の一橋民部卿御付へ役替仰付けられた。

四二 太田志摩守資貞

家紋 丸に桔梗
自天保十五年
至弘化四年
知行 三千石

初め軍八郎後に志摩守を称した。○天保十五年十月十五日山田奉行任補の内命があり、弘化二年三月六日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○天保十五年十一月五日奉行所より宇治二郷会合所へ「師職の猥に官服を着し、他国を経廻し、卑賤の参宮人に面会し、私宅に於て神拝の際無位の者の官服を着し、有位者たり共不相応の服を着し、又其の族に非ずして被銘に荒木田神主号を記す等、自今以後堅く禁止」の旨を厳達した。○外宮祠官町年寄師職橋本刑部實盛の一男にして、御普請役御組頭柘植傳左衛門重政の外孫に当る御譜代席与力亀谷新太郎重次は、弘化二年七月廿日役人御屋敷に於て卒去「精譽淨進重次居士」と諡号され、度会郡大湊の宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。重次は学和漢を兼ね能書の誉も高かつたが、十六歳作として

誠なる本とけのみ世へ行志可者

む左き古の身も清くなるらん 重次

の和歌一首が遺されて居る。○同年十月十八日太田奉行在府中、山田羽書取締役野村太治兵衛が、金七千両余の賄込の提訴に依り、御普請役御組頭柘植傳左衛門掛改で、外宮祠官三方年寄師職上部越中を拜田揚屋へ入牢申し付けた處、山田三方会合年寄中より「叙爵者を一應の御尋ねも無く、入牢申し付くるは恐れながら心得難き御事」と願ひ出の為、太田奉行之を再吟味の結果、御用人伊丹六兵衛の収賄事実が発覚され、即時右御用人の罷免となつた。而し曲事は明白であり、野村太治兵衛は「叱り」を、上部越中は裁断通り拜田牢者の上「閉門五十日」を申し付けられた。「御奉行所控」○同年十月廿日奉行所は山田三方会合所をして、岡本町成子屋の両宮御神酒販売を禁止せしめた。○同年十一月廿六日夜、奉行所の奥台所より出火し、両御門・土蔵・御組両長屋・御厩を残して全建物が失はれた。此の為太田奉行は五日限りの早飛脚を以て、幕府へ注進「差控」を伺つた處「不及其儀」との御裁下があつた。幕府の太田奉行に對する、客易ならぬ信任ぶりが理解されよう。○同三年正月幕府は太田奉行をして、両宮へ御厩を建て、神馬を牽進せしめたが、両宮に於ては此の神馬の神前へ牽き立つる日を、正月二日・六月十六日・九月十六日及び毎月一日と定めた。○同年二月十日太田奉行の上申に依り、幕府は下総国船橋明神の神札を禁止し、又江戸大伝馬町の鏡師村田長兵衛の神鏡模造をも禁止

せしめた。○同年二月廿日山田船江町の町人井川四郎兵衛は度会郡御園村小柳の所有地を、外宮神馬の埋葬所として寄進すべく、奉行所へ請願した。○同年三月三日幕府より、去年十一月廿六日焼失に依る奉行所再建の御下知あり、太田奉行は早速仕様帳を作成し、御伺の上同年七月初旬普請にかゝり、十二月下旬竣工せしめた。○同四年二月学問該博の評ある太田奉行は、奉行所子弟教養の為役所内に校舎を創建し、一を素読所一を申儀館と称し、組方仕法金の利子を以て其の費用に充当された。○同年三月廿日幕府より勢州海岸の守備を厳にする様御達があつた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年六月五日太田奉行は両宮会合年寄共・同師職共を奉行所へ召喚して、又々茶屋遊興・娼婦落籍等奢侈淫蕩の風を厳しく戒飭された。○同年七月二日太田奉行は勤務四ヶ年、御召ありて参府、同月十七日に至り、若年寄支配の西丸御留守居へ役替仰付けられた。

四三 小出豊前守英美

家紋 八重梅鉢
自弘化四年至嘉永元年
知行 二千石

初め織部後に豊前守を称した。○弘化四年七月十七日山田奉行任補の内命があり、同年九月

朔日造宮奉行を仰付けられ、十月十九日に至り初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同五年正月十日度会郡の有爾土器料田中介在松山入札の件に付、世古村民は長年寄・宮物屋・秘密祐をさとしより みやものや ひみつね宜共を相手どり、奉行所へ訴訟に及んだ。同年二月十日に至り、御奉行病中の為御普請役御組頭柘植傳左衛門掛改あり、長年寄共を斥け世古村民を安堵せしめた。〔御奉行所控〕○同年二月廿八日改元に付、両宮祐宜以下宝祚長久・国家安全の奉祈があつた。○小出奉行は勤務約一ケ年、去る弘化五年正月十日頃より病臥、嘉永元年五月十五日に卒去され、度会郡勢田村の神護峯中山寺境内へ葬られた。墓石の表面に「小出豊前守従五位下藤原朝臣英美墓」裏面に「嘉永元年戊申五月十五日卒」とあり。過去帳には「孔彰院殿前豊州大守義雲宗仁大居士」と誌されて居る。

四四 河野對馬守通訓

家紋 隅切角に三文字
自嘉永元年至同三年
知行 二千二百石

初め猪右衛門後に對馬守を称した。○嘉永元年六月廿四日御老中支配の日光奉行より山田奉行転役の内命があり、同年十月十二日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年五月三十日

奉行所は宇治二郷会合所をして、宇治法楽舎の勸化画像軸物の配布を禁止し、其の板面を没収せしめた。○同年七月十日大風雨あり。内宮瑞垣・月讀宮御門並瑞垣・風宮瑞垣が破壊された。

○同年九月滝原宮同竝宮及伊雜宮の遷宮であつたが、河野奉行在府中の為、御目代御普請役御組頭柘植傳左衛門重政は、七十五歳の老齡を以て近江信楽代官多羅尾主税光弼と共に、両別宮遷宮を検分された。(註)江州信楽代官は近江・美濃・伊勢に在る代官所を統轄、志摩は俗に北伊勢代官所とも称されて居た四日市代官所の差配を受け、享和以後は江州信楽代官多羅尾氏が、四日市代官をも兼帯世襲する事になつた)○同二年四月十一日大湊浦に於て陣立の調練があつた。○同年六月五日前第三十八代の奉行柴田日向守は外宮玉串御門の御幌を献上された。○柘植傳左衛門重政は御譜代席与力亀谷利左衛門重定の次男にして、柘植傳左衛門繁勝一女阿富に配し柘植氏を冒す。家格を以て御普請役御組頭を仰付けられ、恪勤奉公六十一ヶ年、幕府は其の功を賞し白金三枚を下賜された。今年嘉永二年六月廿七日に至り、役人御屋敷に於て卒去「源徳院願誓本重政居士」と諡号され、度会郡大湊宝聚山如法院長樂寺境内に葬られた。○同年七月河野奉行は外宮北御門橋を造替し、内宮裏参道口御橋西側の石積を修築された。○同年八月山田上中之郷町の外宮師職廣辻勘解由・同小林美濃等は、奉行所の許可を得て山田筋向橋の換替を行ひ、欄干に

式年造替擬宝珠を装置して、之に一両以上の寄附者の姓名を刻した。「御奉行所控」○同年九月二日は内宮、同月七日は外宮の式年正遷宮なり。御上使として武田大膳大夫、遷宮奉行として河野対馬守、宮中警護として稻垣撰津守が、衣冠束帯を以て参列奉仕された。○同年九月十日両宮式年正遷宮奉祝の為、將軍家慶より御太刀の奉納があつた。○同三年七月廿一日大風雨あり。外宮樹木八十本・内宮樹木廿七本が薙倒し、民家も亦十四戸破壊し死傷人があつた。此の時神宮警固の為、奉行所より御目付三騎・同心十五人を派遣された。○同年九月廿三日河野奉行は勤務三ヶ年、御召ありて参府、御老中支配の京都町奉行へ役替仰付けられた。

四五 山口丹波守直信

家紋 丸に結雁金
自嘉永三年至安政四年
知行 三千石

初め内匠後に丹波守を称した。○嘉永三年九月廿三日御老中支配の日光奉行より山田奉行へ転役の内命があり、同年十二月十二日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十二月十二日山口丹波守初入早々奉行所より両会合所へ「今度山口丹波守様山田奉行として御就任に付、

山口姓呼称の者並丸内結雁金紋使用の者あれば、早速改姓・改紋する様町々在々へ申し渡せ」との御達があつた。○同年十二月廿日奉行所より山田三方会合所へ、山田町在山方の家数と人口を調査せしめた處、家数は七千六百一戸であり、人口は二万七千五十二人であつた。○同年十二月廿五日幕府は相州沿岸の炮台を新造又は改築された。○同四年二月十日幕府は前御老中首座水野忠邦の「謹慎」を解かれた。○同年四月十八日内宮古殿瑞垣御門下の御鏡紛失の訴へあり、奉行所より同心三人を派遣し調査せしめた處、同古殿裏手に於て発見された。○同五年正月朔日より十ケ年間、汐合渡船の無賃越に就いて羽書取締役川上源十郎より請願があつた。○同年二月五日山口奉行は前第三十二代小林奉行・同第四十二代太田奉行と同じく、両宮会合年寄師職共・同町年寄師職共・同平師職共を奉行所に召喚し「此の頃又々師職の輩が、身の程も辨へず、茶屋向へ罷り越し猥りに飲食し、甚しきは茶汲女を落藉妻妾と為す等、神職の規模を失ひ、神明を懼れざる所行有り」と厳しく追咎され、向後猶不相応の行状聞ゆるに於ては罪科を申し付くると、散々油を絞り申し渡された。「御奉行所控・御役所旧記」○同年五月九日江戸城の西丸が炎上した。○同年六月廿七日朝、宇治古市町の大林寺より出火し、中之地藏・久世戸・下之町・西裏に延焼して二百八十戸を失つた。此の時山口奉行は御普請役御組頭衆・

御目付衆・同心衆と共に出馬されたが、七月四日に至り山田三方会合年寄共・宇治二郷会合年寄共を奉行所へ呼び出し、龍吐水一挺も無き防火の怠慢を叱責され、自今以後大町は三挺宛、小町は一挺宛必ず常備すべき旨厳しく申し付けた。○同年十二月、去る五月九日炎上の江戸城西丸が再建された。○同六年二月十日幕府より御普請役御組頭柘植次郎右衛門博文が、初めて不逞浪士取締隊長に任ぜられた。○同年三月十五日海岸奉行兼帯の柘植次郎衛門は、幕命ありて参府、勢州海防に付上申され、又炮術・軍事を研修されて居たが、既に小普請組（註||俸禄四十俵）の勝麟太郎義邦とは入魂の間柄であつた。同年六月十八日に至り勝麟太郎は〔海防意見書〕を示し、幕府へ提出せんとして其の批校を乞はれた。時に麟太郎は三十一歳、次郎右衛門は四十六歳であつた。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年六月將軍家慶が薨去され、十一月に至り家定の將軍宣下があつた。○同年七月宇治橋が竣成して渡初式が行はれ、之が江戸時代最後の渡初式となつた。当時橋奉行を勤めた山口奉行名の欄干の擬宝珠は、昭和現代も尚襲用されて居り其の銘に「奉行山口丹波守源直信嘉永癸丑六年六月吉祥日 鋳物師蛸小路住常保河内作」とある。○同年九月奉行所の厳命で宇治二郷会合所は非常防火に備ふるが為、館町民家の井戸使用の棹釣瓶を、車釣瓶に改めさせた。○同年十一月廿七日異国船渡来に対し、奉行所よ

り両会合所へ次の如く令された。即ち

一 両宮神職之輩専ら武家風儀を学候者却

而不可然候得共劍術等心掛候者身分

肝要之職掌を不得失程に修業其儀不

苦候尤師範に事寄浪人者之類抱置候

儀者不相成候 以上

○同七年正月山口奉行は先例に依り、御船おろし式を行つた上、二見・白子間に於て水軍訓練の指揮を執られた。○安政元年八月廿六日は素読所並土蔵の上棟、十二月朔日は地震に付、祈禱ありて春木・山本両大夫へ黄金五枚宛を下附された。○同二年正月十日幕府は講武所を築地に設置した。○同年正月廿三日下田取締掛手付蕃書翻譯勤方の勝麟太郎は、幕命に依り大坂近海・勢州海岸を巡回されたが、勢州海岸は山田奉行所の海岸奉行柘植次郎右衛門が同道検分された。○同年二月七日江戸御表より伊勢湾防備視察の為、御勘定奉行石川土佐守・御目付大久保右近将監の一行参着あり。翌八日山口奉行は御普請役御組頭柘植次郎右衛門を随伴し、一行と共に二見・鳥羽を見廻り、大筒の台場建設の計画を立てられた。〔御奉行所控〕○同年五月

廿八日当国飯野郡射和村の両替屋竹川彦左衛門（註〓竹斎と号す）は、御普請役御組頭柘植次郎右衛門の紹介で御奉行山口丹波守に拝謁し、其の著「海防護国論」一冊を差し上げた。○同年六月五日御普請役御組頭柘植次郎右衛門は臺命を蒙り再び参府、詰所は江戸城内の「焼火之間席」であり、其の後の勢州海防を、詳細に亘り御老中衆へ上申された。同年九月十一日帰任に当り、既に小十人組となつて居た勝麟太郎の紹介で、講武所炮術指南役中山旗郎を同伴し、当奉行所の御家中並御組一同へ西洋流炮術の教授が成された。「御奉行所控・御役所旧記」○同年十一月五日奉行所は両会合所をして「海防鑄炮」に用ふる寺院の鐘罽を調査せしめた。○同年二月幕府は著書調所を九段坂に設置した。○同年五月廿日外宮方の神楽役人共は山田三方会合所を通じ、又々奉行所へ帯刀を請願した處、山口奉行は神領内に限り之を許す事にした。此の神楽役人帯刀請願の件は、去る文化九年正月前第三十三代の奉行大河内肥前守が在役の時却下されたものであつた。○同年九月津藩主藤堂和泉守は山口奉行・御普請役御組頭柘植次郎右衛門と同道神宮参拝の上、沿海の地理を巡検し、海防に就いて談合された。○同年九月十六日は外宮、同月十七日は内宮の神嘗祭に付、奉行所より御普請役御組頭・御目付・同心の諸役人三十四人、中間三人・人足十四人が出向かれた。○同四年正月十九日晝、山田向河崎より出

火し、民家・土蔵・納屋等百軒余が失はれた。此の火災は中橋の一橋だけで、交通不便の處から大事に至つた為、奉行所の嚴命で山田三方会合所は、南北両方面の架橋工事を押し進め、翌年五月廿三日に完成し、其の新橋渡初式が行はれた。○同年五月朔日御普請役御組頭柘植次郎右衛門博文は養病の為退役、席の儀は奥勤御普請役御組頭中首席を仰付けられた。〔御奉行所控・柘植光重留書〕（註||幕末の慶応三年に御普請役格同心組頭平川要人が作成した〔御組代々記〕には「柘植次郎右衛門席之儀者番頭格次席」とあり、右代々記の奥勤・御組混合といふ杜撰さが目立ち、茲に筆記の大きな過誤を訂正して置く）○同年五月廿五日宇治師職太郎館豊前季賢が、自家檀那に刊行禁止の〔両宮辨〕を配布した件に付、外宮祢宜並山田三方年寄より奉行所へ訴訟に及んだ。太郎館豊前は其の版面を削減し、事内済にせんとしたが、外宮方は容易に应ぜず荏苒日を重ぬる計りであつた。同年八月五日山口奉行は断乎両者を御白洲へ呼び出し御吟味あり、太郎館豊前を牛谷揚屋へ入牢「町預」とし、十二月五日に至り再吟味の上「逼塞五十日」を申し付けた。○同年八月十日宇治師職沢瀉伊織久仲は自家檀那に配布せんものと、刊行禁止の「両宮撰末社之諸神号並鎮座由緒之一枚摺」を出版した為、御白洲に於て山口奉行より牛谷揚屋へ入牢「逼塞五十日」を申し付けられた。〔御奉行所控・御役所旧記〕 ○同年十一月十日山田奉行所設置以

来、悠久二百五十五年、初代より二代へと其の威容を誇つて居た御船虎丸が、老朽の故を以て山口奉行始め諸役人に見まもれながら、惜しまれながらに解体される事となつた。○同年十一月十五日江戸城より勘定奉行水野筑後守の一行参着あり。又同月廿五日に至り御老中脇坂中務大輔の一行参着あり。山口奉行は一行と共に御普請役御組頭衆を随伴し、騎馬にて両宮参拜の上、二見海岸・鶴松浜御新田・大湊大防波堤・宮川大堤防を検分された。○同五年正月十一日大兵肥満にして文武両道に通曉し、政道嚴密にして温和仁慈の君子人であつたといふ山口奉行は、勤務八ヶ年神領奉行としてよく其の任を全うされ、御老中支配の御普請奉行を経て大御目付へ役替仰付けられた。

四六 渡邊肥後守孝綱

家紋 丸に三つ星一文字
自安政五年至同六年
知行 三千石

初め右兵衛後に肥後守を称した。○安政五年二月九日山田奉行任補の内命があり、同年五月三月初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年二月十日渡邊奉行は江戸浅草寺の太神宮御

被・大麻発行の件に付、両宮会合年寄共の訴へに依り、寺社奉行へ厳達し其の発行を停止せしめた。○同年二月十日外艦渡来に付、大宮司は両宮守護の事を渡辺奉行に懇請された。○同年三月十日渡邊奉行は当度式年造営の御用材を、信州の木曾山中より伐採する事を告知された。

○同年五月五日 御普請役御組頭衆・御目付衆は多気郡齋宮の蛭沢ひのせへ遠馬を試み、折柄満開の「どんど花」を観賞された。○同年七月將軍家定薨去され、十二月に至り家茂の將軍宣下があつた。此の年幕府は外国奉行を置かれた。○同年九月御老中間部詮勝は上京し、頻りに志士を捕縛したが、江戸に於ても亦此の事があつた。○同六年五月幕府は渡邊奉行をして、津藩主藤堂和泉守へ両宮警備を厳にするよう伝達せしめた。〔御役所旧記〕○同年六月渡邊奉行は学事奨励の為、土井聳牙・猪飼箕山・龍三瓦等の儒者を招聘し、豊宮崎文庫に於て漢学を講ぜしめた。○同年七月奉行所へ両会合所より「異国人之神三郡及志摩国内立入禁止」の請願があつた。○同年八月大雨、五十鈴川洪水に依り内宮域内の風日祈宮・天津社・熊淵社・御伴神社の漂流、風日祈宮橋の浮漂、宇治町家の浸水等、其の被害は甚大であつた。此の時奉行所より神宮警固の為、御目付衆・同心衆が出動された。○同年九月十日渡邊奉行は勤務一ヶ年、御老中支配の外国奉行へ役替仰付けられた。

四七 秋山安房守正光

家紋 豎花菱
自安政六年至文久三年
知行 四千七百石

初め十右衛門正老後に安房守正光を称した。○安政六年十月廿八日山田奉行任補の内命があり、同年十二月廿一日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○秋山奉行の就任入部は、十二月廿一日といふ年末多忙の時で、大宮司始め両宮祢宜共・同師職共の小俣口渡場の出迎えに不平を唱へる者が多かつた。此の時宇治師職の小川地平八郎喜廣は

餅つきの中に飛び込む安房の守

なかく居りては人かあき山 可朝

と祝言の狂歌一首を短冊に認めて差し出し、其の風流に其の大胆に秋山奉行・御用人・御普請役御組頭衆を失笑させた。○萬延元年三月三日水戸・薩摩の浪士に、大老井伊直弼は桜田門外で殺害された。○同年三月廿日祭主藤波教忠より「神領庄屋共之苗字帯刀」の件に付、奉行所へ請願があり、秋山奉行は神領内に限り之を許した。○同年五月十九日幕府より大湊波除堤の修復料として金二千三十兩の下附があつた。○同年九月五日内宮五祢宜藤波氏命は、次の如き御鹽殿御造宮に関する訴状を奉行所へ提出した。

太神宮御饌御料二見郷

御鹽殿之御儀者式年御遷宮並諸祭及毎年神祭之節從往古拙者方勤行仕
來候御吉例に而御座候然處此度二見七郷之内山田原村密巖寺住僧より

郷中江申立候者

御鹽殿御造宮御入用且

御朱印御改出府諸入用多分に相掛候杯と申諸事向後儉約相用候様申に
付先達而郷中と入纏に相成御役所江茂内々申上候筋茂御座候由然處山
田岩淵町益大膳儀仲人に相立段々郷中江儉約可致旨申入其上拙者方江
茂御造宮之節地曳祭より御清匏迄七ケ度之行事を始御遷宮之御時諸入
用合金五拾金に而仕切候様可致と大膳より年寄共江致差図候趣に而無
拋年寄共内より申出候得共右七ケ度毎々拙者方より神主壹人並諸神役
相勤候者五六輩茂致参役且御遷宮之節八神主兩人權神主七八人其外神
役之者數輩致参向供奉人等に到迄三ケ日之間彼地に參籠殊に神主並權
神主ハ致忌火潔齋専務仕彼地神役人共江行事之作法令差図仕來之通相

應之所役為相勸申候就夫右入用何茂郷中に而相賄取斗可申前々より之式例に御座候而拙者家茂例格取定候雜用繁多に候處仕切等と申出候而ハ何分御遷宮御差支に相成勿論為其御料難有

御朱印頂載仕罷在候處其詮無之畢竟御由緒可致忘却基と神慮尤恐多奉存儉約と者乍申右様自由之申立難聞届餘之儀と茂違神祭之儀者可任先例旨申遣候然處去月晦日郷中之者内々に而申出候者先日御申聞之儀於郷中者一同御尤に奉存候併益大膳兎角彼是申是非五十金に而仕切候様度々可願出旨申聞其上萬一於藤波家聞届無之候者大宮司に相頼可申旨相觸候間難捨置則大膳より到來之書状持參仕候何分新規之儀無之候様御取斗被下度旨段々申出候右様猥之儀取企候而ハ拙者方始郷中一同歎敷奉存候

御鹽殿之御儀往古ハ御造料之田地御座候に付拙者家より修造仕候處鳥羽城主九鬼大隅守殿押領地に相成御造宮茂及断絶

太神宮御饌調進之御鹽茂及怠慢歎敷次第に御座候處神役人共蒙奇瑞之

神託神前之藤蔓玄冬に咲乱候に付偏に拙者方先祖氏親神主を相頼候後
権現様御代御神領御再興之儀慶長年中より奉願上候處

大猷院様御時寛永十年六月六ケ村合貳千百參拾貳石餘之

御朱印頂載仕永御造宮無御滯御遷宮之御事拙者家より相勤申候其以前
當地御奉行長野内藏允殿依御寄附御造宮被成候節拙者方先代江被仰聞
御遷宮相勤候藤波左馬之助江之御状只今茂所持仕候尚又正保年中神役
人之内三村宗左衛門我意を企神祭等勝手に取斗可申旨申立候節當地
御奉行石川大隅守殿江申上拙者方利運に被仰付無滯御遷宮相勤候節之
御状只今茂所持仕候其後萬治年中御奉行八木但馬守殿之節茂同様利運
に相成申候右之通従往古由緒数多御座候儀を差而郷中難渋と申に茂無
之儀者兼而承候處儉約之由申立無此上茂御遷宮之諸式作略等閑に成行
候而者神慮尤難測乍恐

御朱印之御表に茂相拘猥之儀に奉存候元來密巖寺之儀者神役人為寄合
草庵壹人より米壹石宛付置用向取斗候事に御座候處當時右等之由緒取

忘如何之申出方と奉存候何卒諸事前々之通取斗新規之儀一切無之様為

有度奉存候御事 以上

藤波若狹 印

萬延元_{庚申}年九月五日

進上 御奉行所様

右一件に付、同年九月廿五日二見山田原の密巖寺住僧五味定峯及山田岩淵町の外宮師職益大膳
兩人を奉行所へ召喚御白洲に於て、秋山奉行より「新規異例之儀者神地不相應之儀に付遂吟味
急度逼塞可申付者也」との裁断が下された。「御奉行所控」○同年十一月江戸城の本丸が竣成
された。○文久元年三月五日内宮五柙宜藤波氏命より「御鹽殿神役人共之帶刀」の件に付、奉
行所へ請願があり、同三年五月十日に至り、神領内に限り之を許された。○同年五月廿五日米
価調節の為、奉行所は米七百俵の売下げを行つた。○同年七月朔日秋山奉行は内宮へ神馬を牽
進された。此の年両宮末社の宮人共へ、神領内に限り「苗字帶刀」が許された。○同年七月十
日幕府は去る萬延元年三月三日井伊大老殺害事件に依る、暴徒の處刑を執行した。○同年七月
廿日外宮師職共が御被銘に「太神宮・天照兩太神宮・皇太神宮・兩皇太神宮」等と認め、又軸
物に「伊勢兩皇太神宮・天照二所皇太御神」等と認めて、内宮の祈禱を兼行するに依り、内宮

師職共より其の停止方を奉行所へ提訴に及んだ。同年八月廿日に至り、両宮師職共は奉行所へ召喚、秋山奉行より利害得失を説諭の上、訴願の取下げを申し渡された。○同二年正月水戸浪士等は御老中安藤信正を坂下門外に襲撃した。○同年三月幕命に依り、津藩主藤堂和泉守は神宮警固の為、秋山奉行と同道され二見海岸に防備施設を行はんと、其の実地の検分があつた。○同年五月幕命に依り、津藩主藤堂和泉守は神前山へ炮台を構築し、六月に至り宿宮を山田岡本町の上部越中邸南方の坊山へ設置された。○同年八月五日前御普請役御組頭柘植傳左衛門重政の次男御普請役御組頭首席柘植次郎右衛門博文が、役人御屋敷に於て卒去「源光院練譽貫道博文居士」と諡号され、度会郡大湊の宝聚山如法院長樂寺境内に葬られた。○同年八月廿日宮川大洪水で、昼田村の堤百間余が切れ、小俣村・川端村境の新川原堤も二百間余が切れ、山田市中も町内家々に浸水し、往来は大川となつた。○同年十一月幕府は尾州藩主徳川大納言をして、外宮宮域内に宿宮を設置し、戍兵一聯隊を駐屯せしめた。○秋山奉行は文武両道に達せられ、本居派の国学・和歌に通じて、能書の誉も高かつた。同文久三年正月十日著者の曾祖父橋本刑部實盛を小林御屋敷に召され、次の如き自詠の和歌短冊と同奉行着用の豎花菱の金紋付陣笠を贈られた。

御代遊堂加といへる五文字遠句乃可三耳置亭

三本乃浦やよも乃梢遠由き可へ李

多都むら安曾ふ数農見遊める

正光

(註)秋山奉行の和歌短冊は今猶拙家に伝ふるが、金紋付陣笠は明治時代へ入り、親族の旧神宮家松木時彦の名に於て、神宮徴古館へ出品展示されて居たが、昭和二十年七月の戦火で失はれた。○同年三月十五日御船手御組頭の先野住太滋徳を始め御船手水主同心廿五人は、幕府の内命に依り、御船三日月丸を豆州下田港へ廻漕された。〔御奉行所控・御役所旧記〕○同年四月七日秋山奉行は勤務五ヶ年、国論沸騰・国事多難の折柄、惜しい哉奉行御屋敷に於て卒去「宗巖院殿從五位下前房州刺史眞譽義山頭道大居士」と諡号され、度会郡大湊の宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。○去る文久三年四月七日御奉行秋山安房守の卒後、本多伊豫守が同年十二月十日奉行職に就任入部するまでの九ヶ月間、奉行所の政柄は専ら下僚の御組同心衆の手に移つて居たが、世情は開国論・攘夷論で騒々しく、神領も亦其の影響を受け、実に目まぐるしいものがあつた。○同年五月幕府は津藩主藤堂和泉守をして、度会郡江村海岸と同郡今一色村海岸の二ヶ所へ、炮台を構築し外寇に備へしめた。○同年六月此の慌しい世相の中で、両宮の御木曳が行はれた。

○同年七月幕府は久居藩主藤堂佐渡守をして、度会郡一色村に砲台を構築し、宿営を同郡通村に設置せしめた。之と同時に本藩の藤堂和泉守は、宿営を同郡久志本村に仮設した。○同年八月津藩主藤堂和泉守は、幕府へ神領海岸に農兵の配備を建言し、八匁銃百挺を両宮へ献進された。此の時吉野浪人千五百人が、大和の天誅組に同心して、伊勢に向はんとする風聞あり「神地防備方」として、尾張藩兵が小俣口・田丸口を警固された。○同年八月幕府は鳥羽藩主稻垣摂津守をして、伊雑宮並大歳社の社前に大砲を備へしめ、同時に神宮警衛をも仰付けられた。○同年九月奉行所は宇治・山田町々の師職・殿原・仲間及神領村民より、農兵志願者を募集し、八匁銃の扱ひ方は奉行所鉄砲方同心の指導を以て習得させた。又神領村方の新穀を他へ売却せざる様令された。○同年十月奉行所は両宮宮庁へ令し、山田三方会合番所を一鳥居前に宇治二郷会合番所を宇治大橋西詰に開設させた。〔御役所旧記〕

四八 本多伊豫守忠貫

家紋 丸に右切立葵
自文久三年至慶応四年
知行 一万五千石

勢州の神戸藩主であつた。○文久三年十月八日山田奉行任補の内命があり、伏見奉行次席は

同年十一月朔日御免となり、同八日造宮奉行を仰付けられた。同十一日江戸を発駕、同廿二日在所神戸へ到着、同年十二月七日まで休息し、同八日神戸を発駕、同十日初入、小林奉行御屋敷に居住された。○同年十二月十二日先例通り奉行所御広間に於て、大宮司始め両宮祢宜・同会合年寄師職・同町年寄師職其の他の御目見があつた。○去る十二月十日日本多奉行初入の時、家老一人・用人二人・給人三人・物頭五人・小姓四人・中小姓五人・徒士十人・足輕六人が附隨の為、同月十五日より御曲輪へ御長屋と御厩を増しされた。然して又幕命に依て御組の御役替があり、水主同心の呼称を御役所同心と改称し、新規御普請役格を仰出された。○元治元年四月廿日本多奉行は神宮守衛の農兵をして、奉行所炮術方同心指導の下、之が炮術を練習せしめ、神領内に限り「苗字帯刀」を許した。〔御奉行所控〕○同年六月水戸藩士大谷龍之進・瀧美加遠・中島庄作共は「元治元年六月攘夷祈願水戸藩中」と記した大幟三基を宮中に押し立て、三十五日間の祈願をせんとしたが、神宮側は之を許さなかつた。神宮宮庁より奉行所へ届出の七月十一日附水戸藩御供献進告文と、姓名・人員は次の如く見えて居る。

度会乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立氏

高天原爾千木高知氏鎮里坐須掛毛畏岐天照坐皇太神乃宇

豆乃大廣前願今年元治元年七月朔日乃今乃良辰乎以氏恭

志久御酒御饌乎調進志奉留願主者

水戸中納言家臣

大谷龍之進孝幹

瀧 美加遠夔夫

中島 庄作茂勝

沢辺 猿介正勝

高木邦之助吉信

三月節九郎誠明

石山 銚三忠徳

守島虎二郎忠章

村山郁之助忠直

関 和泉義則

木村 虎三政信

森 麟之助義隆

大江彦三郎詮正

山本 忠藏廣忠

穂積 周藏眞徳

竹内仙太郎義一

増谷熊二郎義路

芳賀重二郎定勝

右之願意者 天下泰平国家安寧五穀豐熟中納言源慶篤朝臣

武運益永盛 国家 並願主之銘々 事故奈久夷賊等乃大御国乎

汚志侮留乃心乎絶比御稜威乎海乃外爾輝志給倍又夷賊等加軍艦乎

寄来須止毛激浪乎揚介颱風乎起志千里乃外爾攘比令没給比大御

国乎常磐堅磐爾夜乃守里日乃守里爾護里幸比玉倍止恐美恐美毛祈

禱里申事乃由乎平介久安介久聞召玉倍止恐美恐美毛申奉留

右一件に依り、本多奉行は神宮宮庁並兩宮会合所へ、自今以後町在に於て三日以上宿泊する者

は、兇着共に急度届出る事を命じた。○同年七月外宮師職久志本常緩・同師職綿谷志津馬・内宮師職浦田長民共一味は、身の程も辨へず、水戸藩士大谷龍之進に唆かされ、神領の防備、山田奉行の政權褫奪を朝家へ建白すると云ふ、暗中の画策が露見に及んだ。本多奉行は此の陰謀の容易ならざるを察知し、八月廿一日に至り幕府へ上申と同時に、急拠彼等一味を一網打尽に捕縛入牢申し付け、腰縄・手鎖の儘御白洲へ呼び出し、第一回目は御奉行直々に吟味されたが、第二回目からは吟味方御目付をして、連日の如く厳重取調べを行はしめた。斯る時大宮司・慶光院其の外町々より「平に不念不調之由に而重々御詫び云々」の歎願頻りと有り、本多奉行は此の際人心の乖離を慮り、死罪といふ極刑で「江戸送り」にも拘はらず、前例無き寛容を示して、同年十月廿一日首謀者の久志本常緩・綿谷志津馬に「閉門百日」を、浦田長民に「蟄居百日」を、輕輩の松坂者世古恪太郎以下には「遠慮・急度叱り・叱り・町預」を申し付け一件落着となつた。〔御奉行所控・御役所旧記・藤波氏命日記〕○同二年正月幕府殊願あり、両宮へ米百石宛を献じ本多奉行をして代参せしめた。○慶応元年五月幕命に依り、本多奉行は尾張藩の神宮警衛解除を通達された。○同二年五月廿日大風雨あり。奉行所は山田三方会合所をして、宮川堤防の修繕を山田町在に課せしめた。○同年七月廿七日將軍家茂が大坂城で薨去され、

十二月五日に至り慶喜の將軍宣下があつた。○同年八月兩宮長官始め正員祢宜共は、連署を以て黄金御樋代の増量を、造宮奉行の本多奉行を通じ幕府へ請願した。○同年十二月廿六日孝明天皇崩御に付、式年御造宮工事が中止された。○同三年十月土佐藩主山内豊信より大政奉還の建議があり、將軍慶喜之を可納し政權を返上された。○同年十一月二日幕府より御普請役格同心組頭の濱口半右衛門武貫・吉野端次矩成・前田兵衛高久・平川要人美親・志賀鱗三正矩・宮崎輪大夫常知・三木泰六義信以上七人へ、勤役中に限り与力格を仰付けられた。○同四年正月將軍慶喜は、鳥羽・伏見に薩摩・長門の聯合軍と戦ひ、津藤堂藩の卑怯極まる裏切りに依て敗北、海路江戸へ帰り朝敵の汚名を被された。之と同時に朝廷では、慶喜以下の官職を削り追討の詔を發した。「勝てば官軍負ければ賊軍」の口碑が生まれたのも此の時であり、又俗な言葉であるが「金の切目は縁の切目」の通り、兩宮へ測り知れない程の神忠・功績を遺した、幕府に対する大官司以下兩宮祢宜共の態度は「逆賊徳川幕府誅伏」祈祷といふ、津藤堂藩同様掌を反すが如き忘恩で、無氣力・無節操も甚しく、南北朝時代の外宮祢宜村松家行や同松垣常昌やとは雲泥の差があつた。○同四年三月徳川慶喜は上野寛永寺の大慈院へ屏居し、恭順の意を表されたが、四月に至り官軍（註||薩・長の聯合軍）は江戸城を接收した。○同年六月王政維新報

告の爲、公卿勅使の内大臣廣幡忠種が、中臣忌部使王代と共に参向し、両宮へ御料米五千俵・絹百匹・布十反・麻七斤・刀十口を奉獻された。○同年七月六日前御普請役御組頭次席先野住太滋徳が、役人御屋敷に於て卒去「秋光院觀譽浄音滋徳居士」と謚号され、度会郡大湊宝聚山如法院長楽寺境内に葬られた。慶長八年十一月山田奉行所設置以来、世襲的であつた御旗本の支配御組頭所謂御普請役御組頭の職名も、此の先野住太滋徳が最後であつた。○同年七月十二日前御譜代席与力亀谷新太郎重次の実父に当り、又前御普請役御組頭柘植次郎右衛門博文の義兄に当る、外宮祠官町年寄師職橋本刑部實盛が卒去「宮掌大内人正六位上藤原實盛」と称され山田妙見山先塋の側に葬られた。遺詠に「見花」と題して左の一首がある。

於保路氣に見てや者數支無異國由

多衣亭根さゝぬ花乃梢遠 實盛

○同年七月六日幕府は亡び、明治新政府に依て全国の諸藩は廃止となつた。宇治・山田は何れの藩にも属せぬ特殊の地域であり、次の如く神祇官の御達で、先づ度会府を置き、公卿の前東海道先鋒総督左近衛中将橋本實梁を府知事に任命し、同月廿七日山田奉行所を接收した爲、旧山田奉行本多伊豫守忠貫は勤務五ヶ年、外宮師職久保倉大夫邸へ退去された。悠久二百六十六

年に亘り、神領の支配権を掌つて居た山田奉行も、茲に於て根底から崩壊し廢止されたのであつた。

橋 本 中 将

勢州度会府知事被仰出候事

藤 堂 佐 渡 守

伊勢神宮御警衛被仰付候事

但度会府知事江諸事申合相勤可申事

右之通被仰出候事

七月

神 祇 官

○明治元年八月江戸を東京と改められた。○去る慶応四年七月廿七日山田奉行解任後の勢州神戸藩主本多忠貫は、恭順の意を表し、明治廿年六月廿三日明治新政府より神戸藩知事に任命され、其の行政機関として藩庁を神戸城内に置かれた。○同三十一年六月廿八日本多忠貫は東京に於て卒去された。

第三部 奉行所諸役人の姓名録

慶長八年十一月山田奉行所設置以来の諸役人に就いては、御奉行所控・御役所旧記・藺田守任冠下日記・亀谷重勝寛文乙巳備忘録・橋本安居神都雜事記・歴代奉行事績の条下で、其の大部分の姓名を知り得る事が出来る。従つて姓名録には之等重要人物のみを掲載、他は省略する事にして、先づ御旗本の御下代所謂奉行御目代を明記した。奥勤の支配御組頭所謂御普請役御組頭と御譜代席与力は、幕命に依り参府御役替があり、御組所謂組方の御抱席同心は土着であるからそれが無かつた。元禄年中に至り幕府よりの支配御組頭と与力の人員補充は中絶し、新たに「組方役廻」の制度成ると雖も、其の家格と身分は、幕末迄依然として維持されて居た。左に奉行御目代姓名録並歴代奥勤姓名録と慶応四年七月奉行所廃止間際の御組姓名録を摘載する事にしよう。

一 奉行御目代姓名録

御旗本御下代

中村 勝兵衛尉氏全

小浜 右京進守隆

(元和六年正月千五百石を知行し、伊勢より安房へ采地替被仰付)

水谷 九左衛門尉光勝

(元和元年七月四日市代官を以て亀山城をも管治し、同三年正月山田奉行被仰付)

安藤 弥兵衛重矩

(元和九年正月四日市代官在役中山田奉行御目代被仰付)

桑名 忠八政行

山崎 十右衛門政豊

(退役願出)

水谷 豊兵衛光吉

大島 出羽守義近

(元禄元年十月兩宮修理奉行被命
同二年九月兩宮正遷宮御上使被仰付)

二 歴代奥勤姓名録

御旗本支配御組頭 (江戸御城内焼火之間詰)

山林 専之丞元政 (寛永二十年十月紀州藩松坂代官兼帯被仰付)

岡山 李之助重於 (正保元年正月紀州藩松坂奉行兼帯被仰付)

牧野 斎兵衛成久

坂口 作左衛門政信

柘植 傳左衛門繁庸

橋本市郎左衛門浄安

先野 住右衛門滋庸

橋本市郎左衛門重安

横井 弥兵衛時久

牧野 傳四郎成元

柘植 傳左衛門繁徳

橋本市郎左衛門重永

先野 茂左衛門滋信

柘植 平兵衛重倫

橋本市郎左衛門重居

牧野 傳四郎成政

(参府新御番組頭被仰付)

(退役後改石右衛門)

(参府御廣敷御用人被仰付)

柘植 傳左衛門重政

柘植次郎右衛門博文

(退役願出)

先野 住太滋徳

(同 断)

御譜代席与力

中村 文右衛門忠國

(參府南町奉行所勤方被仰付)

金田市郎右衛門玄房

(同 断)

知場 忠兵衛英正

(退役願出)

鈴木 九郎三郎守次

(當奉行所御番頭被仰付)

鈴木 嘉左衛門守吉

(鈴木九郎三郎守次嫡男
長崎町奉行所勤方被仰付)

花守 十兵衛忠居

(當奉行所御番頭被仰付)

佐々木八左衛門高景

(同 断)

和知儀左衛門正安

(同 断)

橋本 石右衛門重詮

(橋本市郎左衛門浄安四男
當奉行所御番頭被仰付)

廣瀬 鷲右衛門信親

中村 仁右衛門忠寛

龜谷 旅右衛門重勝

龜谷 太左衛門重長

橋 本 小兵衛常繁

花守 角左衛門忠久

小久保 傳八親政

龜谷 利左衛門重定

花 守 直次郎忠友

龜谷 太左衛門寛道

龜 谷 新太郎重次

(知場忠兵衛英正代役被仰付)

(當奉行所御番頭被仰付)

(退役願出)

(廣瀬鷲右衛門信親孫
當奉行所御番頭被仰付)

(當奉行所御番頭被仰付)

三 慶応四年御組姓名録

御抱席同心 (註〓〇印は由緒ある奥勤の家格)

伊藤 左右司永保

伊藤 鼎 永 福

伊藤 彦右衛門高行

○橋本 丈左衛門重基

橋本 保次郎重善

浜口 半右衛門武貫

浜口 半次郎武房

浜口 庄左衛門俊延

浜口 健吾清信

浜口 覚左衛門秀之

浜口 録郎堯雅

早崎 信右衛門信次

西村 幾之丞すけのすけ丞房

豊永 角兵衛正列

(橋本丈左衛門重基次男
明治御一新後改橋上姓)

豊永九郎右衛門正忠

豊永保左衛門孝義

豊永俊蔵高安

豊永衛守易行

豊永佐太郎知近

大畑権兵衛義徳

岡村正三郎美房

岡村牧太暢英

小川斗一郎嘉之

小川眞之丞富年

○金田貞右衛門玄承

榎坂軍蔵教國

榎坂庄次郎教生

榎坂隆吾孝景

(明治御一新後改三浦姓)

○龜谷 順輔重親

吉野 端次矩成

吉野 佳四郎矩正

高橋 與右衛門高德

高橋 與平次高壽

竹本 弘人敬貞

○柘植 祐太郎光重

辻 廉之助尚之

中根 久馬三輝近

○中村 甚左衛門義保

○中村 清九郎業廣

中川 芳左衛門重誠

中川 總藏重正

長山 国平知賢

内田 武左衛門保正

山口 猶次郎常易

山沢 元右衛門義貴

山沢 忠三郎行義

松本 金左衛門敏徳

前田 兵衛高久

前田 伯郎高快

前田 幾右衛門輝嘉

前田 三四郎保庸

藤村 弥十郎直貞

小久保 継右衛門義苗

小久保 四郎延壽

○小久保 鷲右衛門親輔

○先野 住太滋徳

(明治御一新後改広瀬姓)

(依家格奥勤御普請役御組頭次席被仰付)

○先野一郎滋美

西條谷右衛門房之

喜多川義太郎常之

三木泰六義信

宮崎輪大夫常知

宮崎冠作常誠

宮崎達介滿穀

下山弥門保福

志賀鱗三正矩

志賀德之助德行

志賀年右衛門常矣

志賀丈輔常鎮

志賀勇定國

平川要人美親

（先野住太滋德嫡男父在役中
慶応二年六月御目付被仰付）

慶応元年十月二日御組同心を以て、暫定的に次の如く体制を調へたが、同四年七月廿七日幕府崩壊と共に解消された。〔御役所旧記〕

御普請役格同心組頭（肩衣勤与力格） 七人

御金掛・海岸武備掛・御番所詰

御番頭 三人

吟味掛・御武器海岸掛・御番所詰・御廣間詰

御番頭格 二人

御用所詰・御廣間詰

御目付 七人

吟味掛・御武器海岸掛・物價掛・御破損掛

御目付格 二人

物價掛・御廣間詰

御用所御撰用 二人

御番所御撰用 三人

御番所御撰用見習

御廣間番

御廣間詰

御番所詰

三人

十二人

十七人

十二人

以上

昭和五十二年一月十五日 印刷
昭和五十二年一月二十日 発行

限定版

定価 金三、五〇〇円

著者略歴

明治三十五年五月十九日三重県宇治山田市宮後町（現伊勢市）に生れ、三重県宇治山田商業学校を卒業、歴代旧山田奉行所の御旗本支配御組頭の家筋であつた。

雲夢園石洲を号し、正風俳諧を早苗庵汀鷗に学び、大正十年一月十日立机を允許され、主要著書として「俳諧芭蕉の琴」「俳諧陽田の土」「明治以後の神風館に就いて」「伊勢山田奉行沿革史」未刊の「石洲独吟連句集新秋津洲」がある。

禁 転 載



著作人 橋 本 隆 介

発行人 橋 本 宣 彦

印刷人 塚 本 圭 二

印刷所 千巻産業有限会社

伊勢市宮後二丁目

三重県伊勢市宮町一丁目一八一七

発行所 雲 夢 園

電話 伊勢△五九△

②⑤ ②② 三六五四番
二四七六番

